

令和5年度

# 包括外部監査結果報告書

「子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」

令和6年3月11日

島根県包括外部監査人

森 脇 俊 樹

令和6年3月19日  
島根県報号外第24号別冊

## 目 次

第 1 章	包括外部監査の概要	1
第 1	監査の種類	1
第 2	監査の対象とした特定の事件	1
第 3	監査の対象部署	1
第 4	監査の対象期間	1
第 5	監査の特定の事件を選定した理由	1
第 6	監査の視点と方法	2
第 7	監査の実施期間	5
第 8	監査の体制	5
第 9	監査の利害関係	5
第 2 章	包括外部監査の対象	7
第 1	島根創生計画	7
第 2	島根創生計画における子ども・子育て支援	12
第 3	監査対象	16
第 3 章	包括外部監査の結果及び意見	17
第 1	総論	17
第 2	各事業について	21
	※各事業の頁は次頁の表のとおり。	
第 4 章	監査を終えて（謝辞）	189
	【令和 5 年度 包括外部監査日程表】	190

※以下、各事業の頁

番号	事務事業の名称	頁
1	女性活躍及び仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業	22
2	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業	30
3	お産あんしんネットワーク事業	36
4	産前・産後安心サポート事業	42
5	不妊治療支援事業	46
6	親と子の医療費助成事業	51
7	母と子の健康支援事業	61
8	子どもと家庭相談体制整備事業	66
9	施設入所児童支援事業	70
10	結婚支援事業	73
11	みんなで子育て応援事業（こっころ事業）	87
12	結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業	93
13	保育所等運営支援事業	99
14	保育所等整備支援事業	135
15	地域の子育て支援事業	139
16	放課後児童クラブ支援事業	144
17	子育てに関する経済負担対応事業	156
18	子ども発達支援事業	166
19	幼児教育総合推進事業	180
20	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業	185

# 第 1 章 包括外部監査の概要

## 第 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

## 第 2 監査の対象とした特定の事件

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について

## 第 3 監査の対象部署

政策企画局女性活躍推進課、健康福祉部（地域福祉課、健康推進課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課、障がい福祉課）、教育庁（教育指導課、社会教育課）、（一社）しまね縁結びサポートセンター

## 第 4 監査の対象期間

令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日）。ただし、必要に応じて過年度に遡及した。

## 第 5 監査の特定の事件を選定した理由

島根県は、全国の他の地域よりも早くから人口減少・少子高齢化という課題に直面しており、この課題を克服するため、令和 2 年 3 月に、概ね 10 年後の島根の目指す将来像を「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」と掲げた「島根創生計画」を策定し、若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続けられる島根を目指すこととしている。

しかし、「令和 4 年島根の人口移動と推計人口」によると、令和 4 年 10 月 1 日現在の島根県推計人口は 657,842 人で、昭和 61 年以降減少傾向が続き、この 1 年間で 6,965 人、1.05%減少しており、減少数、減少率とも当調査開始以来最大となっており、人口減少に歯止めがかかっていない状況である。このまま人口が減り続けると、地域社会の活力が失われ、経済活動が縮小し、日常生活全般にも支障が生じかねない。

県は、人口減少は当面の間続くものとしながらも、この人口減少の大きな要因とされ

る少子化に対する対策を進めるにあたり、若い世代が安心して島根で暮らし、結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、結婚から子育て期までのライフステージに応じた切れ目ない支援を行うことを目的として様々な子ども・子育て支援事業を実施している。

この子ども・子育て支援事業は、島根県全体で取り組むべき課題であるとともに、県民にとって身近で関心の高い分野であり、重要度が高いと考えられる。

については、県が実施している子ども・子育て支援事業に関して、当該事業が経済的・効率的かつ有効性をもって行われているか、財務の執行が法令・規則等にそって適正に行われているかを検証する意義は高いと考え、今年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

なお、本県における過去の包括外部監査において、子ども・子育て支援事業について特に取り上げて監査を実施した例は見当たらない。

以上から、今年度の包括外部監査のテーマを「子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」とした。

## 第 6 監査の視点と方法

### 1 監査の視点

主な監査の視点は以下のとおりである。

子ども・子育て支援に関する事務事業について、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないかを包括外部監査の視点とした。

- (1) 合規性：関連する法令・条例・規則・島根県の定めた要綱などに準拠しているか、あるいは社会通念上著しく適正性を欠いていないか

合規性に関する具体的な視点は以下のとおりである。

合規性の 具体的視点	事業の事務執行は関連する法律等に準拠しているか
	国への又は市町村からの報告事務に誤りはないか
	補助金の事務手続は、法律、条令、諸規則及び補助金交付要綱等に準拠しているか
	委託業務について、契約書及び仕様書に従った手続きが行われているか

- (2) 経済性：より少ない経費で一定の成果を実現しているか

- (3) 効率性：一定の経費でより多くの成果を実現しているか

経済性・効率性に関する具体的な視点は以下のとおりである。

経済性・効率性の具体的な視点	事業費の積算見積は適切になされているか
	他事業との重複や、無理な細分化はないか
	市町村や他部署との連携や情報共有を図っているか

(4) 有効性：経費と成果が住民福祉の増進に結びついているか

有効性に関する具体的な視点は以下のとおりである。

有効性の具体的な視点	事業の目的に整合する成果指標を設定し、目標値を明確に設定しているか
	事業の実施方法は、目的や成果指標の目標値を達成するために効果的か
	補助金は、事業目的に適合する形で使われているか
	委託内容は、事業目的を達成するために効果的か

以上の視点から、子ども・子育て支援に関する事務事業が、その事業目的に準拠し、合规性、経済性、効率性及び有効性を十分に確保しているかを検討した。

## 2 監査の方法

本年度の包括外部監査は次の(1)から(3)の方法で実施した。

### (1) 子ども・子育て支援に関する事務事業の概要の把握

政策企画局政策企画監室にヒアリングを行い、島根県の施策運営の総合的・基本的な指針である島根創生計画についてその概要を把握した。また、健康福祉部子ども・子育て支援課にヒアリングを行い、県の子ども・子育て支援に関する基本的な方針や取り組むべき施策の概要を把握し、そのうえで具体的な県の子ども・子育て支援施策の内容を把握した。

### (2) 所管課へのアンケートの実施

子ども・子育て支援事業を所管する各所管課に対して、事前に個々の事業内容等を把握するためアンケート調査を実施した。

### (3) 個々の子ども・子育て支援事業に対する監査手続の実施

個々の事業の監査にあたっては、島根創生計画の体系において、基本目標Ⅱにある「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に関連する事業を抽出し、補助金及び委託契

約について、所管課へのヒアリング、関係書類の点検、関係諸帳簿や証拠書類との照合及び必要に応じ補助金交付先への往査など必要な監査手続を実施した。

補助金の監査にあたっては、次の①から⑤に留意して監査を実施した。

- ①補助金等に関する手続（申請、交付決定、支出負担行為、概算払いと精算、実績報告、検査、確定通知、支出命令等）は規則・要綱等の定めるところに沿って適正に行われているか。
- ②補助金の目的は特定されているか、また公益上の必要性に適うものか。
- ③補助金等の効果（目的の達成度）の測定は適切に行われているか。
- ④補助金額の算定や交付時期は適切か。
- ⑤補助対象事業の実績確認は適切か。

委託事業の監査にあたっては、次の①から⑤に留意して監査を実施した。

- ①委託理由に合理性はあるか。
- ②随意契約の場合の随意契約理由は適切か。
- ③委託料の積算方法は適切か。
- ④契約書及び仕様書通りの業務が実施されているか。
- ⑤再委託されている場合その再委託は適切か。

### 3 監査の結果の記載方法

本年度監査報告書において、監査結果として記載している（指摘事項）又は（意見）は、以下の意味で用いている。

「（指摘事項）」とは、

違法行為又は不当行為と認められることから是正・改善を求めるもの。

「（意見）」とは、

指摘事項には該当しないが、検討を求めるもの。

〈違法行為〉

- 法令、条例、規則、要綱等（以下「法令等」という。）に形式的な違反がある場合
- 法令等に実質的な違反がある場合
  - ・ 裁量権の逸脱又は濫用がある。

- ・ 行為の程度が法令等の予定している程度を超えており、客観的にみて社会通念上著しく適切性を欠いている。

〈不当行為〉

- 法定等の形式的な違反はなく、実質的にも違反とはいえないが、次のような場合
  - ・ 行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである。
  - ・ 法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である。
  - ・ 社会通念上適切でない。

## 第 7 監査の実施期間

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

## 第 8 監査の体制

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者とした。

中井 洋輔（弁護士）

岸 道彦（公認会計士）

足立 尚吾（公認会計士）

## 第 9 監査の利害関係

監査の対象とした事件に関し、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。



**【本報告書における図表等の出典について】**

本報告書で用いている図表等については、島根県が既に公表している資料及び監査過程において所管課から直接入手した資料については、特に出典を明示していない。

上記以外の図表等については、当該図表にその出典を明示している。

**【元号の記載について】**

元号の記載については、一部略称を使用している。

S：昭和 H：平成 R：令和

## 第 2 章 包括外部監査の対象

### 第 1 島根創生計画

#### 1 島根創生計画の概要と構成

島根創生計画は、島根県が目指すべき将来の姿を明らかにし、今後の施策運営の総合的・基本的な指針として、県の最上位の行政計画となるものであり、概ね 10 年後を見据えながら、5 か年（2020 年度～2024 年度）の目標や施策の基本的方向を示している。

島根創生計画においては、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を島根の目指す将来像として定めており、この将来像を実現するための 3 つの柱、8 つの基本目標を掲げている。

島根創生計画の構成は以下のとおりである。



島根創生計画の体系は以下のとおりである。

将来像	柱	基本目標	政策	施策	
人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根	第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略	I 活力ある産業をつくる	1 魅力ある農林水産業づくり	(1) 農業の振興 (2) 林業の振興 (3) 水産業の振興	
			2 力強い地域産業づくり	(1) ものづくり・IT産業の振興 (2) 観光の振興 (3) 地域資源を活かした産業の振興 (4) 成長を支える経営基盤づくり (5) 産業の高度化の推進	
			3 人材の確保・育成	(1) 多様な就業の支援 (2) 働きやすい職場づくりと人材育成	
		II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1 結婚・出産・子育てへの支援	(1) 結婚への支援 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援	
		III 地域を守り、のびす	1 中山間地域・離島の暮らしの確保	(1) 小さな拠点づくり (2) 持続可能な農山漁村の確立	
			2 地域の強みを活かした圏域の発展	(1) 牽引力のある都市部の発展 (2) 世界に誇る地域資源の活用	
			3 地域の経済的自立の促進	(1) 稼げるまちづくり (2) 地域内経済の好循環の創出	
			4 地域振興を支えるインフラの整備	(1) 高速道路等の整備促進 (2) 空港・港湾の機能拡充と利用促進 (3) 産業インフラの整備促進	
		IV 島根を創る人をふやす	1 島根を受する人づくり	(1) 学校と地域の協働による人づくり (2) 地域で活躍する人づくり (3) 地域を担う人づくり	
		2 新しい人の流れづくり	(1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信 (2) 若者の県内就職の促進 (3) Uターン・Iターンの促進 (4) 関係人口の拡大		
	3 女性活躍の推進	(1) あらゆる分野での活躍推進 (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり			
	第2編 生活を支えるサービスの充実	V 健やかな暮らしを支える	1 保健・医療・介護の充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 医療の確保 (3) 介護の充実	
			2 地域共生社会の実現	(1) 地域福祉の推進 (2) 高齢者の活躍推進 (3) 障がい者の自立支援 (4) 子育て福祉の充実 (5) 生活支援の確保	
		VI 心豊かな社会をつくる	1 教育の充実	(1) 発達の段階に応じた教育の振興 (2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進 (3) 学びを支える教育環境の整備 (4) 青少年の健全な育成の推進 (5) 高等教育の推進 (6) 社会教育の推進	
			2 スポーツ・文化芸術の振興	(1) スポーツの振興 (2) 文化芸術の振興	
			3 人権の尊重と相互理解の促進	(1) 人権施策の推進 (2) 男女共同参画の推進 (3) 国際交流と多文化共生の推進	
			4 自然、文化・歴史の保全と活用	(1) 豊かな自然環境の保全と活用 (2) 文化財の保存・継承と活用	
		第3編 安全安心な県土づくり	VII 暮らしの基盤を支える	1 生活基盤の確保	(1) 道路網の整備と維持管理 (2) 地域生活交通の確保 (3) 上下水道の整備 (4) 情報インフラの整備・活用 (5) 竹島の領土権確立
				2 生活環境の保全	(1) 快適な居住環境づくり (2) 環境の保全と活用
VIII 安全安心な暮らしを守る	1 防災対策の推進		(1) 災害に強い県土づくり (2) 危機管理体制の充実・強化 (3) 防災・減災対策の推進 (4) 原子力安全・防災対策の充実・強化		
	2 安全な日常生活の確保		(1) 食の安全・生活衛生の確保 (2) 安全で安心な消費生活の確保 (3) 交通安全対策の推進 (4) 治安対策の推進		

## 2 島根創生計画の数値目標

### (1) 第1期(平成27年策定)の数値目標

平成27年10月に公表した「島根県人口ビジョン」(以下、「人口ビジョン(2015)」という。)策定時の将来人口シミュレーションでは、2040年までに、合計特殊出生率2.07と社会移動の均衡を達成すると、将来的に人口が安定し、かつ、年少人口割合が増加し、生産年齢人口割合も50%以上を維持できることとされている。

島根県は、この水準の達成を目指して、平成27年10月に「まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略」を策定し、人口減少対策に継続して取り組んでおり、人口ビジョン(2015)の目標の達成状況については、合計特殊出生率は、策定時1.66から現況値1.74に伸びており、全国でも第2位と引き続き高水準を保っている。また、社会減も策定時は1,325人となっていたが、現況値は896人にまで縮小している。

数値目標	策定時	現況値	目標値
合計特殊出生率	2014年 1.66	2018年 1.74	2040年 2.07
人口の社会移動(人)	2014年 ▲1,325	2019年 ▲896	2040年 ±0

### (2) 第2期(島根創生計画)の数値目標

島根創生計画においては、第1期の目標を達成すること自体も容易ではないものの、島根を次世代へ引き継ぎたいという県民の思いに応えるため、人口減少対策をさらに加速させ、人口ビジョン(2015)の目標達成時期を、それぞれ次のように前倒しすることとしている。

まず、合計特殊出生率については、これまでの伸び率を勘案して、5年の前倒しを目指し、社会移動の均衡については、県内産業の活性化などを通じて現在の社会減縮小の流れを安定化させることで、10年の前倒しを目指している。

出生率の大幅向上や社会減の解消を短期間で達成することは容易ではないが、この水準の達成を目指して島根県全体で人口減少対策に取り組んでいる。

#### ①長期の目標

合計特殊出生率(1人の女性が産む子どもの平均数)	2035年までに2.07
人口の社会移動(県外からの転入者数-県外への転出者数)	2030年までに均衡(±0)

## ②目標値

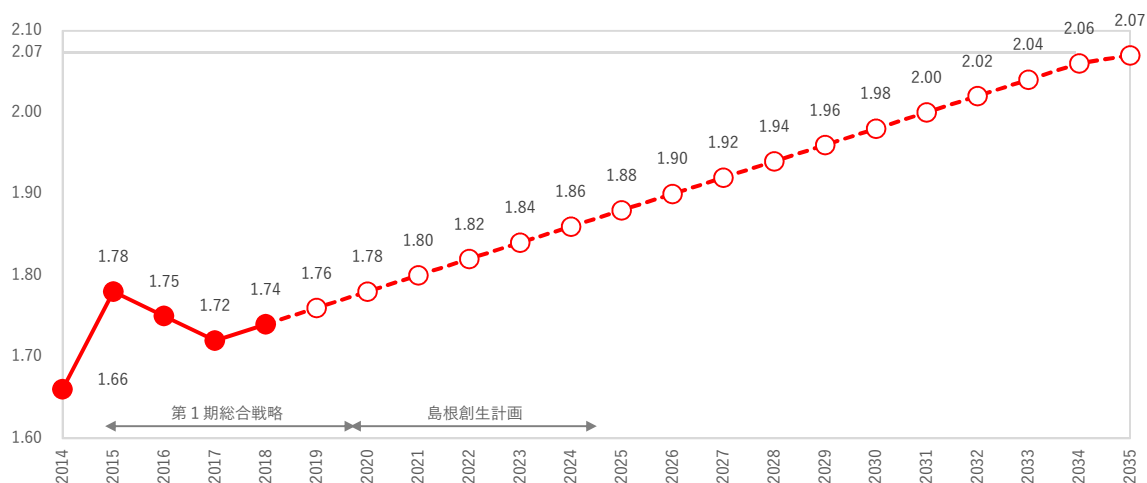
①の長期的な目標を達成するために、本戦略期間に実現すべき目標値を、次のとおり設定している。

数値目標	現況値	目標値
合計特殊出生率	直近3年平均 1.74 (2016年～2018年)	2024年 1.86
人口の社会移動	直近3年平均 ▲571人 (2017年～2019年) 〔2015年～2019年累計▲3,185人〕	2024年 ▲311人 〔2020年～2024年累計▲2,075人 (1,110人の改善)〕

## ③目標設定の考え方

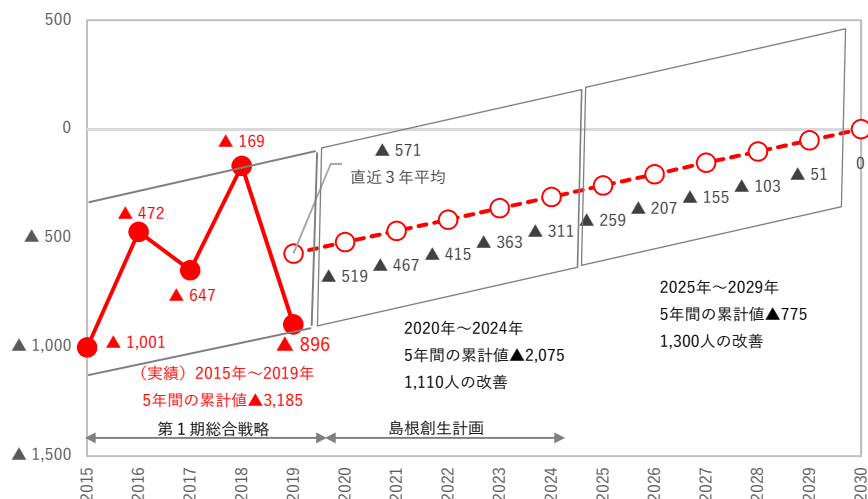
### ・合計特殊出生率の目標

直近の実績値を踏まえた2018年(2016～2018年平均)を起点として、段階的に上昇することにより、2035年に2.07を目指している。



・人口の社会移動の目標

直近の実績値を踏まえた2019年（2017～2019年平均）を起点として、段階的に社会移動の減が減少することにより、2030年に均衡（±0）を目指している。



(3) 島根創生計画期間中（2020～2024年）における生産年齢人口推計値  
 [生産年齢人口（15～64歳）、15～49歳女性人口]

（単位：人）

	2019 R1 (実績)	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
生産年齢人口 (15～64歳)	354,531	351,193	347,855	344,517	341,179	337,841
15～49歳女性人口	112,127	110,192	108,257	106,322	104,387	102,452
15～19歳	15,092	14,961	14,830	14,699	14,568	14,437
20～39歳	55,599	54,267	52,935	51,603	50,271	48,939
40～49歳	41,436	40,964	40,492	40,020	39,548	39,076

実績：島根県人口移動調査（島根県統計調査課）  
 令和元年10月1日現在

- ・ 生産年齢人口：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。  
 これに対し15歳未満は年少人口、65歳以上は老年人口と呼ばれている。
- ・ 15～49歳女性人口：合計特殊出生率や社人研の将来推計人口の算定に用いる女性人口。

## 第2 島根創生計画における子ども・子育て支援

島根創生計画の基本目標Ⅱ「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」においては、若い人達が安心して島根で暮らし続けて、子どもを1人、2人、3人と産み育てたいと思うことができ、その希望をかなえるための子育て支援の充実や、働きやすい環境の整備を目指している。

島根県の合計特殊出生率は、全国的には高い水準を維持しているが、それでもなお人口を維持できる水準にはなく、また、若い世代の結婚したい、子どもを持ちたいという希望と、実際の婚姻、出生の状況には乖離がある。

一方、島根県には、多世代同居の割合が高く、待機児童率も低いことなどを背景に、育児をしている女性の有業率が高く、子育てしながら働きやすい環境があるといえる。

島根県は、このような強みを活かしながら、若い世代の結婚したい、子どもを育てたいという希望をかなえるため、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目ないきめ細かな支援や、子育てと仕事の両立支援など、官民一体となった支援体制づくりを進めているところである。

基本目標	政策	施策
Ⅱ 結婚・出産・子育てへの支援	1 結婚・出産・子育てへの支援	(1) 結婚への支援
		(2) 妊娠・出産・子育てへの支援

### (1) 結婚への支援について

結婚や家庭についての若い世代の理解と関心を高めるとともに、多様な出会いの場を増やすことで結婚を望む男女の希望をかなえるために、島根創生計画では以下の現状と課題を認識し、それを踏まえた取組の方向を示している。

#### ①現状と課題

島根県における平均初婚年齢は、男性が30歳、女性が29歳を超えており、晩婚化が進んでいる。島根県の実施したアンケートでは、独身の方のうち「結婚するつもりはない」と回答した独身男女は、9.4%と少なく、結婚を望むものの独身でいる方の結婚しない理由としては、「適当な相手にまだ巡り会わない」との回答が44.8%と最も高くなっている。

若い世代の意識の変化や、地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいの希薄化などにより、出会いの場が減少していることがその要因と考えられている。地域や家庭において、結婚への関心を高め、後押しする機運を醸成しながら、行政やボランティア、

企業などが連携し、多様な出会いの場を創出する必要がある。

## ②取組の方向

### ア 市町村における結婚支援への取組の強化

結婚を望む県民だれもが、結婚支援サービスを気軽に活用できるよう、全市町村において相談・支援体制を確保し、これまで県やしまね縁結びサポートセンターが取り組んできた結婚支援サービスの全県展開を目指す。

#### イ 相談・マッチング機能の充実

しまね縁結びサポートセンターにおいて、縁結びボランティア「はぴこ」の活動支援やコンピュータマッチングシステム「しまコ」の利用拡大、他の民間事業者が実施する結婚支援事業の活用・連携を進めることなどにより、相談・マッチング機能を充実させる。

#### ウ 啓発活動・情報発信の充実

将来家庭を持つことに対するイメージを十分に持てなかったり、結婚・妊娠・出産・子育てについて知る機会の少ない子どもや若者に向け、必要な知識を得たり、人生設計について考えるための講座などを実施し、学校教育などと連携して、結婚や家庭についての理解や関心を高める。また、結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線でわかりやすく一元的に発信する。

## (2) 妊娠・出産・子育てへの支援について

妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が、安心して妊娠・出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を充実させるために、島根創生計画では以下の現状と課題を認識し、それを踏まえた取組の方向を示している。

### ①現状と課題

妊娠、出産、子育ては、若い世代にとって、大きな喜びである一方で、子どもが生まれる前も後も不安や悩みは尽きない。特に都市部を中心に、核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から支援や協力を得ることも難しくなっている状況である。

社会情勢が変化している現代にあっては、子育て世代の負担や不安、孤立感を軽減し、子どもを産み育てたいと望む夫婦の希望をかなえ、安心して出産・子育てでき、「もう一人育てたい」と思えるような環境を整えていくことが必要である。例えば、出産前後に適切な支援が受けられるだろうか、子育て中にはいろいろなことに費用が必要になり負担が大きい、育児休業明けに円滑に保育所に入ることができるのだろうか、など



子育てに関する不安を抱える方に寄り添った様々な支援をしていかなければならない。

特に、育児をしながら働く女性が多い本県では、子育てと仕事の両立を図ることが急務であり、中でも、利用希望者が増加傾向にある小学生向けの放課後児童クラブの充実はとても重要である。

次の世代が健やかに育っていくためには、妊娠・出産・子育てを当事者だけの問題にするのではなく、地域や社会が寄り添い、地域ぐるみで切れ目なく支えていく必要がある。

## ②取組の方向

### ア 切れ目ない相談・支援体制づくり

県内全域において妊娠・出産・子育てに関する相談・支援を行うため、全市町村に総合相談窓口を設置し、妊娠期からの切れ目のない相談・支援体制をつくる。また、地域の実情に応じて結婚・出産・子育てをトータルで支援する市町村の取組を支援する。

### イ 妊娠期・産前産後での支援の充実

子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠期から産前産後を過ごせるようにするため、周産期・小児の医療提供体制を整備するとともに、市町村と連携した妊娠期や産後早期からの家事・育児支援や母親の心の健康支援など、妊産婦の産前・産後のケアを拡充する。また、不妊に悩む夫婦への支援を拡充する。

### ウ 子育ての経済的負担の軽減

子育て世帯などの経済的負担を軽減するため、子どもの医療費への助成を拡充する。また、保育に係る経済的負担を軽減する取組を進める。

### エ 保育環境の充実・幼児教育の推進

保育の「量の拡充」や「質の向上」に向けて、市町村と連携し、待機児童を解消するための受入先の確保、病児・病後児保育を促進するための体制整備支援、中山間地域・離島の保育環境維持のための小規模保育所等への運営支援、全県的な保育士不足に対応するための保育士の確保・定着支援、保育人材がいきいきと働く環境を確保するための保育所等の労働環境改善などに取り組む。また、就学前の子どもが質の高い幼児教育を受けられるよう、島根県幼児教育センターを中心とした幼児教育推進体制を整備するとともに、幼児教育振興プログラムを活用した研修など、幼児教育に携わる人材の資質向上を図る取組を推進する。

### オ 放課後児童クラブの充実

学校外において安心して子どもを預けられるよう、放課後児童クラブの利用時間延長や待機児童解消等に向けた支援を拡充し、さらに充実した学童保育を実施する環境を整備する。

#### カ 子ども・子育て支援の充実

子どもの育ちや子育てを社会全体で支える地域づくりを進めるため、行政と企業・NPOなど民間団体が連携して、外出や買い物などの生活支援、多世代同居・近居や多子世帯への配慮、仕事と子育てを両立できる環境づくりなどの取組を推進する。また、県全体で子育て応援する機運を醸成するため、「こっころ」を合言葉とした統一イメージで、子育て世帯には「こっころパスポート」を発行して協賛店の各種サービスを提供したり、子育て支援に積極的な企業は「こっころカンパニー」として認定するなどの取組を進める。

#### キ 啓発活動・情報発信の充実

将来家庭を持つことに対するイメージを十分に持てなかったり、結婚・妊娠・出産・子育てについて知る機会の少ない子どもや若者に向け、必要な知識を得たり、人生設計について考えるための講座などを実施し、学校教育などと連携して、結婚や家庭についての理解や関心を高める。また、結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線でわかりやすく一元的に発信する。

#### ク 特別な支援が必要な子と親への支援の充実

長期療養や在宅で医療的ケアが必要な子どもへの対応や発達障がい、児童虐待、貧困世帯など特別な支援が必要な子どもと親への支援を充実する。

#### ケ 安心して子育てや介護ができる環境づくり

子育てや介護をしながら安心して働き続けられる環境づくりを進めるため、事業者向けの支援を充実する。

男性の家事・育児・介護等への参加を促進するため、男性に対する意識啓発やセミナー等を充実する。

また、ワーク・ライフ・バランス等をテーマとしたセミナーの開催などによる若者に対する意識啓発を進める。

### 第 3 監査対象

監査にあたっては、島根創生計画の体系において、基本目標Ⅱにある「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に関連する事業を抽出し、補助金及び委託契約について、所管課へのヒアリング、関係書類の点検、関係諸帳簿や証拠書類との照合及び必要に応じ補助金交付先への往査など必要な監査手続を実施した。

	監査対象とした事務事業の名称	所管部局	所管課
1	女性活躍及び仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業	政策企画局	女性活躍推進課
2	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業	健康福祉部	地域福祉課
3	お産あんしんネットワーク事業		健康推進課
4	産前・産後安心サポート事業		健康推進課
5	不妊治療支援事業		健康推進課
6	親と子の医療費助成事業		健康推進課
7	母と子の健康支援事業		健康推進課
8	子どもと家庭相談体制整備事業		青少年家庭課
9	施設入所児童支援事業		青少年家庭課
10	結婚支援事業		子ども・子育て支援課
11	みんなで子育て応援事業（こっころ事業）		子ども・子育て支援課
12	結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業		子ども・子育て支援課
13	保育所等運営支援事業		子ども・子育て支援課
14	保育所等整備支援事業		子ども・子育て支援課
15	地域の子育て支援事業		子ども・子育て支援課
16	放課後児童クラブ支援事業		子ども・子育て支援課
17	子育てに関する経済負担対応事業		子ども・子育て支援課
18	子ども発達支援事業		障がい福祉課
19	幼児教育総合推進事業		教育庁
20	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業	教育庁	社会教育課

## 第 3 章 包括外部監査の結果及び意見

### 第 1 総論

#### 1 島根県における子ども・子育て支援に関する目標と施策及び事務事業体系について

島根創生計画は、島根県が目指すべき将来の姿を「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」と明らかにし、今後の施策運営の総合的・基本的な指針として設定され、県の最上位の行政計画として位置づけられている。

そして、この将来の姿を達成するために、島根創生計画は3つの柱、8つの基本目標を掲げ、その下に政策及び施策を結び付け、県の事業を総合的かつ計画的に推進している。

島根県における子ども・子育て支援事業についても、「人口減少に打ち勝つための総合戦略」を柱とし、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを基本目標として各種政策及び施策が体系づけられており、県民にとっても理解しやすい体系がとられていると言える。

一方で、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」という将来像や「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という基本目標は、特定の政策・施策のみで直接的に達成されるものではなく、「県の具体的な事務事業」が合規性、経済性、効率性、有効性を持って遂行された結果として基本目標が達成され、ひいては目指す将来像が達成されることになる。

よって、「県の具体的な事務事業」が合規性、経済性、効率性、有効性を持って遂行されることが、島根創生計画に掲げる上記基本目標ひいては将来像を達成するためには極めて重要である。

【島根県における子ども・子育て支援に関する施策の体系】

将来像	柱	基本目標	政策	施策	監査対象とした事務事業の名称
人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根	人口減少に打ち勝つための総合戦略	Ⅱ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1 結婚・出産・子育てへの支援	(1)結婚への支援	結婚支援事業
				(2)妊娠・出産・子育てへの支援	女性活躍及び仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業
					生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業
					お産あんしんネットワーク事業
					産前・産後安心サポート事業
					不妊治療支援事業
					親と子の医療費助成事業
					母と子の健康支援事業
					子どもと家庭相談体制整備事業
					施設入所児童支援事業
					みんなで子育て応援事業（こっころ事業）
					結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業
					保育所等運営支援事業
					保育所等整備支援事業
					地域の子育て支援事業
					放課後児童クラブ支援事業
					子育てに関する経済負担対応事業
					子ども発達支援事業
					幼児教育総合推進事業
					結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業

以下、「県の具体的事務事業」の監査結果及び意見を記載する。

**2 補助金の目的の達成度を測る（効果測定）ための尺度・基準として適切なものを設定することが望ましい。**

- (1) 補助金の効果測定のための尺度・基準として適切なものを設定するためにはまずもって補助金の目的が「公益上必要」であることが具体的かつ明確になっていなければならない。

そもそも、地方自治法第 232 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定め、「公益上必要」な場合にのみ普通地方公共団体が補助金を交付できることを定めている。そのため、補助金の目的は「公益上必要」であることが明記されなければならないが、これが明記されない場合、当該補助金は交付すべきものだったのかあるいは交付により効果を

上げたのか否かを抽象的にしか把握することができない。よって、補助金の目的が「公益上必要」であることが具体的かつ明確になっていることが重要である。

- (2) 補助金の効果測定のための尺度・基準や目標値は当該補助金の「目的」と関連性のあるものとしなければならない。

上記のように「公益上必要」であることを目的に明示していたとしても、その目的に関連性のない尺度・基準を用いては補助金の効果を適切に測ることはできないのは当然のことである。

また、複数の補助金に共通する尺度・基準や目標値が設定（共通利用）されている場合、「そのうち当該補助金によるもの」という形で常に当該補助金との関連性を意識しておかなければならない。そうでなければ、実績（目標値の達成）が当該補助金によるものか他の補助金によるものか判然としないことになる。

- (3) 本来、反対給付のない補助金を交付する以上、すべての補助金について効果測定を行うべきである。しかし、実際には補助金の効果測定のための尺度・基準や目標値を設定することが困難な場合もあり、その場合には尺度・基準や目標値を定めることができなくてもやむをえない。ただし、そのような効果測定のための尺度・基準や目標値を設定しない補助金は効果不明の補助金となるおそれがあるということを自覚し常にその必要性に目を光らせておく必要がある。尺度・基準や目標値がないのをよいことに効果不明の補助金を漫然と存続させることがあってはならない。

### 3 補助金の検査調書について、具体的にどの資料のどの数字と突合したのか分かるような記載とすることが望ましい。

補助金において検査調書の作成が法令上義務付けられているわけではないが、補助金の交付決定を受けた者から実績報告書の提出を受け、これを精査して補助金の額の確定を行うという一連の過程において、実績報告書の内容を精査し補助金の額の確定をしたことの証跡として検査調書が作成されている。

今回監査対象とした補助金についても検査調書が作成されているが、多くの検査調書において、「検査の意見・措置」欄には「適正と認める」との記載があり、実績報告書等を精査した結果、適正であった旨が記載されているが、補助対象事業が適正と判断するに至った判断過程や判断根拠となる具体的な証拠類（取引年月日、取引先、取引内容等）の記載がない。そのため、「適正」と判断したその結果が真に適正だったのか事後に検証することができない。

検査調書は補助金の交付がその目的に照らして適切であることを客観的に示すものであるから、交付金額の適切性に係る判断過程や判断根拠を詳細に記録し残しておくべきである。

なお、この検査調書に関する事項は、令和3年度包括外部監査「農林水産分野における補助金の事務執行について」においても意見が付されており、県はこれを受けて当該問題点を解消すべく全庁的な取り組みを行っているところであり、意見としないこととする。

#### **4 委託契約の相手先が再委託を行う場合には、契約書に則り書面での承諾を行うべきである。**

今回監査対象とした委託契約の契約書すべてにおいて、「受託者（委託契約の相手先）は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者（島根県）の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」とする再委託契約の禁止条項が設けられている。

この再委託禁止条項の趣旨は、いわゆる「丸投げ」を防止することにあると考えられる。また、責任の所在が不明確になることの防止、個人情報の漏洩の防止のためにも再委託禁止条項は必要である。

今回の監査対象においては、再委託しているにもかかわらず県による書面による承諾がないものが存在していたが、契約書に則り書面での承諾を行うべきである。

## 第2 各事業について

### 1 指摘事項及び意見の合計数

指摘事項 9件

意見 37件

### 2 各事務事業について

次項以下のとおりである。



# 1、女性活躍及び仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業

## (1) 事業の概要

### ア 概要

事務事業の名称	女性活躍及び仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業
島根創生計画における位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】 IV、島根を創る人をふやす</p> <p>【政策】 3、女性活躍の推進</p> <p>【施策】 (1)あらゆる分野での活躍推進 (2)安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり</p> <p>【基本目標】 II、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】 (2)妊娠・出産・子育てへの支援</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	妊娠中あるいは子育てをしながら働いておられる方等
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	安心して家庭や仕事に取り組むことができる状態を目指す。
所管課	政策企画局女性活躍推進課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の家事・育児参加促進事業</li> <li>・イクボスネットワーク事業</li> <li>・こっころカンパニー認定事業</li> <li>・一般事業主行動計画の策定支援事業</li> <li>・女性活躍・子育て応援企業認定等促進事業</li> <li>・女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金</li> <li>・こっころカンパニー認定企業拡大事業</li> </ul>

イ 事業の KPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
こころカンパニー認定企業数	目標値	380	410	440	社
	実績値	368	411	441	
女性が働き続けやすいと感じる女性の割合	目標値	-	40.0	42.0	%
	実績値	-	40.5	37.8	

【KPI の他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・ 6 歳未満の子どもを持つ夫と妻の世帯の 1 日あたり家事関連時間（うち育児時間）  
 ≪県≫ 夫：1 時間 9 分（33 分） 妻：6 時間 47 分（3 時間 17 分）  
 ≪国≫ 夫：1 時間 23 分（49 分） 妻：7 時間 34 分（3 時間 45 分）
- ・ 男性が家事・育児等を積極的に行うことについて、賛成が 75.2%
- ・ 男性の家事・育児・介護の時間が短い理由について、  
 男性の労働時間が長い 53.8%、家事や育児が苦手 30.8%
- ・ 男性の育児休業制度を利用した割合 2.5%

ウ 具体的事業

事業名	男性の家事・育児参加促進事業
事業内容	男性が主体的に家事・育児を行うための当事者向け、企業向けそれぞれのセミナーの開催及び社会機運醸成のための広域広報の実施。 (ア) 活躍の場をひろげる WLB 推進事業業務委託 (イ) 「おとう飯」による男性の家事・育児参加促進広報啓発業務委託 として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 0 (うち一般財源 0) 令和 3 年度 5,918 (うち一般財源 3,842) 令和 4 年度 4,846 (うち一般財源 3,423)
事業実施方法	直営、業務委託
委託先の選定方法	随意契約 (ア) 株式会社シセイ堂デザイン (イ) 山陰中央テレビジョン放送株式会社
随意契約理由	(ア) 活躍の場をひろげる WLB 推進事業業務委託 本事業は、令和元年度から実施している社会全体の機運醸成業務及び令和 2 年度から実施している企業に向けた情報発信・普及啓発業務において、今年度も引き続き

	<p>既存の素材や特設 Web ページを活用して行うものであり、継続的な事業の実施により、県民や企業への内容の浸透を図るものである。本事業を一体的・効果的に実施するためには、令和 4 年度においても引き続き当該事業者と契約を行うことが適切であり、他に代えがたいと認められるため。</p> <p>(イ)「おとう飯」による男性の家事・育児参加促進広報啓発業務委託</p> <p>a 業務目的達成のため、本業務について、テレビ報道など訴求力の高いマスメディアを活用できること。また、広報活用のための素材制作ができ、特に、短編動画については、今後テレビ CM としての活用も想定することから、テレビ CM の制作等のノウハウを有すること。</p> <p>b 効果的な広報媒体を制作するため、仕事と生活の調和や男女共同参画及び子育てにやさしい職場づくりに関して深い理解があり、実践していること（しまね子育て応援企業の認定を受けていること）。</p> <p>c 松江市内に本社があり、緊密な連携ができること。</p> <p>上記のことから、本事業を円滑かつ効果的に実施するには、当該事業者へ業務委託を行うことが合理的であり、他に代えがたいと認められるため。</p>
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去 3 年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面及び成果物

事業名	イクボスネットワーク事業
事業内容	経営者や管理職等の意識改革のためのイクボスセミナーの開催やネットワークの形成
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 1,135 (うち一般財源 568)
	令和 3 年度 3,132 (うち一般財源 2,135)
	令和 4 年度 5,319 (うち一般財源 2,660)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	提案競技 (株式会社メディアスコープ)

委託先の変更の有無 (過去3年)	無(令和4年度から実施)
再委託の有無	無
履行確認	書面及び成果物

事業名	こっころカンパニー認定事業
事業内容	仕事と子育ての両立支援に前向きに取り組む企業を「こっころカンパニー」に認定し、積極的にPRするとともに優良企業を表彰
事業費の推移 (単位:千円)	令和2年度 425(うち一般財源 425)
	令和3年度 323(うち一般財源 323)
	令和4年度 456(うち一般財源 456)
事業実施方法	直営

事業名	一般事業主行動計画の策定支援事業
事業内容	女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画策定が努力義務(労働者100人以下)の事業所に対してアドバイザーを派遣し計画策定を支援
事業費の推移 (単位:千円)	令和2年度 5,679(うち一般財源 2,840)
	令和3年度 6,841(うち一般財源 3,841)
	令和4年度 5,960(うち一般財源 2,980)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約(島根県商工会連合会、松江商工会議所、島根県中小企業団体中央会)
随意契約理由	島根県商工会連合会は、旧町村部を対象に企業の経営改善支援に取り組んでいる唯一の団体であり、松江商工会議所は、島根県商工会議所連合会の事務局を担い旧市部を対象に企業の経営改善支援に取り組んでいる県下8商工会議所を取りまとめている唯一の団体であり、また島根県中小企業団体中央会は、中小企業団体の労働環境改善事業や、県内中小企業からの労務管理等の相談業務に取り組んでおり、県内全ての中小企業団体とのネットワークを持っている唯一の団体である。以上のことから、本事業を適切かつ効果的に促進する上で、これらの3団体に業務委託を行うことが適切であり、他に代えがたい

	と認められるため。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	女性活躍・子育て応援企業認定等促進事業
事業内容	しまね女性の活躍応援企業及びこころカンパニーの企業イメージを向上させるための動画を制作
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 - (うち一般財源 -)
	令和4年度 4,386 (うち一般財源 2,193)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	提案競技(株式会社山広)
委託先の変更の有無 (過去3年)	無(令和4年度のみ)の事業のため)
再委託の有無	無
履行確認	書面及び成果物

事業名	女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 21,097 (うち一般財源 15,012)
	令和3年度 27,474 (うち一般財源 24,433)
	令和4年度 17,661 (うち一般財源 17,661)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金交付要綱
補助金の目的	県内企業等における女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援に向けた取組を促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加、仕事と生活の両立につながる優良な取組に対して支援することを目的とする。
補助対象者	次のいずれにも該当する事業者 (ア)「しまね女性の活躍応援企業」かつ「しまね子育て

	て応援企業（こっころカンパニー）」で、島根県内に本社のある従業員 100 人以下の企業等 (イ)雇用保険適用事業主であること (ウ)一般事業主行動計画に複数の取組内容が記載されていること
補助対象経費	一般事業主行動計画に記載された数値目標にかかる取組を実施するために必要な経費
補助率	(ア)小規模企業等事業主又は主たる事業所を中山間地域・離島に有する中小企業等事業主 補助対象経費の 2/3 以内 (イ)(ア)以外の事業主 補助対象経費の 1/2 以内
実績報告及び補助対象経費の確認	主に書面、必要に応じて実地調査
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無（税抜金額での支給のため）
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	こっころカンパニー認定企業拡大事業
事業内容	こっころカンパニー認定企業拡大事業認定企業の拡大を図るため登録促進を実施。
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 275 (うち一般財源 138)
	令和 3 年度 286 (うち一般財源 143)
	令和 4 年度 330 (うち一般財源 165)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約（島根県社会保険労務士会）
随意契約理由	委託先は、こっころカンパニー認定申請時に必要な書類である、就業規則の作成を行うことのできる社会保険労務士が所属する県内唯一の団体である。また、委託先に所属する社会保険労務士は、県内企業の就業環境（就業規則等の記載事項や一般事業主行動計画の策定状況）に精通してお

	り、制度の説明（PR）はもとより、企業からの依頼により登録までワンストップで行うことが可能であり、事業を遂行できる唯一の団体と認められるため。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 （過去3年）	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

特筆すべき事項なし。

### イ 意見

#### (ア)イクボスネットワーク事業について

本事業は、経営者や管理職等の意識改革のためのイクボスセミナーの開催やネットワークの形成を行う事業であり、具体的には「意識改革編」と「行動改革編」で構成されている事業である。「意識改革編」として意識改革セミナーが行われ、「行動改革編」として行動改革セミナーが行われている。これは、意識改革セミナーで行動改革のためのきっかけや気づきを共有してもらい、最終的には行動改革を実践してもらうことが事業の目的であると考えられるが、意識改革セミナーの参加者がどれだけ行動改革セミナーに参加しているかの把握を県は積極的に行っていない。最終的に行動改革を実践してもらうことが目的である以上、委託仕様書上で意識改革セミナーから行動改革セミナーにどれだけ移行しているのか及び受講後のステップとして参加者が何を望んでいるか等の報告を求め、最終的な行動改革に繋げる工夫をすることが望ましい。

#### (イ)女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金について

本補助金における補助対象経費は、交付要綱上「一般事業主行動計画に記載された数値目標にかかる取組を実施するために必要な経費」とされている。本補助金の資料を閲覧したところ、その数値目標を「社員の仕事と子育てとの両立を支援するため、年次有給休暇の時間単位での取得を促進し、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする」とした企業に対して、女性用トイレ改修工事費用の一部が補助されているケースがあった。

本補助金の目的は、交付要綱第 2 条において、「県内企業等における女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援に向けた取組を促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加、仕事と生活の両立につながる優良な取組に対して支援することを目的とする。」とあることから、女性用トイレ改修工事費用の一部を補助することについて何ら問題はない。しかし、前述の有給取得に関する数値目標と女性用トイレ改修は直接的に関連しないため、補助対象経費に該当しない補助金が支出されたとの誤解を生じかねない。よって、交付要綱上の補助対象経費の文言を実態に即して改訂することが望ましい。

#### (ウ) こっころカンパニー認定企業拡大事業について

女性活躍及び仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業は、「妊娠中あるいは子育てをしながら働いている県民」を対象とし、「その県民が安心して家庭や仕事に取り組むことができる状態を目指す」ことを事業の目的としている。そして、本事業の KPI は、「こっころカンパニーの認定企業数」と、「女性が働き続けやすいと感じる女性の割合」が設定されている。

県は、仕事と子育ての両立支援に前向きに取り組む企業を「こっころカンパニー」と認定し、そこで妊娠中あるいは子育てをしながら働く県民の働きやすさや社会機運の向上を図っており、活動指標としての「こっころカンパニーの認定企業数」と、成果指標としての「女性が働き続けやすいと感じる女性の割合」が事業目的に関連して適切に設定されている。

一方で、この KPI に直接関係する事業であるこっころカンパニー認定企業拡大事業については、業務委託を行っているが、業務委託仕様書上の申請目標企業数 50 社に対して、実際の申請企業数は 20 社であり、乖離が生じている。しかし、この乖離について県と委託先で特に課題の共有及び原因分析が行われていない。何が申請における障壁であるかを県と委託先で協議を行い、課題及び原因分析を行ったうえで、目標設定及び事業を実施することが望ましい。



## 2、生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業
島根創生計画における位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】 V、健やかな暮らしを支える</p> <p>【政策】 2、地域共生社会の実現</p> <p>【施策】 (5)生活援護の確保</p> <p>【基本目標】 II、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	生活困窮者の自立の促進を図る。
所管課	健康福祉部地域福祉課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者支援体制推進事業</li> <li>・子どものセーフティネット推進費</li> <li>・SNSによる支援体制構築事業</li> <li>・子どもの居場所創出等支援事業</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う生活困窮者等への支援事業</li> </ul>

イ 事業の KPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
生活困窮世帯の子ども等が無料 又は低額で利用できる学習支援 事業の実施市町村数【当該年度 3月時点】	目標値	17.0	17.0	19.0	市町 村
	実績値	17.0	16.0	15.0	
子どもの居場所支援拠点を中心 として形成する県内ネットワー クに参加する子ども食堂の箇所 数【当該年度3月時点】	目標値	-	18.0	24.0	箇所
	実績値	-	19.0	44.0	

【KPI の他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・生活困窮者自立支援制度による令和3年度の実績については、新規相談受付件数 2,293 件、自立支援プラン作成件数 457 件、就労・増収者数 132 人となっている。
- ・子どもの貧困対策については、県計画で設定されている関係機関それぞれの施策等で取り組まれている。

ウ 具体的事業

事業名	生活困窮者支援体制推進事業
事業内容	市町村社会福祉協議会等が自治体から受託している自立相談支援機関において、相談・支援業務に従事する相談支援員等への研修を行う
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 2,077 (うち一般財源 1,039)
	令和3年度 2,127 (うち一般財源 1,041)
	令和4年度 2,422 (うち一般財源 1,211)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 (社会福祉法人島根県社会福祉協議会)
随意契約理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務内容は、市町村社会福祉協議会等が自治体から受託している自立相談支援機関において、相談・支援業務に従事する相談支援員等への研修を行うものである。</li> <li>・島根県社会福祉協議会は、その市町村社会福祉協議会への支援や社会福祉の人材育成などの業務を行うことを目的とした団体である。</li> <li>・生活困窮者支援に関わる関係機関・団体と日頃から十分</li> </ul>

	<p>な連携が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業をはじめとして、相談支援員等福祉従事者に対する豊富な研修実績がある。</li> </ul> <p>こうしたことから、県内で本事業を実施できる団体は島根県社会福祉協議会しかないと考えられるため。</p>
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	子どものセーフティネット推進費
事業内容	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定した島根県計画の進捗を管理する。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 1,101 (うち一般財源 1,101)
	令和3年度 10 (うち一般財源 10)
	令和4年度 201 (うち一般財源 201)
事業実施方法	直営

事業名	SNSによる支援体制構築事業
事業内容	子育て世帯の保護者等へ、各種支援制度や相談窓口、イベント等の情報が届くようLINEを活用し周知を行う。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 1,127 (うち一般財源 630)
	令和4年度 995 (うち一般財源 498)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約(株式会社イーグリッド)
随意契約理由	<p>(株)イーグリッドは、令和3年度当該委託契約を受託し、特設WEBページの構築、サイト解析等を行っている団体である。本契約は、令和3年度当該事業により構築した特設WEBページの運用・保守管理を含むものであり、本契約を実施できる団体は、(株)イーグリッドしかなく、同社を委託先とする。</p> <p>なお、令和3年度の特設WEBページの構築の際には、</p>

	(株)イーグリッドの他2社から見積を徴取し、契約先を決定している。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	子どもの居場所創出等支援事業
事業内容	子どもの居場所支援拠点を設置し、子ども食堂の運営を支援する。また、市町村が子ども食堂の開設・拡充に交付する補助金の一部を支援する。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 5,037 (うち一般財源 2,280)
	令和4年度 5,248 (うち一般財源 2,073)
事業実施方法	補助事業 (令和4年度 398) 業務委託 (令和4年度 4,850)
根拠となる 交付要綱等	島根県子どもの居場所創出支援事業費補助金交付要綱
補助金の目的	子どもの貧困対策の一環として、市町村が行う子どもの居場所創出支援事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、県内の子どもの居場所創出を推進することを目的とする。
補助対象者	・市町村
補助対象経費	(ア)新規開設経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理器具・冷蔵庫、家具等の備品、食器等購入に要する経費</li> <li>・広報に係る経費 (印刷製本費、通信運搬費)</li> <li>・食品衛生責任者講習会受講費用</li> <li>・調理室や居室等の軽微な修繕に要する経費</li> <li>・その他知事が必要と認める経費</li> </ul> (イ)活動拡充経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所において現に実施している事業に加え、新たに事業を追加して実施するために要する経費</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験活動やレクリエーションなどに使用する用具の購入に要する経費</li> <li>・ 広報に係る経費（印刷製本費、通信運搬費）</li> <li>・ その他知事が必要と認める経費</li> </ul>
補助率	県 1/2、市町村 1/2
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無
委託先の選定方法	随意契約（社会福祉法人島根県社会福祉協議会）
随意契約理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根県社会福祉協議会は、島根県における社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活発化により、地域福祉の促進を図ることを目的とし、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を目的とする事業を実施する団体である。</li> <li>・ 本事業は、「子どもの居場所」の新たな創出や活動により、県内の各地域において、子どもとその保護者を支える仕組みを構築することを目的とするものであり、県内全域での事業展開が可能な団体でなければならない。</li> <li>・ 県内の子ども食堂や、市町村社会福祉協議会など子ども食堂の支援に関わる機関との連携体制が、既存事業の実施などにより既に構築されている。</li> </ul> <p>こうしたことから、県内で本事業を実施できる団体は、島根県社会福祉協議会しかなく、同法人を委託先とする。</p>
予定価格の積算方法	積算による
委託先の変更の有無（過去3年）	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う生活困窮者等への支援事業
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 - (うち一般財源 -)
	令和4年度 6,666 (うち一般財源 6,666)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金交付要綱
補助金の目的	子ども等が安心して過ごせる居場所を提供する「子ども食堂」の運営経費を支援することを目的とした補助金支給に係る補助事業者の事業費等を補助し、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、困難を抱える子ども等の支援を図る。
補助対象者	社会福祉法人島根県社会福祉協議会
補助対象経費	報酬、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費並びに補助金 その他知事が必要と認める経費
補助率	10/10
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控 除の報告の有無	有
要綱違反等による補助 金返還の有無	無
補助金独自の効果測定 及び要因分析の有無	無

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

特筆すべき事項なし。

### イ 意見

特筆すべき事項なし。

### 3、お産あんしんネットワーク事業

#### (1) 事業の概要

##### ア 概要

事務事業の名称	お産あんしんネットワーク事業
島根創生計画における位置づけ（上位の施策）	【基本目標】 Ⅱ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる 【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援 【施策】 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援
事業の対象（誰あるいは何を対象として）	周産期を支える医療機関等の関係者
事業の目的（どういう状態を目指すのか）	高度専門医療を効果的に提供できる周産期医療体制（連携体制）を構築する
所管課	健康福祉部健康推進課
具体的な事業内容	・周産期医療協議会 ・島根県周産期医療ネットワーク構築事業

##### イ 事業のKPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの名称	年度	R2年度	R3年度	R4年度	単位
協議会（周産期医療協議会及び周産期医療体制圏域検討会）開催回数【当該年度4月～3月】	目標値	18.0	18.0	18.0	単年度値
	実績値	17.0	13.0	18.0	

【KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・各圏域における検討会は、保健所が新型コロナウイルス感染症対応で多忙となり、開催できない圏域があった。
- ・周産期医療情報共有サービスにすべての分娩取扱医療機関が導入された。

##### ウ 具体的事業

事業名	周産期医療協議会
事業内容	・周産期医療協議会を開催し、島根県における周産期医療体制について協議する。

	・圏域周産期医療体制検討会を開催し、各圏域における周産期医療体制について検討する。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 396 (うち一般財源 294)
	令和3年度 256 (うち一般財源 192)
	令和4年度 174 (うち一般財源 130)
事業実施方法	直営

事業名	島根県周産期医療ネットワーク構築事業 島根県総合周産期母子医療センター運営事業補助金
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 10,779 (うち一般財源 0)
	令和3年度 42,188 (うち一般財源 0)
	令和4年度 38,484 (うち一般財源 0)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県総合周産期母子医療センター運営事業補助金交付要綱
補助金の目的	診療体制の整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供できる、総合的な周産期医療体制を確保し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図ることを目的とする。
補助対象者	平成30年5月30日厚生労働省発医政0530第6号厚生労働事務次官通知別紙「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」に基づき病院の開設者が行う総合周産期母子医療センター運営事業を交付の対象とする。
補助対象経費	地域周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、給食材料費）、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費
補助率	(ア)MFICU運営費 a、特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 $2,236 \text{ 千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$



	b、a 以外の民間病院等 $6,111 \text{ 千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$ (イ)NICU 運営費 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 $3,693 \text{ 千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$ (ウ)GCU 運営費 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 $1,758 \text{ 千円} \times \text{病床数} \times \text{事業月数} / 12$ など
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	有
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	島根県周産期医療ネットワーク構築事業 島根県地域周産期母子医療センター運営事業補助金
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 64,093 (うち一般財源 1,000)
	令和3年度 38,903 (うち一般財源 187)
	令和4年度 43,948 (うち一般財源 554)
事業実施方法	補助事業
根拠となる交付要綱等	島根県地域周産期母子医療センター運営事業補助金交付要綱
補助金の目的	診療体制の整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供できる、総合的な周産期医療体制を確保し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図ることを目的とする。
補助対象者	「島根県地域周産期母子医療センター指定要領」に基づき指定を受けた病院が行う地域周産期母子医療センター運営事業を交付の対象とする。

補助対象経費	地域周産期母子医療センター運営事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、給食材料費）、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費
補助率	以下の基準額の 1/3 (ア)MFICU 運営費 a、特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 7,923 千円×病床数×事業月数/12 b、a 以外の民間病院等の場合 11,423 千円×病床数×事業月数/12 (イ)NICU 運営費 a、特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 5,722 千円×病床数×事業月数/12 b、a 以外の民間病院等の場合 9,066 千円×病床数×事業月数/12 (ウ)GCU 運営費 a、特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 915 千円×病床数×事業月数/12 b、a 以外の民間病院等の場合 2,513 千円×病床数×事業月数/12 など
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	有
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	島根県周産期医療ネットワーク構築事業 周産期医療関係者研修事業
事業内容	周産期医療に関わる医療従事者等に周産期医療に必要な専門的・基礎的知識、技術を習得させるための研修を行う。

事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 81 (うち一般財源 54)
	令和3年度 400 (うち一般財源 267)
	令和4年度 150 (うち一般財源 100)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 (国立大学法人島根大学)
随意契約理由	本事業は、周産期医療に関する知識・技術を最も熟知している医療機関において実施されるべきで、県内で唯一の総合周産期母子医療センターに指定されている島根大学医学部附属病院が適当な医療施設であると認められるため。
予定価格の積算方法	事業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	有
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	島根県周産期医療ネットワーク構築事業 周産期医療情報共有システム業務
事業内容	総合周産期母子医療センターへ周産期情報センターを設置し、関係医療機関へ病床利用状況等の情報を提供・共有することで、母体及び新生児搬送の円滑化を図る
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 6,527 (うち一般財源 4,352)
	令和4年度 5,955 (うち一般財源 3,970)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 (国立大学法人島根大学)
随意契約理由	本事業は、県が設置した周産期医療情報センターの業務として委託するものであり、その性質、目的が競争入札に適さないため。
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	有 (周産期医療情報共有システムの保守業務)
履行確認	書面

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

特筆すべき事項なし。

### イ 意見

#### (ア) 周産期医療協議会について

本事業においては、周産期搬送体制をより明確にし、適切に運用できることを目的に「島根県母体・新生児搬送マニュアル」が策定されており、その中で「本マニュアルは島根県周産期医療協議会において決定し、運用の評価、検討を行う」とされている。この点については、島根県周産期医療協議会以外の医療機関の連絡会等で搬送の課題等の情報共有が行われ、マニュアル改訂の必要があれば島根県周産期医療協議会で審議されるとのことであったが、実際に本マニュアル自体について島根県周産期医療協議会においてどのような運用の評価がなされたのかが資料として残っていない。本マニュアルがどのように運用され、評価、検討が行われたかの資料を残しておくことが望ましい。

#### (イ) 周産期医療関係者研修事業について

本事業は、「総合周産期母子医療センターにおいて、地域周産期母子医療センター、地域医療機関等の医師、看護師、助産師等に対し、周産期医療に必要な専門的・基礎的知識、技術を習得させるため、到達目標を定め、その研修を行う」ことを目的とすると仕様書上明記され、各種研修を実施することとされている。

しかし、令和4年度においては、委託先において予定されていた研修の二つが実施されておらず、委託料を減額する変更契約が締結されている。委託先においてやむをえない事情により予定していた研修を実施できないケースはあると考えられるが、変更契約の協議において、その理由が明示されていない。県が必要と認めて委託した事業について、実施されない部分がある場合には、少なくともその理由を契約変更協議にかかる資料に残しておくことが望ましい。

#### (ウ) 周産期医療情報共有システム業務について

本業務の委託先からの業務の完了報告には、「令和5年3月31日付で委託業務を完了した」旨の記載があるのみで、具体的にどのような業務を行ったのかが記載されていない。委託業務仕様書上は業務内容が具体的に明示されているが、この業務内容が適切に実施されたかが不明であり、県としてもこの完了報告でどのように検収を行ったのか疑問である。業務の完了報告には少なくとも仕様書上の業務内容がどのように実施されたのかの報告を委託先に求めておくことが望ましい。

## 4、産前・産後安心サポート事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	産前・産後安心サポート事業
島根創生計画における位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】 Ⅱ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援</p> <p>【基本目標】 Ⅳ、島根を創る人をふやす</p> <p>【政策】 3、女性活躍の推進</p> <p>【施策】 (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	支援が必要な妊産婦
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	家事・育児や産後の専門的なケアなどきめ細やかな支援が県内どこでも受けられる環境となる。
所管課	健康福祉部健康推進課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産前・産後訪問サポート事業</li> <li>・産後のケア事業</li> </ul>

#### イ 事業のKPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
産前・産後訪問サポート事業 実施市町村数【当該年度4月～3月】	目標値	12.0	12.0	15.0	市町村
	実績値	6.0	8.0	11.0	
産後のケア事業実施市町村数	目標値	15.0	19.0	19.0	市町

【当該年度4月～3月】	実績値	15.0	16.0	16.0	村
-------------	-----	------	------	------	---

【KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・サポーター養成研修の令和2年度受講者数 53名
- ・サポーター養成研修の令和3年度受講者数 23名
- ・サポーター養成研修の令和4年度受講者数 26名

ウ 具体的事業

事業名	産前・産後訪問サポート事業 島根県産前・産後訪問サポート事業費補助金
事業内容	市町村が行う産前・産後訪問サポート事業に対して補助金を交付
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 296 (うち一般財源 296)
	令和3年度 467 (うち一般財源 467)
	令和4年度 798 (うち一般財源 798)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	・島根県産前・産後訪問サポート事業費補助金交付要綱 ・島根県産前・産後訪問サポート事業実施要綱
補助金の目的	安心して出産、子育てができる環境づくりの一つとして、産前・産後の時期において、一時的に家事・育児援助を必要とする場合に家庭への訪問によるサービスを提供するための事業に対して補助することを目的とする。
補助対象者	市町村
補助対象経費	産前・産後訪問サポート事業に必要な報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費
補助率	1/2
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控 除の報告の有無	無
要綱違反等による補助 金返還の有無	無
補助金独自の効果測定	無

及び要因分析の有無	
-----------	--

事業名	産前・産後訪問サポート事業 島根県産前・産後訪問サポーター認定講習業務
事業内容	市町村が行う産前・産後訪問サポート事業について訪問するサポーターの養成講座を実施
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 2,710 (うち一般財源 2,710)
	令和3年度 1,649 (うち一般財源 1,649)
	令和4年度 300 (うち一般財源 300)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 (一般社団法人島根県助産師会)
随意契約理由	会計規則第66条の表第6号 (その他の契約で予定価格が100万円以下のもの)
予定価格の積算方法	事業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	有
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	産後のケア事業
事業内容	市町村が実施する産後のケア事業に対して補助金を交付
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 9,975 (うち一般財源 9,475)
	令和3年度 17,646 (うち一般財源 14,188)
	令和4年度 18,621 (うち一般財源 14,669)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県産後のケア事業費補助金交付要綱
補助金の目的	核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠、出産、子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えてきている。このため、各地域の特性に応じた妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うための事業を実施することにより、子育て世帯の安心感

	を醸成することを交付の目的とする。
補助対象者	市町村
補助対象経費	母子保健衛生費国庫補助金交付要綱別表に定める妊娠・出産包括支援事業（産後ケア事業）及び産婦健康診査事業の対象経費
補助率	国庫補助（国 1/2、市町村 1/2）の市町村負担の 1/2
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

特筆すべき事項なし。

### イ 意見

#### (ア) 鳥根県産前・産後訪問サポート事業費補助金について

本補助金については、補助金独自の効果測定及び要因分析は行われていない。補助金は委託事業と異なり、交付先に金銭を交付し、県はその反対給付を求めないものである。したがって、その支出が真に効果を有するものかどうかの検証が必要である。そして、その効果検証をする際には、補助金交付の目的と効果測定のための尺度・基準との整合性が重要となる。当補助金の目的は「安心して出産、子育てができる環境づくりの一つとして、産前・産後の時期において、一時的に家事・育児援助を必要とする場合に家庭への訪問によるサービスを提供するための事業に対して補助することを目的とする」とされており、取組に対して支援することを目的としているが、取組に対して支援することによりどういう効果を期待するのかが明確になっておらず、目的と手段が曖昧になっている。そのため、補助金の効果を測定する前提として、要綱上の目的を明確にすることが望ましい。



## 5、不妊治療支援事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	不妊治療支援事業
島根創生計画における位置づけ（上位の施策）	【基本目標】 Ⅱ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる 【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援 【施策】 (2) 結婚・出産・子育てへの支援
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	不妊に悩む夫婦
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	子どもを産み育てることを望む夫婦の希望を叶えるために、不妊検査・治療を促進する。
所管課	健康福祉部健康推進課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不妊治療費助成</li> <li>・ 男性不妊検査費助成</li> <li>・ 不育症検査費助成</li> <li>・ 助成事業の普及啓発</li> </ul>

#### イ 事業のKPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
不妊治療に係る助成件数（保険適用以降の県独自助成事業分件数）【当該年度4月～3月】	目標値	-	-	500.0	件
	実績値	-	-	146.0	

【KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・ 不妊治療に係る助成件数（従前のKPI）：R元年度 827件 R2年度 934件 R3年度 1,338件
- ・ 特定不妊治療費助成：R元年度 773件（うち松江市分 236件）R2年度 889件（うち松江市分 298件）R3年度 1,274件（うち松江市分 370件）（※中核市移行により松江市在住者分は松江市で助成）
- ・ 男性不妊検査費助成：R元年度 54件 R2年度 45件 R3年度 63件 R4年度 38件

- ・ 不育症検査費助成：R3 年度 1 件 R4 年度 0 件
- ・ 妊娠・出産相談センター相談件数：R4 年度 146 件（不妊専門相談センター：R3 年度 81 件、R2 年度 79 件）

#### ウ 具体的事業

事業名	特定不妊治療助成事業
事業内容	特定不妊治療に関する治療費の一部に対して助成
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 101,637 (うち一般財源 35,505)
	令和 3 年度 219,092 (うち一般財源 89,623)
	令和 4 年度 60,971 (うち一般財源 27,269)
事業実施方法	直営、補助事業
根拠となる 交付要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根県特定不妊治療費助成事業実施要綱</li> <li>・ 島根県特定不妊治療費助成事業実施医療機関指定要綱</li> <li>・ 子育て支援対策臨時特例交付金（不妊に悩む方への特定治療支援事業）交付要綱</li> </ul>
補助金の目的	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1 回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
補助対象者	平成 21 年 3 月 5 日 20 文科初第 1279 号文部科学省初等中等教育局長及び雇児発第 0305005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）の運営について」の別添 26 の 3 に基づき中核市が行う不妊に悩む方への特定治療支援事業
補助対象経費	国管理運営要領別添 26 の 3 に定める対象経費
補助率	国管理運営要領別添 26 の 3 に定める補助率
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控 除の報告の有無	無
要綱違反等による補助	無

金返還の有無	
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	不妊治療費助成事業
事業内容	不妊治療における保険適用外の検査のうち、先進医療として実施される治療の一部に対して助成
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 - (うち一般財源 -)
	令和4年度 3,999 (うち一般財源 3,999)
事業実施方法	直営

事業名	男性不妊検査費助成事業
事業内容	保険適用外の男性不妊検査に関する検査費の一部に対して助成
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 1,266 (うち一般財源 266)
	令和3年度 1,901 (うち一般財源 901)
	令和4年度 1,187 (うち一般財源 747)
事業実施方法	直営

事業名	不育症検査費助成事業
事業内容	不育症検査における保険適用外の検査のうち、先進医療として実施される検査費の一部に対して助成
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 35 (うち一般財源 0)
	令和4年度 - (うち一般財源 -)
事業実施方法	直営

事業名	がん患者に対する妊よう性温存療法支援事業
事業内容	生殖機能に影響を及ぼす恐れのあるがん治療の前に受ける、妊孕性温存療法等に係る経費の一部を助成
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 11 (うち一般財源 0)
	令和4年度 1,284 (うち一般財源 642)

事業実施方法	直営
--------	----

事業名	不妊対策事業
事業内容	・妊娠、出産等の各ライフステージに応じた身体的・精神的・社会的な悩み等への相談支援（しまね妊娠・出産相談センター事業） ・不妊対策に関する諸課題を検討する会議の開催
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 - (うち一般財源 -)
	令和4年度 3,688 (うち一般財源 1,844)
事業実施方法	直営、業務委託
委託先の選定方法	随意契約（国立大学法人島根大学）
随意契約理由	島根大学（医学部附属病院）は、県が指定している特定不妊治療実施医療機関であり、NIPTの県内唯一の臨床研究施設であること、これから妊娠・出産を考える方のためのプレコンセプションケア外来や、女性ヘルスケア外来などが既にあること、自施設内で専門的な職員（産婦人科医師、看護師又は助産師、精神科医、ソーシャルワーカー等）と速やかに連携できる環境が整っている県内唯一の機関であるため。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

特筆すべき事項なし。

### イ 意見

#### (ア) 不妊治療費助成事業について

島根県不妊治療〈先進医療〉費助成事業実施要綱第6において、原則として、治療が終了した日の属する年度において島根県不妊治療〈先進医療〉費助成申請書を提出するとされている。しかし、申請期限超過が7件確認され、そのうち遅延理由がわか

らなかったものが5件あったが、それらについても支給決定を行っている。申請期限を超過してもなお交付されるものについては、少なくとも遅延理由について確認し、その理由を書面で残しておくことが望ましい。

#### (イ) しまね妊娠・出産相談センター事業について

令和4年度実績として3,625,900円の支出がある。その中で年間の相談件数は電話94件、面談30件、メール22件の合計146件であった。以前は「不妊専門相談センター」として不妊に悩む夫婦等を対象とした相談窓口を開設していたが、その時の相談電話対応は平日の15時～17時に行われていた。令和4年度からは「不妊専門相談センター」を充実リニューアルして「しまね妊娠・出産相談センター」となり、相談対応時間も月、火、水、金、土の10時～16時となり、相談内容も不妊や不育に悩む方の相談のほか、出生前検査に関する相談、思春期相談、更年期を含む女性特有の心身の健康相談などにも対応できる相談窓口として利用時間、相談内容の拡充を行っている。

相談窓口がリニューアルされたことを機に、今後さらに利用者を増やす方法及び効率的な相談センター運営の在り方、相談方法について検討が必要と考えられる。例えば島根県の不妊・不育に対する助成金の案内等も電話で相談を受けることができ、その旨がチラシなどでわかりやすくなると、県特有の情報を得ることができるため、相談が増加する余地がある。

また、島根県で保管している資料には、相談に対してどのような回答を行ったのかわかる資料がないため、相談内容の詳細が確認できない。事業実施主体として、相談個人票については確認をすることが望ましい。

#### (ウ) KPIについて

当該事業はKPIを不妊治療に係る助成件数とし、目標件数を500件に設定している。しかし、令和4年度実績は146件となっており、達成率は29.2%となっている。達成率と目標値が大幅に乖離していることからKPI設定が適切ではない可能性がある。よって、目標値の見直し、もしくは達成率を100%とするための取り組みを行う余地がある。

## 6、親と子の医療費助成事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	親と子の医療費助成事業
島根創生計画における位置づけ（上位の施策）	【基本目標】 Ⅱ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる 【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援 【施策】 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	治療や検査を受ける児童等
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	疾病等の早期発見と早期治療を促進し、健康を保持・増進させる。
所管課	健康福祉部健康推進課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児等医療費助成事業</li> <li>・未熟児養育医療費給付費</li> <li>・育成医療・結核患児療養給付費</li> <li>・障がい児療養支援（貸付・助成）事業</li> <li>・先天性代謝異常等検査</li> </ul>

#### イ 事業のKPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
乳幼児の医療費等助成件数【当該年度4月～3月】	目標値	730,000.0	730,000.0	730,000.0	件
	実績値	535,314.0	593,860.0	579,634.0	
子どもの医療費助成拡充に伴い新たに助成を行った人数	目標値	0.0	9,900.0	9,900.0	人
	実績値	-	9,900.0	9,900.0	

【KPI の他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・未熟児養育医療給付 R2 393件、R3 350件、R4 327件
- ・育成医療 R2 762件、R3 712件、R4 499件
- ・障がい児療養支援 R2 63件、R3 28件、R4 42件

・先天性代謝異常等検査 R2 4,988 件、R3 4,685 件、R4 4,518 件

ウ 具体的事業

事業名	乳幼児等医療費助成事業
事業内容	乳幼児等医療費助成事業実施に係る医療費等の補助。乳幼児等医療費助成事業補助金として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 447,484 (うち一般財源 279,234)
	令和3年度 489,130 (うち一般財源 295,152)
	令和4年度 424,502 (うち一般財源 274,190)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	乳幼児等医療費助成事業補助金交付要綱
補助金の目的	乳幼児等の医療費を助成することにより、乳幼児等の疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。
補助対象者	市町村
補助対象経費	1. 乳幼児等（社会保険各法の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給の対象となる療養若しくは医療又は社会保険各法以外の法令等の規定による療養若しくは医療のうちこれらに相当するもの（以下「療養又は医療」という。）を受ける者に限る。）が病院若しくは診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）において療養又は医療を受けたときに、当該療養又は医療に要する費用（以下「対象医療費」という。）のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に基づく附加給付を受ける場合にあっては当該附加給付に係る額を当該費用から控除した額）から、医療機関等（要綱第2条第1号一に掲げる者にあっては、薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所及び訪問看護

	<p>ステーションを除く。)ごとに1月につき対象医療費の100分の10に相当する額(当該額が次の各号に掲げる乳幼児等の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超える場合は、当該各号に掲げる額。以下「控除額」という。)を控除した額について市町村が被保険者等に対して助成する額。この場合において、市町村長は、特別の事由があると認めるときは、控除額を減額することができるものとする。</p> <p>一 要綱第2条第1号一に掲げる者 入院2,000円、入院外1,000円</p> <p>二 要綱第2条第1号二に掲げる者 入院15,000円</p> <p>なお、上記の場合において、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等は、歯科診療及び歯科診療以外の診療をそれぞれ別個の医療機関等とみなす。</p> <p>2.1の事業のため、市町村が島根県国民健康保険団体連合会等に対し審査支払手数料として支払った額で知事が認めた経費</p>
補助率	<p>1. 当該経費の10分の5以内</p> <p>2. 当該経費の10分の5以内</p>
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	<p>未熟児養育医療費給付費</p> <p>島根県未熟児養育医療費等負担金</p>
事業内容	<p>未熟児として出生した1歳未満の乳児に対し、その治療に係る入院費用を公費により助成。</p> <p>* 医療費の支払いについては、公費負担医療等に関する費用の審査及び支払事務業務として実施されている。</p>



事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 9,947 (うち一般財源 8,804)
	令和3年度 11,626 (うち一般財源 9,800)
	令和4年度 7,207 (うち一般財源 4,937)
事業実施方法	補助事業、業務委託
根拠となる 交付要綱等	島根県未熟児養育医療費等負担金交付要綱
補助金の目的	母子保健法に基づくものであり、独自の目的の定めなし。
補助対象者	市町村
補助対象経費	1. 養育医療（移送を除く）に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費 2. 結核児童日用品費等の給付に必要な需用費（消耗品費）、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費
補助率	4分の1
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控 除の報告の有無	無
要綱違反等による補助 金返還の有無	無
補助金独自の効果測定 及び要因分析の有無	無

事業名	育成医療・結核患児療養給付費 島根県障害者医療費負担金
事業内容	身体上の障害を有する児童に早期治療を行い確実な治療効果が期待できる場合に育成医療の給付を公費により助成。 * 医療費の支払いについては、公費負担医療等に関する費用の審査及び支払事務業務として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 6,637 (うち一般財源 3,879)
	令和3年度 3,738 (うち一般財源 1,318)
	令和4年度 3,196 (うち一般財源 1,134)
事業実施方法	補助事業、業務委託

根拠となる 交付要綱等	島根県障害者医療費負担金交付要綱
補助金の目的	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づくものであり、独自の目的の定めなし。
補助対象者	市町村
補助対象経費	自立支援医療費（育成医療）の支給に要する費用
補助率	4分の1。
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控 除の報告の有無	無
要綱違反等による補助 金返還の有無	無
補助金独自の効果測定 及び要因分析の有無	無

事業名	障がい児療養支援（貸付・助成）事業 障がい児療養支援事業（交通費等助成）補助金
事業内容	育成医療の給付を受ける児童が県外の医療機関に入院した際に必要な本人及び付添者の交通費等への助成を行う実施主体に対して補助金を交付。
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 3,951（うち一般財源 3,951） 令和3年度 1,335（うち一般財源 1,335） 令和4年度 2,228（うち一般財源 2,228）
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	障がい児療養支援事業（交通費等助成）補助金交付要綱、同実施要綱
補助金の目的	県内の医療機関では治療困難のため、やむを得ず県外の医療機関に入院せざるを得ない身体に障がいのある児童を有する家庭に対して交通費等を助成することにより、その経済的負担を軽減するとともに、当該児童の療養環境の整備を図る。
補助対象者	1. 島根県心身障害児（者）親の会連合会（以下「県障害児親の会」という。）

	2. 県障害児親の会
補助対象経費	1. 島根県内の市町村長から自立支援医療受給者証（育成医療）（以下「受給者証」という。）の交付を受けている児童が、受給者証記載の障がいの治療のため、児童の扶養義務者の居住地に応じて交付要綱別表1に定める起点から120kmを超える場所に所在する医療機関に入院するとき並びに手術に伴う術前又は術後の検査のために通院するときに必要な児童及び付添者の交通費等の経費 2. 1の事業のために要する事務費で事業実施のために必要な経費（準備経費を含む）
補助率	1. 県障害児親の会が児童の扶養義務者に対して助成する交付要綱別表2に定める額に助成回数に乗じて得た額 2. 助成件数に1,600円を乗じた額及び準備経費のうち島根県知事が認めた額
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	障がい児療養支援（貸付・助成）事業 障がい児療養支援事業（滞在資金貸付）補助金
事業内容	育成医療の給付を受ける児童が県外の医療機関に10日以上入院する際に、児童の扶養義務者に必要な準備経費・滞在経費の貸し付けを行う実施主体に補助金を交付。
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 28（うち一般財源28） 令和3年度 19（うち一般財源19） 令和4年度 19（うち一般財源19）
根拠となる	障がい児療養支援事業（滞在資金貸付）補助金交付要

交付要綱等	綱、同実施要綱。
補助金の目的	県内の医療機関では治療困難のため、やむを得ず県外の医療機関に入院せざるを得ない身体に障がいのある児童を有する家庭に対して滞在資金を貸し付けることにより、一時的な経済的負担増大を抑制するとともに、当該児童の療養環境の整備を図る。
補助対象者	社会福祉法人島根県社会福祉協議会
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 島根県内の市町村長から自立支援医療受給者証（育成医療）（以下「受給者証」という。）の交付を受けている児童が、受給者証記載の障がいの治療のため、児童の扶養義務者の居住地に応じて交付要綱別表1に定める起点から120km を超える場所に所在する医療機関に連続して10 日以上入院するときに、児童の入院の際に必要な準備経費及び付添者の滞在経費等</li> <li>2. 1の事業のために要する事務費で事業実施のために必要な経費（準備経費を含む）</li> </ol>
補助率	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受給者証の入院予定期間に応じて、次の各号に掲げる限度額の範囲内で島根県社会福祉協議会（以下「県社会福祉協議会」という。）が児童の扶養義務者に対して貸付した額 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）1ヶ月未満 30 万円</li> <li>（2）1ヶ月以上 50 万円</li> </ol> </li> <li>2. 貸付申請件数に1,900 円、返済確認件数に400 円、滞納事務件数に700 円をそれぞれ乗じた額の合計及び準備経費のうち島根県知事が認めた額</li> </ol>
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	先天性代謝異常等検査
事業内容	<p>新生児に対して、先天性代謝異常等についてマススクリーニング検査を実施することにより、早期発見・早期治療を行い、予防対策の強化を図る。</p> <p>(1) 先天性代謝異常等検査業務 (2) 先天性代謝異常等検査精度管理業務</p> <p>として実施されている。</p>
事業費の推移 (単位：千円)	<p>令和2年度 17,296 (うち一般財源 17,296)</p> <p>令和3年度 17,602 (うち一般財源 17,602)</p> <p>令和4年度 16,664 (うち一般財源 16,664)</p>
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	<p>随意契約</p> <p>(1) 国立大学法人島根大学 (2) NPO 法人タンデムマス・スクリーニング普及協会</p>
随意契約理由	<p>(1) 委託先は県内で唯一新生児スクリーニング検査が可能な機関である。新生児スクリーニング検査の対象となっている疾患は急性発症により新生児の命にかかわる場合もあるため、より迅速な検査体制を確保する必要がある。従って、県内で検査を行える委託先に委託することが望ましい。地方自治法施行令第167条の2第2号(性質または目的が競争入札に適しないものをするとき)に該当。</p> <p>(2) 委託先は、先天性代謝異常等検査の精度の維持向上を図るための試験を行い、必要に応じて適切な指導等を行うことができる唯一の機関であるため(厚労省の指定)。地方自治法施行令第167条の2第2号(性質または目的が競争入札に適しないものをするとき)に該当。</p>
予定価格の積算方法	<p>(1) 事業者聞き取り (2) 参考見積</p>
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

#### (ア) 島根県未熟児養育医療費等負担金について

本事業においては、要綱第9条において、実績報告書を翌年度の6月20日に提出することとされている。

しかし、実際には実績報告書が6月20日以降で提出されているものが多数見受けられた。この点に関し、県から市町村への通知においても、実績報告書の提出締め切りを令和3年度分については令和4年6月22日、令和4年度分については令和5年7月6日と設定しており、県からの通知がそもそも要綱に違反する状態となっていた。この理由について確認したところ、担当者の認識不足によるものであったとのことであった。

要綱上定められている期限を遵守することは法規性の基本的事項であり、認識不足とはいえ県が主導する形で要綱不遵守の状態となっていたことは遺憾である。

以後、同様の事態が生じることがない様に、要綱に対する基本的認識を改める必要がある。

### イ 意見

#### (ア) 先天性代謝異常等検査業務

##### a 契約単価について

本事業における契約単価は、事業者からの聞き取り（単価についての計算資料）に基づき定められている。そして、この資料によれば、消耗品費（机、書棚、毒劇庫、PCなどその他分析備品）、設備費（オートパンチャー等）を5年で割ったものが単価計算上積算されている。

この点、前者の消耗品費については、資料上5年更新とされているが、列挙されている備品類が全て5年で更新しなければならないものかどうかには若干の疑義がある。確認したところ、担当者において、個別の現物確認等はしていないとのことであった。

監査対象年度において直ちに問題があるというものではないが、当該委託先事業者は一者随意契約で多年にわたって業務委託している事業者であることを踏まえると、今後委託契約を継続する際には、これらの積算について定期的に合理性の有無を個別に検討することが望ましい。

##### b 報告書

本件委託契約第6条において、受託者は、委託業務完了後、翌月15日までに県へ報告書を提出しなければならない。そして、3月分の報告書については、3月31日ま

で提出することが定められている。

この点、記録として編綴されている実施報告書は令和5年3月31日付となっている。しかし、それに添付されている受託者からの「書類送付ご案内」は、令和5年4月4日付となっており、提出自体は3月31日を徒過しているものと思われる。また、同文書には、手書きで「4/3で提出済を3/31に修正」とあり、当初は期限後の4月3日付で提出されていた報告書を提出期限である3月31日に修正して再提出したと思われる記載がなされている。

以上の資料を踏まえると、期限を徒過して報告書が提出された可能性が高いこと、それを事後的に修正することを担当者において容認したものと考えられる。今後は受託先への適切な期限遵守の指導がなされることが望ましい。

## 7、母と子の健康支援事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	母と子の健康支援事業
島根創生計画における位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】</p> <p>Ⅱ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】</p> <p>1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】</p> <p>(2) 結婚・出産・子育てへの支援</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	子どもと保護者及び母子保健関係者
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	子どもとその保護者が正しい知識を習得し、相談等により悩みや不安を解消して、安定した生活を送ることができるようにする。また、その支援者の知識・スキルの向上を図る。
所管課	健康福祉部健康推進課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期療養児及びその保護者に対して、退院後の家庭生活を支援したり、日常生活における悩みや不安の解消を図るため、相談・訪問・親子交流会及び関係機関と連携した支援を行う。</li> <li>・「健やか親子しまね計画(H30～R5)」を評価し、次期計画の策定を行う。</li> <li>・保健所・市町村・在宅の有資格者等の母子保健関係者の資質向上を図るため、研修会等を開催する。</li> <li>・こども家庭センターの設置の動きに合わせて、子育て世代包括支援センターの機能強化と家庭総合支援拠点の一体化に向けて、市町村へ働きかけを行う。</li> <li>・妊娠期から出産・子育てまでの一貫した伴</li> </ul>



	走型相談支援と経済的支援を一体として実施する市町村への支援を行う。
--	-----------------------------------

イ 事業の KPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
相談・訪問等相談支援を行った人数【当該年度 4 月～3 月】	目標値	1,120.0	1,120.0	1,120.0	人
	実績値	561.0	579.0	677.0	
母子保健関係者等研修会参加者数【当該年度 4 月～3 月】	目標値	400.0	400.0	400.0	人
	実績値	189.0	206.0	360.0	
全戸訪問による産後の母親支援の実施市町村数【当該年度 4 月～3 月】	目標値	19.0	19.0	19.0	市町村
	実績値	18.0	19.0	(R6.3 予定)	
早期支援のための妊娠初期（妊娠 11 週以下）からの妊娠届出率【当該年度 4 月～3 月】	目標値	92.0	93.0	94.0	%
	実績値	92.1	91.3	(R6.3 予定)	
低出生体重児割合（3 年平均）【前々々々年度 1 月-前年度 12 月】	目標値	8.7	8.7	8.7	%
	実績値	10.0	10.2	10.3	
子育て世代包括支援センター設置市町村数【当該年度 3 月時点】	目標値	19.0	19.0	19.0	市町村
	実績値	19.0	19.0	19.0	

【KPI の他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・長期療養児支援事業では、県協議会において、小児の在宅ケアの体制整備にむけて検討している。
- ・島根県母子保健集計システムにより、乳幼児健康診査結果を集計し、母子保健評価検討会議等で精度管理を行っている。
- ・「多機関連携による妊娠期からの切れ目のない育児相談・支援の手引き」を関係機関へ周知すると共に、母子保健従事者を対象に、子育て包括支援センターの質の向上に向けた働きかけを行っている。
- ・新型コロナの影響により、令和元年度に比べ未だ相談支援件数及び研修会参加者数増加にむけて伸び悩みが見られる。
- ・こども家庭センター設置数：2 市町

ウ 具体的事業

事業名	長期療養児支援事業
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所において、小児慢性特定疾病児童等及びその家族が相互に又はボランティア等との交流会の開催、療養上必要な知識等を学ぶ講習会等を開催</li> <li>・保健所において、小児慢性特定疾病児童等とその家族について、必要な情報の提供等の便宜を供与するなど相談支援を行う</li> <li>・小児慢性特定疾病児童等自立支援員による各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等の実施</li> <li>・長期療養児の在宅療養支援充実に向け、医療、保健、福祉、教育等の全県的な連携促進を図るための会議を開催</li> <li>・医療・保健・福祉等の関係機関が連携し、小児慢性特定疾病児童等とその家族の療養生活における身近な圏域単位での会議の開催</li> </ul>
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 64 (うち一般財源 32)
	令和3年度 18 (うち一般財源 9)
	令和4年度 55 (うち一般財源 28)
事業実施方法	直営

事業名	母子保健推進事業
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健担当者会議や社会福祉審議会母子保健部会の開催、健やか親子しまね計画の評価のための県民への意識調査と関係機関の取り組み状況調査の実施、市町村において実施される乳幼児健康診査の事業評価を行う</li> <li>・保健所において設置している母子保健推進協議会において、管内の母子保健活動に関する検討や圏域特性に応じた研修会等の開催</li> <li>・養育に課題のある家庭に対し、適切な支援が行えるよう関係者との検討会の開催</li> <li>・母子保健に携わる関係者を対象として地域での母子保健活動の一層の向上を図るために研修会を開催</li> <li>・県外の母子保健に関する研修を職員に受講させ、スキルアップを図る</li> <li>・聴覚障がいの早期発見・早期療育が図られるよう、新生</li> </ul>

	<p>児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに、研修会の実施、普及啓発等により、推進体制を整備する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健やか親子全国大会負担金の支出（令和4年度限り）</li> </ul>
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 694（うち一般財源 662）
	令和3年度 537（うち一般財源 532）
	令和4年度 4,230（うち一般財源 4,197）
事業実施方法	直営

事業名	妊娠・出産包括支援事業
事業内容	身近な母子保健サービスを提供する市町村の体制整備を図るため、関係者を対象として研修を開催
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 -（うち一般財源 -）
	令和3年度 -（うち一般財源 -）
	令和4年度 -（うち一般財源 -）
事業実施方法	直営

事業名	旧優生保護法一時金支給事務
事業内容	旧優生保護法一時金支給法に基づき、一時金請求受付等の事務を行う
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 63（うち一般財源 0）
	令和3年度 62（うち一般財源 0）
	令和4年度 62（うち一般財源 0）
事業実施方法	直営

事業名	思春期等相談事業
事業内容	思春期の性に関する相談支援
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 -（うち一般財源 -）
	令和3年度 -（うち一般財源 -）
	令和4年度 200（うち一般財源 100）
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	<p>随意契約</p> <p>一般社団法人 島根県助産師会</p>
随意契約理由	島根県会計規則第66条の表第6号（その他の契約で予定価格が100万円以下のもの）

予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

**(2) 監査の結果及び意見等**

ア 指摘事項

特筆すべき事項なし。

イ 意見

(ア) 思春期等相談事業について

仕様書に意見交換の場を設けると記載があるが意見交換会をしていない。より充実した相談となるように、少なくとも仕様書で明記されている意見交換の場を設けることが望ましい。

## 8、子どもと家庭相談体制整備事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	子どもと家庭相談体制整備事業
島根創生計画における位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】 V、健やかな暮らしを支える</p> <p>【政策】 2、地域共生社会の実現</p> <p>【施策】 (4) 子育て福祉の充実</p> <p>【基本目標】 II、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	悩みや相談を抱える児童や家庭
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	身近なところで相談できるとともに、適切な支援が受けられる。
所管課	健康福祉部青少年家庭課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもと家庭電話相談</li> <li>・ 虐待防止地域連携強化事業</li> <li>・ 母子保健・児童福祉一体的相談体制整備事業</li> </ul>

#### イ 事業の KPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
児童福祉関係市町村職員等専門研修の受講者数	目標値	100.0	100.0	100.0	人
	実績値	66.0	76.0	83.0	

【KPI の他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・令和3年度の児童相談の状況 相談対応件数 児童相談所 2,680件、市町村 1,032件
  - ・児童虐待対応(認定)件数  
児童相談所(R3)378件(前年比4%増)、市町村(R3)191件(前年比約35%減)
  - ・児童相談所への虐待通告件数 令和2年度768件 令和3年度724件
  - ・市町村職員等専門研修会 令和3年度：前期44名、後期32名(計76名)
- ※コロナ禍のため、児童福祉関係市町村職員等専門研修は受講対象者を絞って実施
- ・ヤングケアラー公開シンポジウム オンラインLive配信 295再生回数

#### ウ 具体的事業

事業名	子どもと家庭電話相談
事業内容	子どものいる家庭等に対し、電話相談及び高度な専門的知識・技術を有するものによる相談支援活動等を一体的に実施し、家庭及び地域における児童養育の支援を図る。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 6,500 (うち一般財源 6,500)
	令和3年度 6,496 (うち一般財源 6,496)
	令和4年度 6,472 (うち一般財源 6,472)
事業実施方法	直営
その他	

事業名	虐待防止地域連携強化事業
事業内容	児童虐待防止の啓発活動及び地域において子ども自身が助けを求める又は早期発見をする地域の相談体制づくり。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 337 (うち一般財源 337)
	令和3年度 428 (うち一般財源 428)
	令和4年度 374 (うち一般財源 374)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	子ども専用相談電話支援事業補助金交付要綱
補助金の目的	「子ども専用相談電話」を設置運営する民間団体等が要する経費に対して、補助金を交付し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
補助対象者	「子ども専用相談電話」を設置運営する民間団体等
補助対象経費	民間団体等が「子ども専用相談電話」の設置運営に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、寄付金その他の収入を控除した額とする。

	<p>(1) 県内の子どもからの電話をフリーダイヤルとするための電話料金</p> <p>(2) 電話番号を子どもに周知するための広報物の印刷費及び郵送料</p> <p>(3) 電話を受けるスタッフの養成に必要な講座等開催経費</p>
補助率	<p>次の(1)から(3)までにより算出した額の合算額</p> <p>ただし、実際にかかった(1)から(3)までの経費の合計金額の方が低額の場合は、実際にかかった金額</p> <p>(1) フリーダイヤル実施月数×15,000円</p> <p>(2) 150,000円</p> <p>(3) 講座開催数×100,000円</p>
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	母子保健・児童福祉一体的相談体制整備事業
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 - )
	令和3年度 - (うち一般財源 - )
	令和4年度 13,213 (うち一般財源 0)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業費補助金(安心こども基金)交付要綱
補助金の目的	妊産婦、子育て世帯、子どもの誰一人取り残すことなく、相談をうけて適切な支援につなぐため、母子保健(子育て世代包括支援センター)と児童福祉(子ども家庭総合支援拠点)の一元的なマネジメント体制の構築を図るうえで必要な整備を行うことを目的とする。
補助対象者	市町村
補助対象経費	本体工事費、特殊附帯工事費、地域交流スペース加

	算、開設準備費、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費(改築・大規模修繕等の場合が対象)※大規模修繕等については、仮施設整備費のみ対象
補助率	国 9/10、市町村 1/10
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

**(2) 監査の結果及び意見等**

ア 指摘事項

特筆すべき事項なし。

イ 意見

特筆すべき事項なし。



## 9、施設入所児童支援事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	施設入所児童支援事業
島根創生計画における 位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】 V、健やかな暮らしを支える</p> <p>【政策】 2、地域共生社会の実現</p> <p>【施策】 (4) 子育て福祉の充実</p> <p>【基本目標】 II、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養護を必要とする児童</li> <li>・児童養護施設の退所者</li> </ul>
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設における保護・養育、入所中及び退所後の自立支援の充実を図る。</li> </ul>
所管課	健康福祉部青少年家庭課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所児童支援事業：各施設に対して入所児童の状況に応じた措置費（運営費及び児童の生活費等）を支弁</li> <li>・児童福祉施設児童処遇向上事業：児童入所施設職員の資質向上研修及び入所児童の相互交流を通じた意見交換を実施</li> <li>・児童養護施設等の小規模化等整備事業：児童養護施設等の耐震化及び生活単位の小規模化等を推進</li> <li>・児童養護施設等入所児童自立支援事業：入</li> </ul>

	<p>所児童等の自立促進のため、運転免許取得に係る費用を助成、就職者・進学者に対して給付金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設退所者等自立支援事業：児童養護施設の退所者等へ、生活費、家賃、資格取得に必要な資金を貸付</li> <li>・社会的養護自立支援事業：児童養護施設の退所者等へ、生活支援、相談支援を実施</li> </ul>
--	--

イ 事業の KPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
社会的養護施設の小規模ケア施設数（定員数）【当該年度 3 月時点】*ハード整備に合わせた目標値	目標値	61.0	67.0	94.0	人
	実績値	61.0	67.0	75.0	

【KPI の他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・社会的養護施設入所児童数(3.31 現在)は、R2：163 人、R3：166 人、R4：146 人と推移。
- ・施設職員研修(処遇向上、処遇改善)参加者数は、R2：23 人(2 回)、R3：34 人(3 回)、R4：14 人(1 回)と推移。
- ・乳児院・児童養護施設における施設小規模ケア定員数は、R4：75/200 人(敷地内 63 人、敷地外(地域小規模)12 人)。
- ・運転免許取得児童数は、R2：6 人、R3：9 人、R4：6 人と推移。
- ・耐震化済(不要)棟数は、R2：17/24 棟(70.8%)、R3：18/25 棟(72.0%)、R4：19/22 棟(86.3%)と推移。
- ・生活・家賃等支援費貸付を受ける施設退所者数は、R2：4 人(新規 3)、R3：3 人(新規 0)、R4：3 人(新規 1)と推移。

ウ 具体的事業

事業名	母子生活支援施設、助産施設関係事業
事業内容	母子家庭の自立促進や、妊産婦の適切な助産が受けられるよう入所世帯の利用料を負担する。
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 12,021 (うち一般財源 12,021)
	令和 3 年度 11,686 (うち一般財源 11,686)
	令和 4 年度 10,710 (うち一般財源 10,710)

**(2) 監査の結果及び意見等**

## ア 指摘事項

特筆すべき事項なし。

## イ 意見

特筆すべき事項なし。

## 10、結婚支援事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	結婚支援事業
島根創生計画における 位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】</p> <p>Ⅱ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】</p> <p>1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】</p> <p>(1)結婚への支援</p> <p>【基本目標Ⅱ】</p> <p>Ⅳ、島根を創る人をふやす</p> <p>【政策】</p> <p>3、女性活躍の推進</p> <p>【施策】</p> <p>(2)安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	結婚を願う独身男女
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	結婚を願う独身男女の出会いの機会を増やし、結婚の可能性を高める
所管課	健康福祉部子ども・子育て支援課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚支援事業</li> <li>・地域少子化対策重点推進交付金事業</li> </ul>

#### イ 事業のKPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
しまね縁結びサポートセンター を通じた婚姻数(R2からの累計) 【当該年度4月～3月】	目標値	75.0	150.0	225.0	組
	実績値	75.0	157.0	226.0	
結婚を希望する「はぴこ」の利	目標値	1,800	2,000	2,050	人

用申込者及び「しまこ」の会員 の人数【当該年度3月時点】	実績値	1,904	1,860	1,995	
縁結びボランティア「はぴこ」 の人数【当該年度3月時点】	目標値	240	255	270	人
	実績値	260	260	232	

【KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・ 県内婚姻件数の推移  
H29年:2,662組 H30年:2,672組 R元年:2,625組 R2年:2,398組 R3年:2,336組
- ・ 「はぴこ」が設定するお引き合わせ件数  
H30年度:2,142件 R元年度:2,079件 R2年度:1,532件 R3年度:1,316件
- ・ 「はぴこ」活動に伴う交際件数の推移  
H30年度:536件 R元年度:563件 R2年度:403件 R3年度:374件
- ・ 「しまこ」会員数  
H30年度末:239人 R元年度末:425人 R2年度末:527人 R3年度末:603人
- ・ 「しまこ」によるお引き合わせ件数  
H30年度:51組 R元年度:195組 R2年度:204組 R3年度:327組
- ・ 生の楽習講座開催回数  
R3年度:159回(小中学校:127回 高校:31回 大学:1回)

#### ウ 具体的事業

事業名	結婚支援事業 しまね縁結びサポートセンター管理運営費補助金
事業費の推移 (単位:千円)	令和2年度 35,174 (うち一般財源 35,174)
	令和3年度 54,431 (うち一般財源 54,431)
	令和4年度 45,509 (うち一般財源 45,509)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	しまね縁結びサポートセンター管理運営費補助金交付 要綱
補助金の目的	少子化の大きな要因の一つである未婚・晩婚化が進む背景には、若い世代の意識の変化や、地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいの希薄化や、独身男女に対するお見合いや出会いの場の減少など、社会構造の変化がある。  このため、若い世代の結婚したいという希望をかなえるため、行政、農林関係団体、商工関係団体及びボランティア団体などが連携して取り組むしまね縁結びサ

	ポートセンターの管理運営に要する経費に対して補助金を交付する。
補助対象者	一般社団法人しまね縁結びサポートセンター
補助対象経費	給与費 給料、諸手当、共済費 福利厚生費 法定福利厚生費、任意福利厚生費 福利環境整備費 退職手当引当金 旅費 職員旅費 庁費 賃借料、共益費、清掃料、電気代、通信運搬費、備品購入費、燃料費、会議費、各種負担金、報酬、賃金、その他の庁費 ※備品とは複数年にわたり使用することが見込まれ、リース等によらず購入した方が効率的であると認められるものであって、一個または一組の価格が10万円以上のもの。
補助率	定額
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	有
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	結婚支援事業 市町村結婚支援強化交付金
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 - (うち一般財源 -)
	令和4年度 4,967 (うち一般財源0)
事業実施方法	補助事業

根拠となる 交付要綱等	市町村結婚支援交付金交付要綱、市町村結婚支援強化 交付金実施要項
補助金の目的	本事業は、結婚を希望する人が身近で気軽に婚活しや すい環境づくりの推進のため、市町村に交付金を交付 することにより、市町村自ら、又は、民間事業者と共 同して出会いの場を創出すイベントや婚活セミナーの 開催等、地域の実情に応じた出会いの場を提供する。 併せて、イベント参加者等をサポートセンターの事業 につなげ、専門的な婚活支援を提供できる環境を整え ることを目的とする。
補助対象者	市町村
補助対象経費	(ア)市町村結婚支援事業 報酬、手当、共済費等、報償費、旅費、需用費、消耗 品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告料、手 数料、使用料及び賃借料、委託料 (イ)民間イベント事業 報償費、旅費、需用費、消耗品費、印刷製本費、役務 費、通信運搬費、広告料、保険料、委託費、使用料及 び賃借料  次の経費は、補助対象経費ではない。 ・別途国又は県・サポートセンターの助成対象となる 事業に要する経費 ・参加者の交通費、宿泊費および飲食費 ・参加者への賞品代、土産物代等の経費
補助率	定額
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控 除の報告の有無	無（税抜金額での支給のため）
要綱違反等による補助 金返還の有無	無
補助金独自の効果測定 及び要因分析の有無	無

事業名	結婚支援事業 市町村結婚支援体制強化交付金
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 15,450 (うち一般財源 15,450)
	令和3年度 14,311 (うち一般財源 14,311)
	令和4年度 6,250 (うち一般財源 6,250)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	市町村結婚支援体制強化交付金交付要綱
補助金の目的	結婚を希望する独身男女を応援するため、市町村結婚支援体制強化交付金を市町村に交付し、市町村、しまね縁結びサポートセンター、県、関係機関が連携して結婚支援体制の強化を図ることを目的とする。
補助対象者	市町村
補助対象経費	(1) 市町村が行う事業 報酬、給料、職員手当等、共済費、手数料 旅費、需用費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金 (2) 市町村が経費を負担し、一部事務組合又は広域連合が行う事業 市町村：委託料、負担金補助及び交付金 一部事務組合又は広域連合：(1)に準ずる。
補助率	1市町村あたり年額2,500千円を限度とする。ただし、交付期間の年度途中で事業を開始した場合、月割り(原則として開始した日を属する月を含む。)により交付金を交付する。 市町村が経費を負担し、一部事務組合又は広域連合が行う事業の場合、配置する結婚支援相談員1人あたり、年額2,500千円を限度とする。
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控 除の報告の有無	無(税抜金額での支給のため)
要綱違反等による補助 金返還の有無	無



補助金独自の効果測定 及び要因分析の有無	無
-------------------------	---

事業名	結婚支援事業 結婚支援強化事業の実施に係る業務の委託
事業内容	少子化の大きな要因である未婚・晩婚化に対応し、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターが実施する結婚支援事業を強化し成婚に繋げていくため、センターが所管する縁結びボランティア「はぴこ」の活動の活性化及びコンピューターマッチングシステム「しまコ」の運用、出会いの場を拡大する事業、企業や市町村等と連携した結婚支援を行う。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 30,246 (うち一般財源 29,755)
	令和3年度 29,283 (うち一般財源 28,819)
	令和4年度 35,157 (うち一般財源 34,286)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 一般社団法人しまね縁結びサポートセンター
随意契約理由	平成27年11月27日に、島根県の結婚支援を行う拠点として「しまね縁結びサポートセンター」は設置され、平成28年4月1日に県内の民間企業や各種団体、県で構成する「一般社団法人しまね縁結びサポートセンター」が設立された。センターでは、結婚を望む独身者を対象にコーディネーターによる結婚相談、縁結びボランティア「はぴこ」の紹介、しまねコンピューターマッチング「しまコ」の運用、イベント・セミナーの情報提供などを行っている。よって、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターが本事業を実施できる唯一の委託先である。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる単価の積み上げ
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	有 しまね縁結び相談者等管理システムの管理・運用 しまねコンピューターマッチングシステムの管理・運用
履行確認	書面

事業名	結婚支援事業 「生の楽習講座」事業の業務の委託
事業内容	次世代を担う子どもたちを対象に、生命の尊さや家庭の意義などについて理解を深めるため、助産師による出前講座を実施する。 講座開催場所は、島根県全域の小学校、中学校、高校、特別支援学校（計 160 会場） 内容（例）は下記の通り。 ・守られ育まれていく親子の絆 ・”うぶごえ“を聞いたときの、感動と素晴らしさ ・あなたが生まれてみんなが喜んだ、大切ないのち ・受け継がれていく“いのち”の繋がり
事業費の推移 （単位：千円）	令和 2 年度 6,400（うち一般財源 3,252）
	令和 3 年度 6,400（うち一般財源 3,200）
	令和 4 年度 6,800（うち一般財源 3,512）
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 一般社団法人島根県助産師会
随意契約理由	島根県助産師会は、平成 14 年から、県内の幼児、児童・生徒、学生、保護者等を対象に、助産師による「命の尊さ」「妊娠・出産の感動・素晴らしさ」「親子の絆」等に関する出前講座（バースデイプロジェクト）を実施しており、講座の企画、関係機関との調整、運営等も適正に行い、十分な成果をあげている。また、平成 26 年度から本事業を継続して受託し、円滑かつ効果的に事業を実施している。よって、一般社団法人島根県助産師会が本事業を実施できる唯一の委託先である。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる単価の積み上げ
委託先の変更の有無 （過去 3 年）	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	結婚支援事業 「生の楽習講座」乳幼児ふれあい体験ゲスト参加親子募集管理業務の委託
事業内容	「生の楽習講座」参加ファミリーバンクシステムを活用した以下の業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲスト参加親子の登録受付・情報管理</li> <li>・ゲスト参加親子への講座参加に関する連絡</li> <li>・講座開催情報の管理</li> <li>・助産師情報の管理</li> <li>・助産師へのゲスト参加親子の情報伝達</li> <li>・その他、本事業の実施に必要と認める業務</li> </ul>
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 251 (うち一般財源 169)
	令和3年度 251 (うち一般財源 143)
	令和4年度 251 (うち一般財源 126)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 特定非営利活動法人おやこ劇場松江センター
随意契約理由	島根県会計規則第66条表第6号により随意契約とする。 「生の楽習講座参加ファミリーバンクシステム」は、令和2年度にNPO法人おやこ劇場松江センターと協働で構築し運用している。 事業の円滑な実施のためには、実施についても開発主体であるNPO法人へ業務委託を行う必要があることから随意契約としている。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる単価の積み上げ
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	結婚支援事業 生の楽習講座参加ファミリーバンクシステム業務の委託
事業内容	県が島根県助産師会へ委託して実施する「生の楽習講座」のメニュー「乳幼児ふれあい体験」を実施するためには、ボランティア参加する乳幼児とその保護者の確保が必要

	<p>である。</p> <p>平成 29 年度に開発した、ボランティア親子の参加登録や講座実施確認等を行うためのシステムを今年度も継続して運用することで、ボランティア親子が講座に参加しやすく、また、講座を円滑に実施することができる環境を整備する。</p>
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 413 (うち一般財源 413)
	令和 3 年度 217 (うち一般財源 217)
	令和 4 年度 217 (うち一般財源 217)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 (株)ネットワーク応用通信研究所
随意契約理由	島根県会計規則第 66 条表第 6 号により随意契約とする。 (株)ネットワーク応用通信研究所は「しまねの“結婚 妊娠・出産 子育て総合ポータルサイト”」の開発・構築を手がけており、本サイト内への機能追加及び保守業務についても同社へ業務委託する必要がある。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる単価の積み上げ
委託先の変更の有無 (過去 3 年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	結婚支援事業 首都圏等での出会い創出イベント「島コン」企画運營業務
事業内容	都市部在住の島根県出身者の中には、県出身者同士の結婚や、島根県へリターンし結婚したいと希望する者もあり、これを実現するためには島根県出身者や島根県へのリターンを考えている者の出会いの場が必要となる。 また、縁結びボランティア「はぴこ」は、島根県在住の親から、都市部在住の子どもの結婚相談を受けることもあり、県出身者を対象とした都市部での結婚支援の必要性が高まってきている。 については、都市部等在住の県出身者及び島根県での暮ら

	<p>し・結婚を希望する独身者を対象とした出会い創出を本事業の目的とする。</p> <p>(1)「島コン」の企画・提案 「島コン」の企画・提案を行うこと。</p> <p>なお、「島コン」の開催回数等の規格は以下のとおりとし、情報提供などイベント申込者・参加者をしまね縁結びサポートセンターの事業につなげる取組も提案内容に含めること。</p> <p>7. 開催回数 4回</p> <p>※コロナ感染状況等によっては、県と協議の上、変更することができる。</p> <p>4. 時期、開催場所</p> <p>8月 オンライン開催 10月 現地開催（東京） 1月 現地開催（東京 or 広島） 3月 現地開催（東京 or 広島）</p> <p>※コロナ感染状況等によっては、県と協議の上、変更することができる。</p> <p>ウ. 対象者 20代～40代の独身男女（島根県出身者、島根県へUIターンを検討している者等）</p> <p>(2)「島コン」開催広報 イベント参加者数を確保するための効果的な広報の手法を模索し、実施すること。</p> <p>(3)当日準備・進行 円滑なイベント実施のために当日の準備、進行を行うこと。</p> <p>(4)業務進行マニュアルの作成 本事業を円滑に行うため、県・受託者の作業項目と役割分担、スケジュールおよび体制等を記した「業務進行マニュアル」を作成し、提出すること。</p> <p>(5)事業協力者への謝金等の支払 必要に応じて、謝金等を支払うこと。</p>
事業費の推移	令和2年度 1,541（うち一般財源 1,541）

(単位：千円)	令和3年度 1,407 (うち一般財源 1,407)
	令和4年度 2,323 (うち一般財源 2,323)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 株MYTURN
随意契約理由	<p>本業務は、首都圏在住の島根県出身者及び島根県に関心を持つ独身男女の首都圏での出会い創出を目的に、平成29年度から実施している。</p> <p>これまでの業務委託先である株MYTURN取締役は、東京在勤中に同趣旨のイベント「島コン」を複数回開催した実績がある。また、島根を記録・発信するローカルジャーナリストとして、「ルーツしまね」「しまコトアカデミー」「シマブロ！」など、島根との繋がりをUターンを希望する者のコミュニティづくりやコーディネート等のノウハウを有している。</p> <p>このことから、当該業務の委託先として株MYTURNが唯一の業務提携先である。</p>
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる単価の積み上げ
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	地域少子化対策重点推進交付金事業
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 1,887 (うち一般財源 0)
	令和3年度 4,159 (うち一般財源 0)
	令和4年度 7,593 (うち一般財源 0)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県地域少子化対策重点推進交付金交付要綱
補助金の目的	市町村が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの地方自治体の取組から発掘された優良事例の横展開

	を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、市町村が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策の強化に資することを目的とする。
補助対象者	市町村
補助対象経費	<p>(1) 重点課題事業及び優良事例の横展開支援事業 地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金</p> <p>(2) 結婚新生活支援事業  (一般コース)  結婚新生活支援事業の実施に必要な扶助費、補助金及び交付金  (連携コース)  結婚新生活支援事業の実施に必要な扶助費、補助金及び交付金</p>
補助率	<p>(1) 重点課題事業及び優良事例の横展開支援事業  2/3(令和4年度)実施要領及び(令和3年度補正予算)実施要領の別記1に該当するもの  1/2(令和4年度)実施要領及び(令和3年度補正予算)実施要領の別記2に該当するもの  基準額  中核都市  1市につき、20,000千円  上記以外の市町村  1市町村につき、10,000千円</p> <p>(2) 結婚新生活支援事業  (一般コース)  1/2  基準額  (一世帯当たり)150千円  (令和4年度)実施要領別記3及び(令和3年度補正予算)実施要領別記4に定める対象となる世帯②に対する補助額</p>

	(連携コース) 2/3 基準額 夫婦共に婚姻日における年齢 29 歳以下の世帯 (一世帯当たり)400 千円 上記以外の世帯 (一世帯当たり)200 千円 (令和 3 年度補正予算)実施要領別記 3 に定める対象 となる世帯②に対する補助額
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控 除の報告の有無	無
要綱違反等による補助 金返還の有無	無
補助金独自の効果測定 及び要因分析の有無	無

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

#### (ア) 市町村結婚支援強化交付金について

事業実績報告について、事業実施報告書別紙 2 が添付されていないものがあつた。交付金交付要綱第 9 条 1 項の実績報告書に関して、添付資料が定められており、全ての書類が提出されているか確認するべきである。

#### (イ) 結婚支援強化事業の実施に係る業務の委託について

本事業について、しまね縁結びサポートセンターが県から受託しているが、しまね縁結び相談者等管理システムの管理・運用及び、しまねコンピューターマッチングシステムの管理・運用については、これらのシステムの開発事業者に業務を再委託している。

委託契約書第 15 条において、「受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない」と規定されている。

再委託の承諾の有無について、県の担当者に確認したところ、令和 4 年度について



は手続きを失念していたとの回答を得た。なお、令和5年度については、手続きが完了していることを書類の閲覧にて確認している。

契約書上の手続きを適切に実施する必要がある。

## イ 意見

### (ア)市町村結婚支援強化交付金について

本事業は、実施要綱上、民間イベント補助事業に関しては、対象者を独身男女に限定しているが、実績報告を確認すると安来で開催された独身という限定がないまま開催されたイベントもあった。実施要綱に即して判断を行うことが望ましい。

### (イ)生の楽習講座事業の業務の委託について

当該事業は委託契約書別添仕様書において、「助産師」による「生の楽習講座」を計画的に実施することにより、今後、次世代を担う児童や生徒に、生命の尊さや家庭の意義などの理解をさらに深めてもらうことを目的とするところである。

しかし、事業実施報告書に記載されている内容は団体名称、連絡先、講座をどの小中学校で誰が開催したのか、発生した委託費の内訳のみであり、目的の達成度や運営上の問題点の記載がなく、事業検証がなされているのかがわからない。

内部で学校教諭よりアンケートを集計しており、一般社団法人島根県助産師会へ次年度に向けてフィードバックを行っているとのことだが、実施報告書へ事業検証の記載をしなければ県の担当者交代や委託先変更へ対応できなくなる可能性がある。

そのため、事業実施報告書において事業検証が可能なように、目的が達成できたのか、今後当該事業を行うにあたって、改善できる部分はないかを記載できるようにすることが望ましい。

## 11、みんなで子育て応援事業（こっころ事業）

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	みんなで子育て応援事業（こっころ事業）
島根創生計画における位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】</p> <p>Ⅱ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】</p> <p>1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】</p> <p>(2) 妊娠・出産・子育てへの支援</p> <p>【基本目標Ⅱ】</p> <p>Ⅳ、島根を創る人をふやす</p> <p>【政策】</p> <p>3、女性活躍の推進</p> <p>【施策】</p> <p>(2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	子どもやその保護者、子育て家庭を取り巻く県民
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	誰もが、子どもや子育てに関心を持ち、子育てを社会全体で応援する気運を醸成する
所管課	健康福祉部子ども・子育て支援課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て家庭や妊娠中の方がいる家庭に対し、協賛店から子育て支援サービスを受けることのできる子育て応援パスポート「こっころ」の交付及びデジタルパスポート「こっころアプリ」の利用促進</li> <li>・ 子育て支援サービスを提供する「こっころ協賛店」の新規登録の推進及び周知</li> <li>・ 乳幼児を連れた家族が、外出時のおむつ替えなどで自由に利用できる「赤ちゃんほっと</li> </ul>

	<p>ルーム」の設置及び周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て応援に取り組む民間団体や子育て支援の担い手の活動を活性化するための経費の一部支援</li> <li>・子育てや子ども、家族に関する楽しさやうれしさ、感動などを表した「ことのは」作品を募集、表彰</li> </ul>
--	---

イ 事業の KPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
こっころ事業の協賛店舗数【当該年度 3 月時点】	目標値	2,340.0	2,380.0	2,420.0	店
	実績値	2,188.0	2,142.0	2,101.0	
赤ちゃんほっとルーム登録数【当該年度 3 月時点】	目標値	520.0	540.0	560.0	箇所
	実績値	481.0	480.0	476.0	

【KPI の他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・こっころアプリ利用申請世帯数 R3 年度：12,498 世帯 R4 年度：3,312 世帯（累計 15,810 世帯）
- ・こっころアプリ利用申請者数（家族利用含む）R3 年度：17,594 人 R4 年度：4,697 人（累計 22,291 人）
- ・こっころアプリ利用件数 R3 年度：257,765、R4 年度：323,136 件（累計 580,901 件）
- ・こっころ協賛店検索サイトアクセス数 R3 年度：205,620 件、R4 年度末：139,179 件（累計 344,799 件）
- ・こっころ講師派遣申請依頼数 R 元年度：29 回 R2 年度：21 回 R3 年度：32 回 R4 年度：82 回
- ・「ことのは」作品応募点数 R 元年度：3,444 点 R2 年度：3,051 点 R3 年度：4,484 点 R4 年度：5,835 点

ウ 具体的事業

事業名	しまね子育て応援パスポート事業（こっころパスポート事業）
事業内容	18 歳未満の子どものいる家庭にこっころパスポートを交付
事業費の推移 （単位：千円）	令和 2 年度 746（うち一般財源 746）
	令和 3 年度 1,093（うち一般財源 1,093）
	令和 4 年度 1,048（うち一般財源 1,017）

事業実施方法	直営
--------	----

事業名	しまね子育て応援パスポート事業（パスポートのデジタル化）
事業内容	こっころパスポート（アプリ）の保守・運用等
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 22,514（うち一般財源 11,257）
	令和3年度 4,814（うち一般財源 2,851）
	令和4年度 3,995（うち一般財源 0）
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 株式会社テクノプロジェクト
随意契約理由	令和2年8月11日に実施した「しまね子育て応援パスポート「こっころ」のデジタル化及び運用保守」に係る提案競技審査委員会において、最優秀提案者に選定されたため。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 （過去3年）	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	しまね子育て応援パスポート事業（情報更新）
事業内容	こっころ協賛店の新規開拓等を業務委託
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 1,980（うち一般財源 1,980）
	令和3年度 1,980（うち一般財源 1,980）
	令和4年度 1,980（うち一般財源 1,320）
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 株式会社アルテミスビュースカイ
随意契約理由	株式会社アルテミスビュースカイは、平成30年度に実施した提案競技審査委員会により選定された業者であり、同提案競技仕様書に基づき、「まいぷれ」内にこっころ協賛店等情報提供システムを構築し、同システムの運用保守のほか、協賛店情報（位置・サービス等）の管理や利用者が情

	報を享受できる環境の整備など登録促進等業務を適正に行い、事業の効率的・安定的な運用を進め大きな成果をあげている。よって、株式会社アルテミスビュースカイが本事業を実施できる唯一の委託先である。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	有(サイト運用)
履行確認	書面

事業名	こっころプロモーション委託事業
事業内容	地域において子育て支援事業やイベント等を通じて「こっころ」のより一層の周知を図る活動を実施
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 275 (うち一般財源 275)
	令和3年度 275 (うち一般財源 275)
	令和4年度 275 (うち一般財源 275)
事業実施方法	その他
委託先の選定方法	随意契約 特定非営利活動法人おやこ劇場松江センター
随意契約理由	県内で子育て支援活動に取り組むNPO等の情報交換と協働のネットワークである「つながるネット」の事務局を特定非営利活動法人おやこ劇場松江センターが担っており、県内のNPO等とつながりが深く、活動状況等を把握している。県内で子育て支援に取り組んでいるNPO等の中間支援を行っているのはこの団体しかない。 以上の理由により、本事業を委託できる相手先はNPO法人おやこ劇場松江センターのほかにはないため。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	ことのは大賞
事業内容	子育てや子ども、家族に関する楽しさ、うれしさや感動などをひとことで表した「ことのは(言葉)」を募集し、少子化対策の広報啓発に活用、誰もが子育てや子どもを大切しそれを行動に移せるような気運の醸成を図る。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 2,943 (うち一般財源 2,943)
	令和3年度 4,039 (うち一般財源 4,039)
	令和4年度 3,081 (うち一般財源 3,081)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 DEATEC 株式会社
随意契約理由	令和4年5月26日実施の「ことのは表彰」業務に係る提案競技審査委員会で、最優秀提案者に選ばれ契約したため、随意契約とする。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

(ア) しまね子育て応援パスポート事業（パスポートのデジタル化）の起案用紙の訂正方法について

公文書管理規程第19条において「電子起案による起案文書の記載事項の訂正についてはシステムの機能を利用して行うものとし、紙起案による起案文書の記載事項の訂正については朱書で行い、訂正箇所を押印するものとする」とある。

デジタル化システム運用保守業務の委託契約において、当初請負金額の減額を含む変更契約を締結するため、行っている紙起案の起案用紙の起案理由において、委託料の減額金額を変更する際に二重線での抹消はされていたが、記載事項を朱書ではなく黒字で訂正し、また、訂正箇所を押印がなされていなかった。

紙起案の訂正に関しては朱書き、押印をする必要がある。

### イ 意見

(ア) しまね子育て応援パスポート事業（こっころパスポート事業）の仕様書につい

て

仕様書 P8, (2) において、SLA（サービスのレベルに関する合意水準）の設定に関して運用に関する SLA を「サービス稼働時間」及び「サービス稼働率」としている。

SLA を達成できない場合は、当該年度の支払額の減額を行うことがあるとの記載がされている。

一方でこっころ事業の事務事業評価においては KPI を「こっころ事業の協賛店舗数」及び「赤ちゃんほっとルーム登録数」としている。そのため、SLA についてもこっころ事業の協賛店舗数の増加や赤ちゃんほっとルーム登録数の増加に直接資するようなものを設定することが望ましい。

(イ) しまね子育て応援パスポート事業（パスポートのデジタル化）の運用保守業務における会議の開催について

運用保守業務仕様書 P11 (6) に「毎月 1 回の定期運用状況報告会を開催し、作業実績、各監視状況報告会、今後の計画、課題等を報告すること。会議は議事録を作成し、1 週間以内に県に提出すること。」と記載がある。

こっころアプリ保守・運用定例会（テクノプロジェクト）と背表紙のある青ファイルに当該打ち合わせ議事録の令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの議事録が整理されているが、令和 4 年 5 月打ち合わせ議事録が保存されてない。担当者へヒアリングしたところ、「やるつもりはあったが、開催できなかった。」とのことである。打ち合わせを開催し、議事録を保管することが望ましい。

(ウ) しまね子育て応援パスポート事業（パスポートのデジタル化）の運用保守契約書について

運用保守業務仕様書 P10. (2) において「運用に関する SLA」を設定するとあり、設定された水準を達成できない場合は、当該年度の支払額の減額ができることを契約に明記するものとする」とされているところ、契約書において当該記載がない。仕様書の内容に従い、契約書の文言を修正することが望ましい。

## 12、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業
島根創生計画における位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】 Ⅱ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援</p> <p>【基本目標】 Ⅳ、島根を創る人をふやす</p> <p>【政策】 3、女性活躍の推進</p> <p>【施策】 (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	子育て中の保護者とその家族
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が安心して妊娠・出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援により一人、二人と子育てしたいと思っただけにする。
所管課	健康福祉部子ども・子育て支援課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しまね結婚・子育て市町村交付金</li> <li>・子育て情報発信事業</li> <li>・知事からのこっころメッセージ贈呈事業</li> <li>・「島根みんな子育て応援賞」事業</li> <li>・こっころバースデー講座事業</li> <li>・子ども・子育て支援推進会議（報酬）</li> </ul>



イ 事業の KPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
子育て世代包括支援センター設置市町村数【当該年度 3 月時点】	目標値	19.0	19.0	19.0	市町村
	実績値	19.0	19.0	19.0	
子どもの医療費助成拡充に伴い新たに助成を行った人数【当該年度 4 月～3 月】	目標値	0	9,900	9,900	人
	実績値	0	9,900	9,900	

【KPI の他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・しまね結婚・子育て支援交付金活用市町村数  
R2 年度：19 R3 年度：19 R4 年度：19
- ・島根子育て応援賞受賞者数  
R2 年度：85 人・10 団体 R3 年度：46 人・2 団体 R4 年度：23 人・3 団体
- ・ライフプラン設計講座開催回数（高校・大学）  
R2 年度：13 回 R3 年度：9 回 R4 年度：7 回
- ・生の楽習講座開催回数（小・中、高校、特別支援学校）  
R2 年度：159 回 R3 年度：150 回 R4 年度：159 回
- ・こころのバースデー講座開催数（幼稚園・保育所）  
R2 年度：10 回 R3 年度：11 回 R4 年度：25 回

ウ 具体的事業

事業名	しまね結婚・子育て市町村交付金
事業内容	市町村が出生数増加のために行う事業に要する経費について、交付金を交付する。
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 123,784 (うち一般財源 123,784)
	令和 3 年度 310,575 (うち一般財源 310,575)
	令和 4 年度 316,055 (うち一般財源 316,055)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	しまね結婚・子育て市町村交付金交付要綱
補助金の目的	市町村が出生数の増加のために行う未婚・晩婚化対策、安心して出産できる体制や子育てできる環境の整備等を目的とする
補助対象者	市町村

補助対象経費	結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援、両立支援、保育料軽減、市町村提案、医療費助成に関する事業に要する経費であって、平成 28 年度以降、市町村が新たに又は拡充して取り組む事業を対象とする。 ただし、医療費助成に限っては、平成 27 年度以前に市町村が実施している事業についても充てることができる。
補助率	1/2
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	子育て情報発信事業
事業内容	結婚、妊娠・出産、子育て支援総合ポータルサイト「てごしてしまね」の保守等
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 712 (うち一般財源 712)
	令和 3 年度 308 (うち一般財源 308)
	令和 4 年度 510 (うち一般財源 510)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約(株式会社ネットワーク応用通信研究所)
随意契約理由	島根県会計規則第 66 条表第 6 号
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去 3 年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面及び成果物

事業名	知事からのこっころメッセージ贈呈事業
事業内容	新生児を育てる家庭に祝意や敬意を表するため、知事、市

	町村長からのお祝いメッセージ及び記念品を贈呈するもの。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 5,830 (うち一般財源 5,830)
	令和3年度 5,995 (うち一般財源 5,995)
	令和4年度 6,013 (うち一般財源 6,013)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	提案競技 (有限会社高浜印刷)
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面及び成果物

事業名	「島根みんなで子育て応援賞」事業
事業内容	子育て応援に尽力されたボランティア等に感謝の意を表すための顕彰
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 673 (うち一般財源 673)
	令和3年度 109 (うち一般財源 109)
	令和4年度 154 (うち一般財源 154)
事業実施方法	直営

事業名	こっころバースデー講座事業
事業内容	保育施設を対象に県助産師会へ家族の意義等を伝える講座の実施を委託
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 362 (うち一般財源 362)
	令和3年度 362 (うち一般財源 362)
	令和4年度 952 (うち一般財源 952)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 (一般社団法人島根県助産師会)
随意契約理由	島根県助産師会は、平成14年から、県内の幼児、児童・生徒、学生、保護者等を対象に、助産師による「命の尊さ」「妊娠・出産の感動・素晴らしさ」「親子の絆」等に関する出前講座(バースデープロジェクト)を実施しており、講座の企画、関係機関との調整、運営等も適正に行い、十分な成果をあげている。また、平成26年度から

	本事業を継続して受託し、円滑かつ効果的に事業を実施しているため。
予定価格の積算方法	事業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	子ども・子育て支援推進会議
事業内容	子ども・子育て支援推進会議委員への報酬
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 124 (うち一般財源 124)
	令和3年度 41 (うち一般財源 41)
	令和4年度 42 (うち一般財源 42)
事業実施方法	直営

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

特筆すべき事項なし。

### イ 意見

#### (ア) 事業のKPI (重要業績評価指標) について

本事業は、「子育て中の保護者とその家族」を対象とし、「妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が安心して妊娠・出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援により一人、二人と子育てしたいと思っていただけのようにする」ことを事業の目的としている。そして、本事業のKPIは、「子育て世代包括支援センター設置市町村数」と、「子どもの医療費助成拡充に伴い新たに助成を行った人数」が設定されている。

確かに、子育て世代包括支援センターが各市町村に設置されることにより、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行いうる土台が形成されると考えられる。しかし、現段階で県内の19市町村すべてに同センターはすでに設置されており、今後伸びることはない予想される。この設置市町村数を減らさないというのも活動指標としてのKPIとして不合理ではないが、上記事業目的に鑑みると、成果指標として、例えば「子育てしやすいと感じる県民の割合」や「一人、二人と子育てしたいと感じる県民の割合」などをKPIとして事業の成果を測定することが望ましい。

(イ) 子育て情報発信事業について

本事業は、結婚、妊娠・出産、子育て支援総合ポータルサイト「てごしてしまね」の保守等を委託しているが、委託先からの委託業務完了報告書には、業務報告内容として「業務仕様書に基づき業務を実施」との文言が記載されているだけで、実際にどのような業務が行われたかが記載されておらず、県としてもこの報告書だけでどのように委託業務の検収が行われたのかが不明瞭である。このため、保守委託仕様書上の業務が適切に行われたことを担保するために、委託業務完了報告書に実際に行われた業務の記載を委託先に求めることが望ましい。

(ウ) こっころバースデー講座事業について

a. 本事業は、「幼い子どもを持つ保護者が、もう一人子どもがほしいと思える機会の創出や、若い世代が命の尊さをあらためて実感し、良い親子関係を応援する機会の創出を目的とする」と仕様書に明記されている。また、この目的を達成するために、県内幼稚園・保育所において「保護者参観に併せて行う」ことも明記されている。しかし、実際に行われたこっころバースデー講座の報告書を閲覧したところ、保護者の参加人数が0人と報告されている保育園が存在した。もちろん子どもたちがこの講座を受講することも大変意義のあるものであると考えられるが、この事業の目的を鑑みると、やはり保護者の参加は必要である。仕様書には目的及び事業実施方法は適切に明記されているため、この仕様書を委託先にしっかり理解してもらったうえで事業を行うことが望ましい。

b. 本事業は、業務完了後、報告書として「本事業の実施状況及びその成果を取りまとめ、島根県健康福祉部子ども・子育て支援課へ提出すること」を委託先である島根県助産師会に求めている。この点、業務完了報告は提出されているが、仕様書に即した報告となっていない。担当課に確認したところ、口頭での説明は受けているとのことであったが、この業務の成果及び課題等を適切に把握するために、実施状況及びその成果を書面で提出させることが望ましい。

## 13、保育所等運営支援事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	保育所等運営支援事業
島根創生計画における 位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】</p> <p>Ⅱ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】</p> <p>1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】</p> <p>(2) 妊娠・出産・子育てへの支援</p> <p>【基本目標Ⅱ】</p> <p>Ⅳ、島根を創る人をふやす</p> <p>【政策】</p> <p>3、女性活躍の推進</p> <p>【施策】</p> <p>(2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	保育を必要とする児童及びその家庭
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	保育所等が質・量とも充実した保育サービスを提供できるようにすることで、適切な子育て支援が受けられるようにする。
所管課	健康福祉部子ども・子育て支援課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設型給付費</li> <li>・ 地域型保育給付費</li> <li>・ 幼児教育・保育の無償化に係るシステム改修費・事務費支援</li> <li>・ 福祉人材センター運営事業委託</li> <li>・ 保育士キャリアアップ研修委託費</li> <li>・ 新規採用保育教諭・保育士研修</li> <li>・ 働き方改革セミナー</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度に係る研修等事業</li> <li>・新卒保育士確保支援事業</li> <li>・保育士・保育所支援センター運営等事業</li> <li>・保育士バンク設置・運営事業</li> <li>・保育士等の人材確保支援事業</li> <li>・保育士修学資金貸付制度</li> <li>・保育士修学資金(家賃)貸付事業</li> <li>・しまね保育実習等旅費支援事業</li> <li>・保育士登録費</li> <li>・保育士資格取得に係るオンライン手続き化</li> <li>・特別保育推進事業</li> <li>・保育所等事故防止推進事業</li> <li>・安全管理研修事業</li> <li>・保育所等の感染防止対策のための相談・支援事業</li> <li>・認可外保育施設に対する支援</li> <li>・小規模民間保育所運営対策事業</li> <li>・待機児童ゼロ化事業</li> <li>・私立学校支援校費補助金</li> <li>・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業</li> <li>・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(コロナ)</li> <li>・園務改善のための ICT 化支援事業(コロナ)</li> <li>・園務改善のための ICT 化支援事業</li> <li>・私立幼稚園非常用食料備蓄推進事業</li> <li>・幼稚園の安心・安全対策支援事業</li> <li>・認可外保育施設への物価高騰対策支援事業</li> <li>・保育所等への物価高騰対策支援事業</li> </ul>
--	---

イ 事業の KPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
保育所待機児童数(4 月 1 日) 【当該年度 4 月時点】	目標値	0.0	0.0	0.0	人
	実績値	0.0	1.0	0.0	
保育所待機児童数(10 月 1 日) 【当該年度 10 月時点】	目標値	0.0	0.0	0.0	人
	実績値	7.0	3.0	4.0	

【KPI の他に参考とすべきデータや客観的事実】

なし。

ウ 具体的事業

事業名	施設型給付費
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 5,044,777 (うち一般財源 5,010,242)
	令和 3 年度 4,962,796 (うち一般財源 4,908,823)
	令和 4 年度 5,038,825 (うち一般財源 4,996,212)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県子どものための教育・保育給付費県費負担金・ 地方単独費用補助金交付要綱
補助金の目的	子ども・子育て支援法第 67 条第 1 項及び附則第 9 条第 4 項の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費 等の支給に要する費用に対し、県費負担金及び補助金 を交付する。
補助対象者	市町村
補助対象経費	負担金等は、法第 65 条第 2 号の規定に基づき市町村が 支弁する次の区分ごとの給付費等の支給等に要する費 用を交付の対象とする。 (1)施設型給付費等 ア 法第 27 条第 1 項の規定に基づく施設型給付費 (市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。) イ 法第 28 条第 1 項の規定に基づく特例施設型給付 費(市町村以外の者が設置する施設に係るものに限 る。)
補助率	3 歳未満児については、国 58.16/100、県 20.92/100、 市町村 20.92/100 3 歳以上児については、国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
実績報告及び補助対象	書面



経費の確認	
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	地域型保育給付費
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 87,447 (うち一般財源 87,447)
	令和3年度 87,884 (うち一般財源 87,884)
	令和4年度 80,379 (うち一般財源 80,379)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県子どものための教育・保育給付費県費負担金・ 地方単独費用補助金交付要綱
補助金の目的	子ども・子育て支援法第67条第1項及び附則第9条第4項の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用に対し、県費負担金及び補助金を交付する。
補助対象者	市町村
補助対象経費	負担金等は、法第65条第2号の規定に基づき市町村が支弁する次の区分ごとの給付費等の支給等に要する費用を交付の対象とする。 (2)地域型保育給付費等 ア 法第29条第1項の規定に基づく地域型保育給付費 イ 法第30条第1項の規定に基づく特例地域型保育給付費
補助率	3歳未満児については、国 58.16/100、県 20.92/100、 市町村 20.92/100 3歳以上児については、国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無

要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	幼児教育・保育の無償化に係るシステム改修費・事務費支援
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 12,433 (うち一般財源 0)
	令和3年度 1,492 (うち一般財源 0)
	令和4年度 1,376 (うち一般財源 0)
事業実施方法	補助事業
根拠となる交付要綱等	子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱
補助金の目的	市町村が令和2年度において幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費、令和3年度から令和5年度において認可外保育施設の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費に対し補助金を交付することにより、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施することを目的とする。
補助対象者	市町村
補助対象経費	市町村における幼児教育・保育の無償化の実施及び無償化の実施に伴うシステム改修及び設備整備を行うために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員（臨時の職員に関する場合に限る。以下同じ。）に関するものに限る。）、報酬、職員旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告費、手数料等）、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、報償費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費（システム改修等に関するものに限る。）、備品購入費（システム改修等に関するもの以外は取得価格10万円未満のものに限る。）、負担金（システム改修等に関する共同開発によるものに限る。）

補助率	定額
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	福祉人材センター運営事業委託
事業内容	島根県の福祉・介護サービスを維持・発展させるため、引き続き、福祉・介護人材の確保を図る必要がある。 求人側、求職側、双方に対する対策が必要であるため、社会福祉法第93条に基づいて指定する福祉人材センター(西部地区に係る業務については石見分室である人材バンク)に事業を委託する。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 980 (うち一般財源 490)
	令和3年度 980 (うち一般財源 490)
	令和4年度 980 (うち一般財源 490)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 社会福祉法人島根県社会福祉協議会
随意契約理由	県内で本事業を実施できる団体は島根県社会福祉協議会しかないと考えられるため。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	保育士キャリアアップ研修委託費
事業内容	保育現場においては、園長や主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が多様な課題への対応や、若手の指導等

	<p>を行いリーダー的な役割を与えられており、職務に応じた専門性の向上や、保育士のキャリアパスの構築に資する研修機会の充実が重要な課題となっている。</p> <p>こうした課題に対応するため、保育士キャリアアップ研修等を実施する。</p> <p>なお、本研修は、平成 29 年度から開始した、保育士に対する技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）におけるキャリアアップ研修として開催する。</p>
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 8,644 (うち一般財源 4,323)
	令和 3 年度 9,335 (うち一般財源 4,668)
	令和 4 年度 8,878 (うち一般財源 4,212)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 社会福祉法人島根県社会福祉協議会
随意契約理由	県内で本事業を実施できる団体は島根県社会福祉協議会しかないと考えられるため。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去 3 年)	無
再委託の有無	有 e ラーニング業務の実施
履行確認	書面

事業名	新規採用保育教諭・保育士研修
事業内容	新規に採用された私立認定こども園・保育所の保育教諭・保育士を対象として集合型研修を実施する。
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 813 (うち一般財源 813)
	令和 3 年度 813 (うち一般財源 813)
	令和 4 年度 813 (うち一般財源 813)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 社会福祉法人島根県社会福祉協議会
随意契約理由	県内で本事業を実施できる団体は島根県社会福祉協議会しかないと考えられるため。

予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	働き方改革セミナー
事業内容	保育所等設置法人理事長・施設長等向けに、保育所等職員の働き方改革の手法に関するセミナーを実施する。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 1,296 (うち一般財源 648)
	令和3年度 1,475 (うち一般財源 738)
	令和4年度 1,126 (うち一般財源 304)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 島根県保育協議会
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、随意契約とする。 島根県社会福祉協議会内に当団体は設置されており、保育士等への研修の周知や県内保育三団体のとりまとめ役を行っていること、また、本事業は令和2年度、令和3年度にも実施しており、いずれも島根県保育協議会へ業務委託していることから、これまでの実施を踏まえた研修等を行うためには、引き続き島根県保育協議会へ業務委託することが適しているため。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	子ども・子育て支援新制度に係る研修等事業
事業内容	各市町村や保育所等を対象として、子ども・子育て支援新制度が円滑に実施されるよう、各種制度改正の内容の理

	解、周知を目的とする研修及び説明会を開催する。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 249 (うち一般財源 249)
	令和3年度 128 (うち一般財源 128)
	令和4年度 135 (うち一般財源 135)
事業実施方法	直営

事業名	新卒保育士確保支援事業
事業内容	質の高い保育士を安定的に確保するため、保育士養成施設の学生等を対象とした就職説明会等を実施する。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 1,033 (うち一般財源 517)
	令和3年度 1,536 (うち一般財源 768)
	令和4年度 1,927 (うち一般財源 844)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 社会福祉法人島根県社会福祉協議会
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、随意契約とする。 「島根県会計規則の運用について(通知)」第66条関係第1項(二)の(ウ)公益法人又は公共的団体と直接契約を締結するとき及び(エ)契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき(社会福祉法第93条に基づく指定法人は唯一)に該当。
予定価格の積算方法	積算による
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	保育士・保育所支援センター運営等事業
事業内容	潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置・運営する。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 12,060 (うち一般財源 6,030)
	令和3年度 11,403 (うち一般財源 5,702)

	令和4年度 12,004（うち一般財源 5,823）
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 社会福祉法人島根県社会福祉協議会
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、随意契約とする。 「島根県会計規則の運用について（通知）」第66条関係第1項（二）の（ウ）公益法人又は公共的団体と直接契約を締結するとき及び（エ）契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき（社会福祉法第93条に基づく指定法人は唯一）に該当。
予定価格の積算方法	積算による
委託先の変更の有無 （過去3年）	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	保育士バンク設置・運営事業
事業内容	保育士確保対策の更なる強化策として、保育士・保育所支援センターにおいて保育士バンクの設置・運営等の事業を実施する。
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 115（うち一般財源 58）
	令和3年度 390（うち一般財源 195）
	令和4年度 446（うち一般財源 223）
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 社会福祉法人島根県社会福祉協議会
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、随意契約とする。 「島根県会計規則の運用について（通知）」第66条関係第1項（二）の（ウ）公益法人又は公共的団体と直接契約を締結するとき及び（エ）契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき（社会福祉法第93条に基

	づく指定法人は唯一)に該当。
予定価格の積算方法	積算による
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	保育士等の人材確保支援事業
事業内容	保育所等で不足する人材の確保について、人材派遣会社を通じて支援を行う。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 - )
	令和3年度 - (うち一般財源 - )
	令和4年度 2,921 (うち一般財源 1,461)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 ㈱アスカクリエート
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、随意契約とする。</p> <p>本業務では、保育士等の確保・派遣に加え、派遣後も保育所等及び保育士等へのフォロー活動を行うとともに、派遣された保育士等が保育所等との直接雇用につながるよう支援を行うこととしており、下記条件を満たす事業者でなければ業務実施は困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣保育士等の選考・確保方法が明確であり、事業を実施するに足る人員数を確保できる見込みがあること</li> <li>・保育所等からの派遣依頼に対する派遣保育士等の選定方法及び派遣までの日数等が明確であること</li> <li>・派遣後のフォローや直接雇用に向けた支援体制等があること</li> </ul> <p>令和2年度に同条件で企画提案競技を行ったところ、提案があったのは見積者1者のみであった。</p>
予定価格の積算方法	積算による
委託先の変更の有無 (過去3年)	無



再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	保育士修学資金貸付制度
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 32,473 (うち一般財源 9,568)
	令和3年度 29,140 (うち一般財源 10,810)
	令和4年度 156,103 (うち一般財源 12,010)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 (保育士修学資金貸付制度分)
補助金の目的	保育を支える保育士の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。
補助対象者	社会福祉法人島根県社会福祉協議会
補助対象経費	<p>保育士修学資金貸付事業を実施するための必要な経費 (貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等)。</p> <p>ただし、以下に掲げる基準額以内とする。</p> <p>1 保育士修学資金貸付</p> <p>(1)基本額 1人当たり月額 50,000 円以内</p> <p>(2)加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学準備金(貸付初回時) 1人当たり 200,000 円以内</li> <li>・就職準備金(卒業時) 1人当たり 200,000 円以内</li> <li>・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内</li> </ul>

	<p>2 保育補助者雇上費貸付</p> <p>(1)基本額 1か所当たり年額 2,953,000 円以内</p> <p>(2)加算額 1か所当たり年額 2,215,000 円以内</p> <p>3 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 未就学児を持つ保育士が要した保育料の 1/2 ただし、 月額 27,000 円以内</p> <p>4 就職準備金貸付</p> <p>(1)基本額 1人当たり 200,000 円以内</p> <p>(2)加算額 1人当たり 200,000 円以内</p> <p>5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付 未就学児を持つ保育士が子どもの預かり支援に関する 事業を利用するために要した経費の 1/2 ただし、年額 123,000 円以内</p> <p>6 事務費 1貸付当たり 4,275,000 円／年以内</p>
補助率	<p>(1)貸付事業実施期間中の対象経費：9/10</p> <p>(2)上記のうち当該年度に要する対象経費：1/10</p>
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控 除の報告の有無	無
要綱違反等による補助 金返還の有無	無
補助金独自の効果測定 及び要因分析の有無	無

事業名	保育士修学資金（家賃）貸付事業
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 6,604（うち一般財源 6,604）
	令和3年度 7,700（うち一般財源 7,700）
	令和4年度 11,660（うち一般財源 10,928）
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	保育士修学資金（家賃）貸付事業（石見・隠岐地域等 出身学生向け）費補助金交付要綱
補助金の目的	島根県の石見・隠岐地域等における保育士資格の新規 取得者の確保を図るため、県内の指定保育士養成施設

	に在学し、保育士資格の取得を目指す石見・隠岐地域等出身の学生に対し家賃相当額を貸付けることにより、石見・隠岐地域等における保育人材の確保を図ることを目的とする。
補助対象者	社会福祉法人島根県社会福祉協議会
補助対象経費	保育士修学資金貸付事業を実施するための必要な経費（貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等）。
補助率	10/10
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	しまね保育実習等旅費支援事業
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 693 (うち一般財源 0)
	令和3年度 593 (うち一般財源 26)
	令和4年度 493 (うち一般財源 111)
事業実施方法	補助事業
根拠となる交付要綱等	保育士修学資金(家賃)貸付事業(石見・隠岐地域等出身学生向け)費補助金交付要綱
補助金の目的	保育士を目指す指定保育士養成施設の学生に対して、保育実習等の実施にあたり必要となる旅費を助成することにより、卒業後に島根県内での就職を促すとともに、ひいては子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。
補助対象者	社会福祉法人島根県社会福祉協議会
補助対象経費	(1)しまね保育実習等旅費支援事業を実施するために必

	<p>要な助成金</p> <p>(2)しまね保育実習等旅費支援事業を実施するために必要な以下の経費 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p> <p>(3)しまね保育実習等旅費支援事業を実施するために必要な広報用パンフレット作成費</p>
補助率	<p>10/10（基準額と実支出額を比較して少ない方の額）</p> <p>基準額</p> <p>(1) 年額 810,000 円以内</p> <p>(2) 年額 110,000 円以内</p> <p>(3) 年額 225,000 円以内</p>
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	保育士登録費
事業内容	保育士となるために必要な保育士名簿登録事務を登録事務処理センターに委託する。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 1,489（うち一般財源0）
	令和3年度 1,423（うち一般財源0）
	令和4年度 1,342（うち一般財源0）
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	<p>随意契約</p> <p>社会福祉法人日本保育協会（登録事務処理センター）</p>
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p> <p>保育士登録業務を受託する相手先が他に存在しない</p>

	め。
予定価格の積算方法	業者からの聞き取りによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	保育士資格取得に係るオンライン手続化
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 287 (うち一般財源 144)
	令和4年度 113 (うち一般財源 57)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県保育所等業務効率化推進事業費補助金交付要綱 (保育所等における ICT 化推進等事業 (保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化分))
補助金の目的	保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化を図り、保育士試験の受験申請及び保育士登録の申請等を行う者の利便性の向上を図ることを目的とする。
補助対象者	児童福祉法第 18 条の 9 に規定する指定試験機関及び県の委託を受け、同法に基づく保育士の登録事務等を行う者
補助対象経費	保育所等業務効率化推進事業 (保育所等における ICT 化推進等事業 (保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化分)) を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
補助率	10/10 (基準額と実支出額を比較して少ない方の額) 基準額 年額 113,000 円
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控 除の報告の有無	無
要綱違反等による補助 金返還の有無	無

補助金独自の効果測定 及び要因分析の有無	無
-------------------------	---

事業名	特別保育推進事業
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 32,732 (うち一般財源 10,227)
	令和3年度 98,726 (うち一般財源 20,394)
	令和4年度 118,302 (うち一般財源 27,290)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱
補助金の目的	地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育等の設置による保育の受け皿や保育を支える保育士の確保に必要な措置を総合的に講ずること で、待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。
補助対象者	市町村
補助対象経費	<p>保育環境改善事業 保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p> <p>認可外保育施設の衛生・安全対策事業 認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金</p> <p>保育体制強化事業 保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>

	<p>保育補助者雇上強化事業  保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>医療的ケア児保育支援事業  医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金</p> <p>保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業  保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費</p> <p>感染症対策のための改修整備等事業  感染症対策のための改修整備等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金</p>
補助率	<p>保育環境改善事業  2/3（基準額と実支出額を比較して少ない方の額）  基準額  (1) 基本改善事業  1 施設当たり 7,200,000 円  (2) 環境改善事業  1 施設当たり 1,029,000 円</p> <p>認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p>

	<p>2/3（基準額と実支出額を比較して少ない方の額） 基準額 1 市町村当たり年額 354,000 円</p> <p>保育体制強化事業 3/4（基準額と実支出額を比較して少ない方の額） 1. 保育支援者の配置 1 か所当たり月額 100,000 円 2. 児童の園外活動の見守り等 ①保育支援者が児童の園外活動時の見守り等に取り組む場合、 1 に下記の額を加算 1 か所当たり月額 45,000 円 ②安全管理に知見を有する者として市町村が認め た者に謝金を支払う場合又は委託する場合 1 か所あたり月額 45,000 円 ※①、②は 1 か所につき一方のみ</p> <p>保育補助者雇上強化事業 7/8（基準額と実支出額を比較して少ない方の額） 1. 定員が 121 人未満の施設の場合 1 か所当たり年額 2,328,000 円 ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市 町村については、以下の額を適用できる。 1 か所当たり年額 3,104,000 円 2. 定員が 121 人以上の施設の場合 1 か所当たり年額 4,656,000 円 ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市 町村については、以下の額を適用できる。 1 か所当たり年額 6,208,000 円</p> <p>医療的ケア児保育支援事業 3/4（注 1）5/6（基準額と実支出額を比較して少ない 方の額） 1. 基本分単価 （1）看護師等を配置して医療的ケアを行う場合</p>
--	--



	<p>1 か所当たり年額 5,290,000 円</p> <p>(2) 看護師等を配せず保育士等が医療的ケアを行う場合</p> <p>1 か所当たり年額 4,950,000 円</p> <p>※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合は5,290,000円を、保育士等を複数配置している場合は4,950,000円を加算する。</p> <p>2. 加算分単価</p> <p>(1) 研修受講支援加算</p> <p>1 か所当たり年額 300,000 円</p> <p>(2) 保育補助者配置加算</p> <p>1 か所当たり年額 2,170,000 円</p> <p>(3) 医療的ケア児保育支援者配置加算</p> <p>1 自治体当たり年額 2,170,000 円</p> <p>※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1自治体当たり年額130,000円を加算する。</p> <p>(4) ガイドライン策定加算</p> <p>1 自治体当たり年額 560,000 円</p> <p>(5) 検討会等設置加算</p> <p>1 自治体当たり年額 360,000 円</p> <p>保育所等の質の確保・向上のため取組強化事業</p> <p>3/4 (基準額と実支出額を比較して少ない方の額)</p> <p>1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費1回あたり353,000円</p> <p>2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり年額4,062,000円</p> <p>感染症対策のための改修整備等事業</p> <p>2/3 (基準額と実支出額を比較して少ない方の額)</p> <p>1 施設当たり1,029,000円</p>
--	---

	<p>(注1)</p> <p>医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する市町村については補助率を5/6とする。</p> <p>3年後の医療的ケア児の保育所等の利用を希望する人数(見込み)に対して、医療的ケア児の受入人数(見込み)が上回ること。</p>
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	保育所等事故防止推進事業
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 - (うち一般財源 -)
	令和4年度 189 (うち一般財源 63)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱
補助金の目的	地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育所等における事故防止を推進し、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。
補助対象者	指導監督基準を満たす認可外保育施設
補助対象経費	<p>保育所等における事故防止推進事業</p> <p>保育所等における事故防止推進事業を実施するために必要な機器の購入費、リース料、導入費用</p> <p>送迎用バスへの安全装置設置支援事業</p> <p>送迎用バスへの安全装置設置支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費(装置・機器の運搬費、</p>

	<p>装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料、導入費用</p> <p>ICT を活用した子どもの見守り支援事業 ICT を活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用</p> <p>認可外保育施設における機器の導入事業 認可外保育施設における機器の導入事業を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>
補助率	<p>保育所等における事故防止推進事業 3/4（基準額と実支出額を比較して少ない方の額） 基準額 1 か所当たり 500,000 円以内</p> <p>送迎用バスへの安全装置設置支援事業 定額（基準額と実支出額を比較して少ない方の額） 基準額 送迎用バス 1 台当たり 175,000 円以内</p> <p>ICT を活用した子どもの見守り支援事業 4/5（基準額と実支出額を比較して少ない方の額） 基準額 1 施設当たり 200,000 円以内</p> <p>認可外保育施設における機器の導入事業 3/4（注 1） 4/5（基準額と実支出額を比較して少ない方の額） 基準額 ①園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入する場合 1 施設当たり 700,000 円</p>

	<p>※システムのみ導入する場合 1施設当たり 200,000円</p> <p>②園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入しない場合 1施設当たり 200,000円</p> <p>(注1)</p> <p>以下の場合、補助率を4/5に嵩上げする。</p> <p>認可外保育施設における機器の導入において、園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入する場合(併せて端末購入等を行う場合も含む)</p>
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	安全管理研修事業
事業内容	保育所、幼稚園、認定こども園等の職員等を対象に、安全管理マニュアルの適切な運用のための研修会や設営会を実施し、送迎用バスにおける置き去り事故の再発防止を図る。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 - (うち一般財源 -)
	令和4年度 51 (うち一般財源 1)
事業実施方法	直営

事業名	保育所等の感染防止対策のための相談・支援事業
事業内容	施設等が感染症対応力を強化しつつ、継続的に事業を実施できるよう、臨床心理士等の派遣による訪問指導等を行う。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 613 (うち一般財源 0)
	令和3年度 65 (うち一般財源 33)

	令和4年度 21（うち一般財源 11）
事業実施方法	直営

事業名	認可外保育施設に対する支援
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 3,417（うち一般財源 70）
	令和3年度 3,194（うち一般財源 1,598）
	令和4年度 2,610（うち一般財源 1,305）
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱
補助金の目的	地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育所等における新型コロナウイルス感染症対策を推進し、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。
補助対象者	指導監督基準を満たす認可外保育施設
補助対象経費	新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業 新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業を実施するために必要な報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金
補助率	新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業 10/10 基準額 1施設当たり ①定員 19人以下 300千円以内 ②定員 20人以上 59人以下 400千円以内 ③定員 60人以上 500千円以内 ※「定員」については、令和4年4月1日時点の定員とする。
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控	無

除の報告の有無	
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	小規模民間保育所運営対策事業
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 29,484 (うち一般財源 29,484)
	令和3年度 40,076 (うち一般財源 40,076)
	令和4年度 48,370 (うち一般財源 48,370)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	小規模民間保育所運営対策事業実施要綱 小規模民間保育所運営対策事業交付金交付要綱
補助金の目的	都市部においては待機児童が発生している状況にある一方、その他の地域、特に離島・中山間地域においては児童が減少し、維持が困難な保育所がある状況に鑑み、事業の実施に要する経費に対し交付金を交付することにより、市町村における地域の実情に応じた子育て支援の柔軟かつ効果的な実施及び、地域の子育て拠点である中山間地域の保育所の維持を目的とする。
補助対象者	市町村以外の者が設置する利用定員20人の保育所であって、各月初日の在籍児童数の合算額が240人未満の保育所に対して、市町村が実施する(市町村以外の者への委託実施を含む。)、小規模民間保育所運営対策事業
補助対象経費	小規模民間保育所運営対策事業に必要な経費(ただし、小規模民間保育所運営対策事業実施要綱第5条第2号に定める対象外経費を除く。)
補助率	(1) 各月初日の平均在籍児童数が19人以上20人未満 225,000円 (2) 各月初日の平均在籍児童数が17人以上19人未満 660,000円 (3) 各月初日の平均在籍児童数が15人以上17人未満 1,121,000円 (4) 各月初日の平均在籍児童数が13人以上15人未満

	1,947,000 円 (5) 各月初日の平均在籍児童数が 11 人以上 13 人未満 2,772,000 円 (6) 各月初日の平均在籍児童数が 11 人未満 3,185,000 円
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	待機児童ゼロ化事業
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 7,956 (うち一般財源 7,956)
	令和 3 年度 8,985 (うち一般財源 8,985)
	令和 4 年度 5,401 (うち一般財源 5,401)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	待機児童ゼロ化事業費補助金交付要綱
補助金の目的	待機児童発生市町村又は特定の保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）を希望していることにより入所不承諾となっている者（以下「潜在的待機児童」という。）が発生している市町村において、定員を増やし、年度途中の入所受入れを積極的に行う保育所等に対して、途中入所に対応するため余剰に配置している保育士の人件費の一部を補助することにより、保護者が希望する時期に保育所等に入所できる環境を整備し、もって子育てと仕事の両立を支援することを目的とする。なお、ここで言う待機児童発生市町村又は潜在的待機児童発生市町村とは、保育所等が利用定員を増やした年度の前年度もしくは当該年度で厚生労働省実施の保育所等利用待機児童数調査において定義する待機児童又は潜在的待機児童が発生している市町村

	をいう。
補助対象者	<p>待機児童発生市町村又は潜在的待機児童発生市町村において、令和4年4月1日以降に利用定員（認定こども園については保育を必要とする子どもに係る利用定員）を令和4年3月31日時点の利用定員より10人以上（利用定員100人未満の保育所等については10%以上）増やした保育所等（以下「対象保育所等」という。）とし、補助対象とする期間は、定員を増やした年度を含めて3年間とする。ただし、令和6年度を補助対象の最終年度とする。なお、令和3年度に本事業の対象となっていた保育所等はこの規定にかかわらず、補助対象期間の3年間が終了するまで継続して補助を受けられるものとする。</p> <p>補助対象期間中に定員を下げるにより、定員を増やす前と比較して利用定員10人以上（利用定員100人未満の保育所等については10%以上）増を満たさなくなった場合は、満たさなくなった月から対象保育所等とみなさないこととする。</p>
補助対象経費	待機児童ゼロ化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
補助率	<p>各対象保育所等における補助基準額と、市町村が各対象保育所等に対して実際に補助した金額のうちいずれか少ない金額の合計から寄付金その他の収入額を控除し、2分の1を乗じて得た額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>各対象保育所等における補助基準額は、各対象保育所等が毎月市町村に報告する翌月初日入所可能児童数に応じ、次の基準額により算定する。</p> <p>(1) 0歳児1人（または1歳児2人）の入所が可能な場合 月額66,000円</p> <p>(2) 0歳児2人（または1歳児4人）の入所が可能な</p>



	場合 月額 132,000 円 (3) 0 歳児 3 人 (または 1 歳児 6 人) 以上の入所が可能な場合 月額 200,000 円
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	私立学校振興費補助金
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 総務部総務課 (総務部総務課)
	令和 3 年度 21,640 (うち一般財源 11,016)
	令和 4 年度 11,016 (うち一般財源 10,882)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県私立学校振興費補助金交付要綱
補助金の目的	私立学校法 (昭和 24 年法律第 270 号) 第 3 条に規定する学校法人及び学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 102 条第 1 項に規定する学校法人以外の幼稚園の設置者 (以下「学校法人等」という。) が設置する高等学校、中学校、幼稚園又は認定こども園 (以下「私立高等学校等」という。) における教育の振興を図るため、その運営に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助対象者	学校法人等が設置する私立高等学校等
補助対象経費	1 一般経費 私立高等学校等を県内に設置する学校法人等が、当該私立高等学校等を運営する場合に要する経常的経費 2 教育改革推進特別経費 経常的経費のうち、教育の質の向上を図る特色ある取組や預かり保育を推進する取組として別に定

	める措置に要する経費 3 幼稚園特別支援教育経費 経常的経費のうち、県内に幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人等が、心身に障がいのある幼児の教育に要する経費
補助率	知事が定める基準により算出した金額
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 総務部総務課（総務部総務課）
	令和3年度 813（うち一般財源0）
	令和4年度 2,511（うち一般財源0）
事業実施方法	補助事業
根拠となる交付要綱等	島根県幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金交付要綱
補助金の目的	幼児教育の質の向上を図ることを目的とする。
補助対象者	私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は社会福祉法人（社会福祉法人にあっては、幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。）
補助対象経費	遊具等環境整備 遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）
補助率	遊具等環境整備 ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 1/2 以内 イ 上記以外の幼稚園 1/3 以内

	1 施設当たりの補助基準額（上限額）2,000 千円
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（コロナ）
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 -（うち一般財源 -）
	令和3年度 -（うち一般財源 -）
	令和4年度 1,951（うち一般財源0）
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 補助金交付要綱
補助金の目的	市町村、幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）の設置者が新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子ども用マスク、消毒液、空気清浄機等）や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応を目的とする。
補助対象者	市町村、幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）の設置者
補助対象経費	保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費 ①新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県や市町村が幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）へ配付する保健衛生用品等の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染症防止用の備品等の購入に要する経費、並びに、幼稚園の消毒に必要となる経費 ②幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり

	増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）
補助率	保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費 ア 公立幼稚園 1/2 以内 イ 私立幼稚園 10/10 以内 1 施設当たりの補助基準額（上限額） ①と②の合計額 （認可定員 19 人以下の施設） 300 千円 （認可定員 20 人以上 59 人以下の施設） 400 千円 （認可定員 60 人以上の施設） 500 千円
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	園務改善のための ICT 化支援事業（コロナ）
事業費の推移 （単位：千円）	令和 2 年度 -（うち一般財源 -）
	令和 3 年度 -（うち一般財源 -）
	令和 4 年度 3,070（うち一般財源 0）
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県園務改善のための ICT 化支援事業補助金交付要綱
補助金の目的	市町村、学校法人が設置する幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）が幼児教育の質の向上のため、幼稚園における園務改善をはじめオンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリでの家庭との連絡など「新たな日常」に対応した ICT 環境整備を支援することを目的とする。
補助対象者	市町村、学校法人が設置する幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）

補助対象経費	<p>①園務改善に資する ICT 化に必要なシステムの導入経費、改修費、リース費、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。</p> <p>②園務改善に資する ICT 化に当たり最低限必要となるパソコン等の備品、付属品や消耗品の購入費（運搬費・調整費等の附帯経費は除く）等。ただし、備品等の購入は次の（ア）、（イ）、（ウ）のとおりとする。</p> <p>（ア）令和 3 年度当初予算 原則として当該システムの導入に要する経費の 1/2 以内とする。</p> <p>（イ）令和 3 年度補正予算、令和 4 年度当初予算 備品のみ購入の場合、具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に資するものに限る。</p> <p>（ウ）令和 4 年度補正予算 備品のみ購入の場合、具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に資するものに限る。</p>
補助率	<p>（ア） 3/4 以内 補助基準額 1,000 千円（①②合計）</p> <p>（イ） 3/4 以内 補助基準額 1,000 千円（①②合計）</p> <p>（ウ） 3/4 以内 補助基準額 1,000 千円（①②合計）</p> <p>補助基準額は、上限額である。</p>
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	私立幼稚園非常用食料備蓄推進事業
事業内容	松江市、出雲市、安来市、雲南市内以外に所在する私立幼稚園に対して、自然災害や原子力災害等の発生時における、保護者等の迎えを待つ間の食料（備蓄食料）について提供する。
事業費の推移	令和 2 年度 - （うち一般財源 - ）

(単位：千円)	令和3年度 - (うち一般財源 -)
	令和4年度 40 (うち一般財源 0)
事業実施方法	直営

事業名	幼稚園の安心・安全対策支援事業
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 - (うち一般財源 -)
	令和4年度 350 (うち一般財源 350)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	私立幼稚園安全特別対策事業費補助金交付要綱
補助金の目的	<p>私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）が 次の各号に掲げる事業を行う場合、予算の範囲内でその経費を補助し、もって通園時等における幼児の安全確保に向けた取組を強化することを目的とする。</p> <p>(1) 送迎用バスの改修支援事業 (2) ICT を活用した子供の見守り支援事業 (3) 登降園管理システム導入支援事業</p>
補助対象者	私立幼稚園
補助対象経費	<p>送迎用バスの改修支援事業</p> <p>内容：子供の送迎用バスへの安全装置の装備を支援</p> <p>&lt;対象経費&gt;</p> <p>送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な事故防止安全管理装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用（装置の導入に伴うバスのリースや委託費の追加費用）</p> <p>※事故防止安全管理装置は、国土交通省策定のガイドラインに定める性能基準を満たしている必要がある。</p> <p>※送迎用バス1台につき装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。</p> <p>&lt;対象車両&gt;</p> <p>通園のために運行する自動車（2列シート以下の自動</p>

	<p>車、常時2列目までしか使用しない自動車を除く。)</p> <p>ICTを活用した子供の見守り支援事業          内容：ICTを活用した子供見守りサービスなどの安全対策に資するシステム等の導入に必要な経費を支援          &lt;対象経費&gt;          ICTを活用した子供の見守り支援事業を実施するために必要なシステム等の導入費用、機器の購入費、リース料、工事費等</p>
補助率	<p>送迎用バスの改修支援事業          定額          1施設当たりの補助基準額 175,000円</p> <p>ICTを活用した子供の見守り支援事業          補助対象経費の4/5以内とする。          1施設当たりの補助基準額 200,000円</p>
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	認可外保育施設への物価高騰対策支援事業
事業内容	物価高騰分を直ちに価格転嫁することができない認可外保育施設に対して応援金を支給。医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 - ) 令和3年度 - (うち一般財源 - ) 令和4年度 3,889 (うち一般財源 3,889)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	企画提案競技(医療・介護・保育施設、公衆浴場等物

	価高騰対策応援金支給業務提案共同企業 代表者：山陰中央テレビジョン株式会社)
予定価格の積算方法	業者からの参考見積を参考に積算
委託先の変更の有無 (過去3年)	—
再委託の有無	有 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業への問い合わせ対応</li> <li>・審査センターのネットワーク構築</li> <li>・審査センターの備品設置撤去</li> <li>・運営スタッフ確保</li> <li>・メディア広報発注業務</li> <li>・各種デザイン、印刷業務</li> </ul>
履行確認	書面

事業名	保育所等への物価高騰対策支援事業
事業内容	物価高騰分を直ちに価格転嫁することができない保育所等に対して応援金を支給。医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 - (うち一般財源 -)
	令和4年度 26,456 (うち一般財源 26,456)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	企画提案競技(医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務提案共同企業 代表者：山陰中央テレビジョン株式会社)
予定価格の積算方法	業者からの参考見積を参考に積算
委託先の変更の有無 (過去3年)	—
再委託の有無	有 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業への問い合わせ対応</li> <li>・審査センターのネットワーク構築</li> <li>・審査センターの備品設置撤去</li> <li>・運営スタッフ確保</li> <li>・メディア広報発注業務</li> </ul>



	・各種デザイン、印刷業務
履行確認	書面

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

#### (ア) 私立学校振興費補助金について

本事業において作成された起案のうち、「令和4年度私立学校振興費補助金（幼稚園分）の額確定について」の起案理由に記載されている補助金確定額が217,640,000円のところ、実際の金額は21,764,000円であった。支出額は、21,764,000円であったため、起案理由の記載誤りで留まっているが、金額の記載誤りは重大な問題に発展しやすいため、担当者の単なる記載誤りとは考えられず、内部統制上の問題と捉えるべきである。そして起案をチェックする立場である上長は、金額については慎重に確かめるべきである。

### イ 意見

#### (ア) 小規模民間保育所運営対策事業について

小規模民間保育所運営対策事業交付要綱第8条において実績報告について様式5及び関係書類を添えて市町村から県に報告することとなっている。

当該補助金は、保育所における平均在籍児童数に応じて補助する金額が異なることから、市町村より報告のあった平均在籍児童数については根拠となる資料の確認をしていないとのことだった。

入所児童数については県で閲覧できるということだったため、平均在籍児童数については検算を行い、整合性を県において確かめることが望ましい。

## 14、保育所等整備支援事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	保育所等整備支援事業
島根創生計画における位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】</p> <p>Ⅱ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】</p> <p>1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】</p> <p>(2) 妊娠・出産・子育てへの支援</p> <p>【基本目標Ⅱ】</p> <p>Ⅳ、島根を創る人をふやす</p> <p>【政策】</p> <p>3、女性活躍の推進</p> <p>【施策】</p> <p>(2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	保育を必要とする児童及びその家庭
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	必要な保育を受けられるよう保育所等の整備を図る
所管課	健康福祉部子ども・子育て支援課
具体的な事業内容	<p>・就学前教育・保育施設整備交付金（こども家庭庁）を活用し、保育所等の整備（創設、増改築、大規模改修）を実施。</p> <p>※R5～国から直接市町村へ交付されることになったため、県予算は0。</p>

#### イ 事業のKPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
保育所待機児童数(4月1日) 【当該年度4月時点】	目標値	0.0	0.0	0.0	人
	実績値	0.0	1.0	0.0	

保育所待機児童数(10月1日)	目標値	0.0	0.0	0.0	人
【当該年度10月時点】	実績値	7.0	3.0	4.0	

【KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実】

幼保連携型認定こども園の新規認可数

H30：3施設 R1：3施設 R2：1施設、R3:2施設、R4:2施設

保育所型認定こども園の新規認定数

H30：6施設 R1：4施設 R2：4施設、R3:3施設、R4:5施設

幼稚園型・地方裁量型認定こども園の新規認定数

H30：3施設 R1：0施設 R2:0施設、R3：1施設、R4:0施設

ウ 具体的事業

事業名	保育所等整備支援事業
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 4,911 (うち一般財源0)
	令和3年度 14,960 (うち一般財源0)
	令和4年度 9,031 (うち一般財源0)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県認定こども園施設整備補助金交付要綱
補助金の目的	認定こども園の設置促進のため、市町村等が行う認定こども園の施設整備事業に係る経費の一部を交付し、もって子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。
補助対象者	(1) 認定こども園整備：市町村 (2) 防犯対策整備：市町村 (3) 大規模修繕等：市町村 (4) 特殊附帯工事 ① 資源有効活用整備：認定こども園 ② 屋外教育環境整備：幼保連携型認定こども園
補助対象経費	(1) 認定こども園整備 認定こども園施設整備交付金実施要領（平成27年5月21日文部科学省初等中等教育局長裁定。以下「実施要領」という。）別紙1のとおり (2) 防犯対策整備 実施要領別紙3のとおり (3) 大規模修繕等 島根県認定こども園施設整備補助金交付要綱に記載の

	とおり (4) 特殊付帯工事 島根県認定こども園施設整備補助金交付要綱に記載のとおり
補助率	補助金の額は、市町村が域内の学校法人又は社会福祉法人が行う認定こども園施設整備事業及び防犯対策整備事業について、交付対象経費の 1/4 以内で補助を行うとき、交付対象経費の 1/2 以内を補助金の額として交付する。なお、市町村が交付対象経費の 1/4 以上で補助を行う場合も同様とする。
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

#### (ア) 起案用紙の記載について

公文書管理規程第 19 条において「電子起案による起案文書の記載事項の訂正についてはシステムの機能を利用して行うものとし、紙起案による起案文書の記載事項の訂正については朱書で行い、訂正箇所を押印するものとする」とある。

今回の起案用紙について、電子決裁を行っているが、システム上保存されている概算払額 9,341 千円と実際に支出した金額 9,031 千円に違算が生じている。

「保育所等施設整備（認定こども園）」青ファイルに電子決裁された起案用紙がプリントアウトされ保管しており、当該起案用紙に朱書きで 9,341 千円を 9,031 千円と修正されており、起案日付についても朱書きで令和 5 年 2 月 16 日から令和 5 年 2 月 20 日に修正されていた。修正方法については該当金額と該当日付に見え消しをし、上部に修正後の数字を記入しているが、修正を行った担当者の押印はなかった。

支出額及び日付に変更があった際に電子決裁システム上も変更の上、承認を受ける必要がある。

イ 意見

特筆すべき事項なし。

## 15、地域の子育て支援事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	地域の子育て支援事業
島根創生計画における 位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】 Ⅱ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援</p> <p>【基本目標】 Ⅳ、島根を創る人をふやす</p> <p>【政策】 3、女性活躍の推進</p> <p>【施策】 (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	子育て中の保護者とその家族
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	すべての家庭及び子どもを対象にした地域の実情やニーズに対応した市町村等が行う事業に対し支援を行い、地域の子育て支援の充実を図る。
所管課	健康福祉部子ども・子育て支援課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の子育て支援事業</li> <li>・ しまねすくすく子育て支援事業</li> <li>・ 子育て支援員認定研修</li> <li>・ ファミリー・サポート・センターアドバイザー研修</li> </ul>

イ 事業の KPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
県政世論調査における子育てに関するサービスが整っている と回答した人の割合【当該年度 8 月時点】	目標値	70.0	72.0	75.0	%
	実績値	67.7	69.8	68.6	

【KPI の他に参考とすべきデータや客観的事実】

令和 4 年度地域子ども・子育て支援事業実施状況（主な事業、（ ）は令和 3 年度）

- ・延長保育事業：13 市町・202 か所（13 市町・205 か所）
- ・放課後健全育成事業：16 市町・285 か所（16 市町・276 か所）
- ・病児保育事業：14 市町・39 か所（14 市町・41 か所）

ウ 具体的事業

事業名	地域の子育て支援事業
事業内容	保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とした支援を実施。 一時預かり事業、延長保育事業等に要する経費の県負担分を市町村へ助成。
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 961,472 (うち一般財源 961,472) 令和 3 年度 995,289 (うち一般財源 995,289) 令和 4 年度 1,111,522 (うち一般財源 1,111,522)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	・子ども・子育て支援法 ・しまね子ども・子育て支援交付金交付要綱
補助金の目的	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。
補助対象者	市町村
補助対象経費	利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事

	業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に要する経費
補助率	国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 他
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	有
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	しまねすくすく子育て支援事業
事業内容	交付金（メニュー方式）により、国庫補助の対象とならない小規模な保育や既存制度では対応できない子育て家庭のニーズに対する市町村の取り組みを支援。
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 78,884（うち一般財源 78,884）
	令和3年度 77,598（うち一般財源 77,598）
	令和4年度 81,398（うち一般財源 81,398）
事業実施方法	補助事業
根拠となる交付要綱等	・しまねすくすく子育て支援事業交付金交付要綱 ・しまねすくすく子育て支援事業実施要綱
補助金の目的	市町村において地域の実情に応じた子育て支援のための事業が、柔軟に、かつ効果的に実施できるよう、その事業の実施に要する経費に対し、交付金を交付することにより、「しまねっ子すくすくプラン」の着実な推進に資することを目的とする。（実施要綱）
補助対象者	市町村
補助対象経費	県単一時保育事業、県単ファミリーサポートセンター事業、放課後児童の預かり事業、県単地域子育て支援センター事業、子育て講座・地域交流活動事業、障がい児等保育対策事業、児童の健康・安全のための活動



	推進事業、非常用食料等備蓄推進事業に要する経費
補助率	県 10/10
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	子育て支援員認定研修
事業内容	子育て支援員研修実施要綱に基づき、小規模保育事業、家庭的保育事業等の従事者として必要な知識等を習得するための研修を実施。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 4,897 (うち一般財源 2,449)
	令和3年度 6,358 (うち一般財源 3,179)
	令和4年度 6,257 (うち一般財源 3,129)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	提案競技 (株式会社東京リーガルマインド)
予定価格の積算方法	予算要求単価から積算
委託先の変更の有無 (過去3年)	有
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	ファミリー・サポート・センターアドバイザー研修
事業内容	ファミリー・サポート・センターにおいて、アドバイザーの業務を行う者等の資質向上を目的に研修を実施。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 77 (うち一般財源 39)
	令和4年度 89 (うち一般財源 45)
事業実施方法	直営

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

特筆すべき事項なし。

### イ 意見

#### (ア) しまねすくすく子育て支援事業について

##### a. 交付金の目的について

本事業は、国庫補助の対象とならない小規模な保育や既存制度では対応できない子育て家庭のニーズに対する市町村の取り組みを支援する事業であり、しまねすくすく子育て支援事業交付金として実施されている。

この事業の目的については実施要綱に明記されている一方で、交付要綱には、交付金の目的が明記されていなかった。交付金の目的は、その交付金の公益性とどのような効果を期待するものかを示すために極めて重要である。そのため、交付要綱上に交付金の目的をはっきりと記載することが望ましい。

##### b. 消費税について

本事業の交付要綱上、「事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない」とされ、また、「市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある」と明記されている。

しかし、市町村が事業者から報告を受けた場合に、県に報告する旨の文言は規定されていない。県から交付金を支給する以上、市町村が事業者から報告あるいは納付を受けた場合には、県にも報告あるいは納付することを交付要綱上明記しておくことが望ましい。

#### (イ) 検査調書について

本事業における「しまね子ども・子育て支援交付金」及び「しまねすくすく子育て支援事業交付金」のいずれについても検査調書が作成されていなかった。

交付金において検査調書の作成が法令上義務付けられているわけではないため、検査調書が作成されていないこと自体は問題ない。しかし、交付金の交付決定を受けた者から実績報告書の提出を受け、これを精査して交付金の額の確定を行うという一連の過程において、実績報告書の内容を精査し交付金の額の確定をしたことの証跡として何らかの書面は必要である。交付金額の適切性に係る判断過程や判断根拠を詳細に記録し残すことが望ましい。実際には、他の補助金や交付金と同様に検査調書を作成し、記録として残す方法が考えられる。

## 16、放課後児童クラブ支援事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	放課後児童クラブ支援事業
島根創生計画における位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】 Ⅱ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援</p> <p>【基本目標】 Ⅳ、島根を創る人をふやす</p> <p>【政策】 3、女性活躍の推進</p> <p>【施策】 (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	保護者が昼間家庭にいない小学生及びその保護者
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る
所管課	健康福祉部子ども・子育て支援課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ拡充支援事業</li> <li>・放課後児童クラブ施設整備事業</li> <li>・放課後児童クラブ施設整備促進事業</li> <li>・放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業</li> <li>・放課後児童クラブ巡回等支援事業</li> <li>・放課後児童クラブ人材確保支援事業</li> <li>・支援員連絡会等組織化支援</li> <li>・放課後児童支援員認定資格研修事業</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童支援員キャリアアップ研修事業</li> <li>・放課後児童クラブへの物価高騰対策支援事業</li> </ul>
--	---

イ 事業の KPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
18 時半まで開所している放課後児童クラブ数（箇所） 【当該年度 3 月時点】	目標値	175.0	182.0	216.0	箇所
	実績値	175.0	201.0	210.0	
19 時まで開所している放課後児童クラブ数（箇所）【当該年度 3 月時点】	目標値	75.0	96.0	144.0	箇所
	実績値	75.0	85.0	92.0	
放課後児童クラブ受入れ可能児童数【当該年度 5 月時点】	目標値	10,061.0	10,237.0	10,391.0	人
	実績値	10,145.0	10,553.0	11,058.0	
長期休業中 7 時半以前に開所している放課後児童クラブ数（箇所）【当該年度 3 月時点】	目標値	40.0	121.0	181.0	箇所
	実績値	40.0	68.0	68.0	
放課後児童クラブで勤務する職員のうち放課後児童支援員認定資格研修修了者数【当該年度 5 月時点】	目標値	850.0	1,050.0	1,250.0	人
	実績値	803.0	823.0	891.0	

【KPI の他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・放課後児童支援員認定資格研修修了者数 令和 4 年度 255 人（対前年度+46 名、修了者累計 1,644 名）
- ・放課後児童クラブ数 令和 4 年度 258 箇所（5/1 時点、対前年度+9 箇所）
- ・受入児童数 令和 4 年度 9,842 人（5/1 時点、対前年度+477 名）
- ・整備実施施設数 令和 4 年度 12 施設（対前年度+5 施設）

ウ 具体的事業

事業名	放課後児童クラブ拡充支援事業
事業内容	(1) 利用時間延長のために必要な人件費等を補助。利用定員を増やす場合に必要の運営費等を補助。

	<p>(2) 保育所等による放課後児童預かりに必要な運営費等を補助。</p> <p>(1) は、しまね子ども・子育て支援交付金、(2) は保育対策総合支援事業費補助金として実施されている。</p>
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 6,234 (うち一般財源 6,234)
	令和3年度 2,178 (うち一般財源 2,178)
	令和4年度 6,309 (うち一般財源 6,309)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	<p>(1) しまね子ども・子育て支援交付金交付要綱(放課後児童健全育成事業実施要綱)</p> <p>(2) 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(放課後居場所緊急対策事業及び小規模多機能・放課後児童支援事業)</p>
補助金の目的	<p>(1) 子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき市町村が作成する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ること。</p> <p>(2) 地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育等の設置による保育の受け皿や保育を支える保育士の確保に必要な措置を総合的に講ずること、待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。</p>
補助対象者	市町村(委託可)
補助対象経費	<p>(1) 利用時間延長対策事業及び受入体制整備支援事業、受皿確保支援事業の実施に必要な経費</p> <p>(2) 放課後居場所緊急対策事業及び小規模多機能・放課後児童支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費</p>
補助率	<p>(1) 要綱別紙の第2欄に定める区分ごとに算出された額の合計額</p> <p>(2) 要綱別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定</p>

	める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	有

事業名	放課後児童クラブ施設整備事業
事業内容	市町村や社会福祉法人等が設置する放課後児童クラブの施設整備費用を補助。島根県子ども・子育て支援整備交付金として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 40,149 (うち一般財源 40,149) 令和3年度 29,362 (うち一般財源 29,362) 令和4年度 14,476 (うち一般財源 14,476)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県子ども・子育て支援整備交付金交付要綱
補助金の目的	市町村が、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき作成する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ること。
補助対象者	市町村、社会福祉法人等
補助対象経費	子ども・子育て支援整備交付金交付要綱別表記載の各経費(次に掲げる費用は除く。) (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合にお

	ける当該建物の買収を除く。)に要する費用 (3) 職員の宿舎に要する費用 (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用 (5) その他整備費として適当と認められない費用
補助率	補助基本額に都道府県の負担割合を乗じて得た額の範囲内の額
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	放課後児童クラブ施設整備促進事業
事業内容	市町村や社会福祉法人等が放課後児童クラブを設置する場合に、国庫補助事業に県単独で上乘せ補助。しまね放課後児童クラブ施設整備促進事業費交付金として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 29,147 (うち一般財源 29,147)
	令和3年度 22,057 (うち一般財源 22,057)
	令和4年度 1,437 (うち一般財源 1,437)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	しまね放課後児童クラブ施設整備促進事業費交付金交付要綱
補助金の目的	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき市町村が作成する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブを実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図ること。
補助対象者	市町村、社会福祉法人等
補助対象経費	子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱別表記載の各経費(次に掲げる費用は除く。)

	<p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>(3) 職員の宿舎に要する費用</p> <p>(4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用</p> <p>(5) その他整備費として適当と認められない費用</p>
補助率	<p>(1) 市町村が施設の整備を行う場合 子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱第7条に定めるところにより算出された補助基本額（以下「補助基本額」という。）に市町村の負担割合を乗じて得た額の2分の1の範囲内の額。</p> <p>(2) 市町村が、社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（第3号、第4号の場合を除く。） 補助基本額に市町村の負担割合を乗じて得た額の2分の1の額と社会福祉法人等の設置者の負担割合を乗じて得た額の2分の1の額を合計した額の範囲内の額。</p> <p>(3) 市町村が、社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合に限る。） 補助基本額に市町村の負担割合を乗じて得た額の3分の1の額と社会福祉法人等の設置者の負担割合を乗じて得た額の3分の2の額を合計した額の範囲内の額。</p> <p>(4) 市町村が、社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知第1の3に基づき放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合に限る。） 補助基本額に社会福祉法人等の設置者の負担割合を乗じて得た額の6分の5の範囲内の額。</p>
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控	無



除の報告の有無	
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業
事業内容	国庫補助事業を活用した保育所等の整備に併せ、放課後児童クラブを一体的に整備する場合に経費の一部を県単独で補助。放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業費補助金として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 - (うち一般財源 -)
	令和4年度 5,297 (うち一般財源 5,297)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業費補助金交付要綱
補助金の目的	保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の施設整備に併せた、放課後児童クラブの一体的な整備を促進することにより、保育所等などの経営の安定化及び放課後児童対策の推進・充実を図ること。
補助対象者	社会福祉法人等
補助対象経費	<p>社会福祉法人等が保育所等などの施設整備に関して支出する経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 保育所等整備要綱別表1-1から1-8の第4欄に定める対象経費であって、同要綱8又は9の規定により算出された交付基礎額を同要綱別表1-9に定める国の負担割合で除して得た額を超過する経費</p> <p>(2) 保育所等整備要綱の対象外経費のうち以下に掲げるもの</p> <p>① 駐車場、門、囲障、構内通路等の外構工事に係る経費</p> <p>② 照明設備、空調設備、クローゼット等の設備の整備に要する経費</p> <p>③ 備品類の購入に係る経費</p>

	④園庭に整備する大型遊具に係る経費 ⑤その他知事が適当と認める経費 (保育所等整備要綱7第1号から第3号に掲げる経費を除く)
補助率	要綱により算出された交付額を国の負担割合で除して得た額に事業者の負担割合を乗じて得た額の2分の1と、対象経費の実支出額または総事業費から収入額を控除した額のいずれか少ない額を比較して少ない方の額
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	放課後児童クラブ巡回等支援事業
事業内容	放課後児童クラブへの巡回支援や、児童クラブの充実に向けた施策の企画・調整等を行う「放課後児童クラブスーパーバイザー」を配置。放課後児童クラブ支援に係るスーパーバイザー業務として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 4,207 (うち一般財源 2,175)
	令和3年度 5,616 (うち一般財源 3,584)
	令和4年度 5,311 (うち一般財源 3,279)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 個人3名
随意契約理由	支援員としての経験・クラブの運営に携わった経験、支援員を対象とした研修の運営・講師の実績、支援員同士の研修会・クラブ間の連絡会の場づくりに先行して取り組んでいること、が契約相手方には必要である。また、業務の均質性を確保する観点から、一定期間同一事業者が行うことが望ましい。随意契約の相手方となった3名はいずれもこの要件を満たすものである。地方自治法施

	行令第 167 条の 2 第 2 号（性質または目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当。
予定価格の積算方法	予算要求単価から積算
委託先の変更の有無 （過去 3 年）	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	放課後児童クラブ人材確保支援事業
事業内容	人材派遣会社や市町村と連携し、不足している放課後児童支援員等の確保対策を実施。
事業費の推移 （単位：千円）	令和 2 年度 - （うち一般財源 - ）
	令和 3 年度 - （うち一般財源 - ）
	令和 4 年度 240 （うち一般財源 120）
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 株式会社アスカクリエート
随意契約理由	派遣放課後児童支援員等の選考・確保方法が明確であり事業を実施するに足る人員数を確保できる見込みがあること、派遣依頼に対する派遣放課後児童支援員等の選定方法及び派遣までの日数等が明確であること、派遣後のフォローや直接雇用に向けた支援体制があること、が契約相手方には必要である。随意契約の相手方はこの要件を満たすものである。また、令和 2 年度にこの条件で企画提案競技を行ったところ提案があったのは契約相手方のみであったこと、業務の困難性を考慮すると一定期間同一業者が行うことが望ましいことから契約相手方が相当である。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号（性質または目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当。
予定価格の積算方法	過去の単価を参考に積算
委託先の変更の有無 （過去 3 年）	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	支援員連絡会等組織化支援
事業内容	研修会・交流会等を実施。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 113 (うち一般財源 113)
	令和4年度 43 (うち一般財源 43)
事業実施方法	直営

事業名	(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業 (2) 放課後児童支援員キャリアアップ研修事業
事業内容	放課後児童健全育成事業に従事する者が、放課後児童支援員として必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修及び資質向上のための研修を実施。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 (1) 10,342 (うち一般財源 5,171) (2) 2,037 (うち一般財源 1,019)
	令和3年度 (1) 9,200 (うち一般財源 4,600) (2) 1,329 (うち一般財源 665)
	令和4年度 (1) 9,190 (うち一般財源 4,595) (2) 1,560 (うち一般財源 780)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 ((1) (2) 共に特定非営利活動法人日本放課後児童指導員協会)
随意契約理由	開催回数・会場数の増加に対応できる講師数及びリモート研修を円滑に実施できることが契約相手方に必要である。随意契約の相手方はこの要件を満たすものである。また、令和2年度にこの条件で企画提案競技を行ったところ提案があったのは契約相手方のみであったこと、過去の研修内容・受講者数等において実績が認められること、研修の均質性を確保すると一定期間同一業者が行うことが望ましいことなどからも契約相手方が相当である。地方自治法施行令第167条の2第2号(性質または目的が競争入札に適しないものをするとき)に該当。
予定価格の積算方法	過去実績及び業者聞き取りにより積算
委託先の変更の有無 (過去3年)	無

再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	放課後児童クラブへの物価高騰対策支援事業
事業内容	物価高騰分を直ちに価格転嫁することができない放課後児童クラブに対して応援金を支給。医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 - (うち一般財源 -)
	令和4年度 7,011 (うち一般財源 7,011)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	企画提案競技 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務提案共同企業 (代表者：山陰中央テレビジョン放送株式会社)
予定価格の積算方法	業者からの参考見積を参考に積算
委託先の変更の有無 (過去3年)	－
再委託の有無	有 ・ 事業への問い合わせ対応 ・ 審査センターのネットワーク構築 ・ 審査センターの備品設置撤去 ・ 運営スタッフ確保 ・ メディア広報発注業務 ・ 各種デザイン、印刷業務
履行確認	書面

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

#### (ア) 放課後児童クラブ施設整備事業

本事業では、要綱第14条において工事着工報告書・工事進捗状況報告書の提出が求められている。しかし、いずれの報告書も記録への編綴がされておらず、担当者が確認しても報告書の存在が確認できなかった。この事実からすると、これらの報告書

が提出されていなかったものと評価せざるを得ない。必要とされている報告書は確実に提出を求め、保管しておく必要がある。

#### (イ) 放課後児童クラブ施設整備促進事業

本事業では、要綱第 12 条において工事着工報告書・工事進捗状況報告書の提出が求められている。しかし、いずれの報告書も記録への編綴がされておらず、担当者が確認しても報告書の存在が確認できなかった。この事実からすると、これらの報告書が提出されていなかったものと評価せざるを得ない。必要とされている報告書は確実に提出を求め、保管しておく必要がある。

### イ 意見

#### (ア) 放課後児童クラブ巡回等支援事業

本事業では、業務委託仕様書において、様式を定めた上で訪問計画書の提出が求められている。しかし、3名の受託者のうち、2名はこの様式による訪問計画書の作成提出をしていなかった。

この点に関し、担当課からは、当該2名には県で指示をして独自様式での計画書の提出をしてもらっているとの説明があった。担当課によれば、訪問計画書は訪問先への案内用にも用いられているところ、訪問内容は個々の訪問先で異なるので、むしろ様式の訪問内容の記載が過剰な部分もあるとのことであった。

しかし、そもそも仕様書上訪問計画書は県に対して提出するものであるし、記載内容が過剰であるなら様式自体を変更することが必要である。そのため、今後は仕様書の様式を使用するようきちんと受託者を指導する、もしくは様式自体をより使い良い形へ変更することが望ましい。

#### (イ) 放課後児童クラブ人材確保支援事業

本事業では、受託者は、仕様書に様式として定められた就業状況報告書を毎月提出することとなっている。同様式には、各日の実働時間、時間外労働時間、それぞれの合計など委託料を計算するうえで必要な情報が網羅されている。

しかし、実際に受託者が提出している報告書には、労働時間の合計時間数が記載されていない独自のものとなっており、委託料計算の便宜という様式が想定したメリットが失われてしまっている。そのため、今後は様式に従って報告書に労働時間の合計時間数を記載するよう受託者に指導することが望ましい。

## 17、子育てに関する経済的負担対応事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	子育てに関する経済的負担対応事業
島根創生計画における位置づけ（上位の施策）	【基本目標】 Ⅱ、結婚・出産・子育ての希望をかなえる 【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援 【施策】 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	所得が一定以下である子育て世帯等及び経済的負担感の大きい多子世帯
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	乳幼児期等の子育てに係る経済的負担を軽減し、出生率を増加させる。
所管課	健康福祉部健康推進課 健康福祉部子ども・子育て支援課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1子・第2子保育料軽減事業</li> <li>・ 第3子以降保育料軽減事業</li> <li>・ 児童手当交付金（県負担分）</li> <li>・ 幼児教育の無償化に係る認可外保育施設等保育料補助事業</li> <li>・ 出産・子育て応援交付金事業</li> <li>・ 子育て世帯生活支援特別給付金</li> </ul>

#### イ 事業のKPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの名称	年度	R2年度	R3年度	R4年度	単位
県政世論調査における子育てしやすい県と回答した人の割合【当該年度8月時点】	目標値	74.0	75.0	76.0	%
	実績値	75.5	78.0	74.1	

【KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・ 平成30年度に実施した島根県子育て・結婚支援に関する意識調査によると、子育てをする上での負担や不安を感じる要因（複数回答）として、「子育てにお金がか

かる(73.7%)」の割合が最も高く、「仕事と子育ての両立が難しい(32.6%)」、「親としての責任を果たすことができるか不安(31.2%)」が続く

- ・県の合計特殊出生率・都道府県順位は、H30:1.74(2位)、R1:1.68(3位)、R2:1.60(6位)、R3:1.62(4位)、R4:1.57(4位)と推移
- ・3歳未満の保育料を完全無償化した市町村は、令和2年度以降3町村増加し6町1村(飯南町・川本町・美郷町・吉賀町+奥出雲町・津和野町・知夫村)

#### ウ 具体的事業

事業名	第1子・第2子保育料軽減事業
事業内容	市町村が第1子・第2子保育料保護者負担の軽減を行う場合に補助を行う。第1子・第2子に係る保育料軽減事業費補助金として実施されている。
事業費の推移 (単位:千円)	令和2年度 240,538(うち一般財源240,538)
	令和3年度 228,165(うち一般財源228,165)
	令和4年度 213,616(うち一般財源213,616)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	第1子・第2子に係る保育料軽減事業費補助金交付要綱、第1子・第2子に係る保育料軽減事業実施要綱
補助金の目的	第1子又は第2子である3歳未満の児童の保育所等への入所等に伴う保護者の経済的負担を軽減することにより、希望通りの人数の子どもを産み育てることができる環境づくりを推進すること。
補助対象者	市町村
補助対象経費	市町村が定めた本来の保育料から更なる軽減を行うために要する経費とし、3歳未満の児童に係る次の経費とする。 (ア) 第3階層から第4階層の保育料を3分の1以上軽減するために要する経費 (イ) (ア)による軽減を実施したうえで、交付限度額に対して余剰がある場合は、第5階層の保育料を軽減するために要する経費。ただし、交付限度額の30%以内とし、第5階層における軽減率は、第3階層から第4階層における軽減率を上回らないものとする。
補助率	事業実施年度の4月初日における第3階層から第4階層の3歳未満の児童数に、それぞれの階層ごとの国基準額を



	<p>乗じ、これに12カ月、以下の調整率及び3分の1を乗じた額。</p> <p>調整率＝事業実施前年度の4月から3月の各月の初日児童数（3歳未満児）の合計÷事業実施前年度の4月初日児童数（3歳未満児）×12</p>
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	第3子以降保育料軽減事業
事業内容	第3子以降の3歳未満児の保育料等について、市町村が軽減を行う場合に補助金を交付する。第3子以降保育料軽減事業費補助金として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 139,054 (うち一般財源 139,054)
	令和3年度 143,800 (うち一般財源 143,800)
	令和4年度 143,837 (うち一般財源 143,837)
事業実施方法	補助事業
根拠となる交付要綱等	第3子以降保育料軽減事業費補助金交付要綱（第3子以降保育料軽減事業実施要綱）
補助金の目的	第3子以降の3歳未満の児童の保育所等への入所等に伴う保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進すること。
補助対象者	市町村
補助対象経費	免除又は補助した対象児童の保育料
補助率	要綱別表1(保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、特例保育関係)、同別表2(へき地保育所及び保育型児童館関係)及び同別表3(認可外保育施設関係)に掲げる補助基準額から事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額の合計に2分の1を乗じて得た額
実績報告及び補助対象	書面

経費の確認	
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	児童手当交付金（県負担分）
事業内容	0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に支給する費用を国・県・市町村で負担する。
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 1,462,191（うち一般財源 1,462,191）
	令和3年度 1,438,329（うち一般財源 1,438,329）
	令和4年度 1,391,445（うち一般財源 1,391,445）
事業実施方法	その他
根拠となる交付要綱等	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則、補助金等交付規則
補助金の目的	子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること。
補助対象者	市町村
補助対象経費	-
補助率	-
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定	無

及び要因分析の有無	
-----------	--

事業名	幼児教育の無償化に係る認可外保育施設等保育料補助事業
事業内容	認可外保育施設等を利用する保育が必要な 3 歳以上及び住民税非課税世帯の 0~2 歳の子どもの保育料の無償化にかかる費用を国・県・市町村で負担する。島根県子育てのための施設等利用給付負担金として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 34,053 (うち一般財源 24,026)
	令和 3 年度 50,775 (うち一般財源 46,935)
	令和 4 年度 41,314 (うち一般財源 35,705)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県子育てのための施設等利用給付負担金交付要綱
補助金の目的	子ども・子育て支援法第 67 条第 2 項の規定に基づき、市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減すること。
補助対象者	市町村
補助対象経費	市町村が行う次の区分ごとの子ども・子育て支援施設等に係る法第 30 条の 11 第 1 項に基づく施設等利用費の支給に要する費用。 (1) 認定こども園(法第 7 条第 10 項 第 1 号に規定するものに限り、国(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。)又は市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)が設置するものを除く。以下同じ。) (2) 幼稚園(法第 7 条第 10 項 第 2 号に規定するものに限り、国(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。)又は市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。))

	<p>が設置するものを除く。以下同じ。)</p> <p>(3) 特別支援学校(法第7条第10項第3号に規定するものに限り、国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。)又は市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)が設置するものを除く。以下同じ。)</p> <p>(4) 認可外保育施設(法第7条第10項第4号に規定するものに限る。以下同じ。)</p> <p>(5) 預かり保育事業(法第7条第10項第5号に規定するものに限る。以下同じ。)</p> <p>(6) 一時預かり事業(法第7条第10項第6号に規定するものに限る。以下同じ。)</p> <p>(7) 病児保育事業(法第7条第10項第7号に規定するものに限る。以下同じ。)</p> <p>(8) 子育て援助活動支援事業(法第7条第10項第8号に規定するものに限る。以下同じ。)</p>
補助率	<p>県が設置する子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園、特別支援学校に係るものに限る。)にあつては、子ども・子育て支援法施行令第15条の6で定める額に基づき、区分ごとに算出された額の合計額。県が設置する子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。)及び県以外の者が設置する子ども・子育て支援施設等に係るものにあつては、区分ごとに算出された合計額の4分の1。</p>
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	出産・子育て応援交付金事業
事業内容	妊娠期から出産・子育てまでを一貫して身近で相談し、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する。令和4年度島根県出産・子育て応援交付金として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 - (うち一般財源 -)
	令和3年度 - (うち一般財源 -)
	令和4年度 68,384 (うち一般財源 3,420)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	令和4年度島根県出産・子育て応援交付金交付要綱
補助金の目的	核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなき、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施すること。
補助対象者	市町村
補助対象経費	(1) 伴走型相談支援を行うために必要な超過勤務手当、給料及び超過勤務以外の諸手当、報酬、職員旅費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、共済費、報償費、委託費、負担金 (2) 実施要綱に基づき出産応援ギフト・子育て応援ギフトの支給決定を行った額
補助率	6分の1
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控	無

除の報告の有無	
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	子育て世帯生活支援特別給付金
事業内容	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）について、都道府県が行う事務（高校生等への周知）に係る事業
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 -（うち一般財源 -）
	令和3年度 -（うち一般財源 -）
	令和4年度 211（うち一般財源 0）
事業実施方法	直営

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

特筆すべき事項なし。

### イ 意見

#### (ア) 第1子・第2子保育料軽減事業について

##### a. 実施要綱における用語定義について

本事業は、第1子・第2子に係る保育料軽減事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び第1子・第2子に係る保育料軽減事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施されている。

両要綱は、実施要綱にて定義・対象児童・実施事業などの基本的事項を定め、これを受けて交付要綱にて交付額の算定方法等を定め、全体として本事業の実施スキームを画定する形となっている。

この点、交付要綱第3条第1項第1号において、「3歳未満児」という用語が使われているところ、実施要綱にも交付要綱にもこの用語の定義規定がない。実施要綱には「3歳未満の児童」について入所している児童を前提とする定義規定はあるものの、「3歳未満児」は文言上は入所していない児童も包含するものであり、「3歳未満の児童」とは一見して同じものとは断定することはできない。むしろ、「3歳未満児」と記載されていれば、入所していない児童を前提とするものと読むことが通常であって、

入所を前提とする「3歳未満の児童」とは別のものとして判断されることが文理上自然である。

また、交付要綱第3条第1項第1号の規定の趣旨からは、「3歳未満児」と記載されているのは「3歳未満の児童」と同一の意味合いで使われているものと解釈すること自体は可能であるが、それは一義的なものではなく異なる解釈の可能性を排除するには至らない。「3歳未満児」の語が用いられているのは、恣意性を排除し一義的に定まるべき補助金の限度額を算定するための数式中に使われていることに鑑みると、かかる解釈の余地を残すことは妥当ではない。

よって、「3歳未満児」と記載されている部分を「3歳未満の児童」と修正する、もしくは「3歳未満児」についての定義規定を実施要綱に新設するなど、一義的な事業実施ができるように要綱を修正する余地がある。

#### b. 添付資料としての歳入歳出予算書等の編綴漏れについて

本事業においては、実施主体たる市町村は、県に対して、交付申請書、変更申請書、実績報告書を提出することが交付要綱上必要とされている。そして申請書には、資料として歳入歳出予算書を、報告書には歳入歳出決算書を添付することとなっている。

この点、これら申請書が編綴されているファイルを確認した際、交付申請書については2町、変更申請書については2市1町、実績報告書については1市1町の歳入歳出予算書等が編綴されていなかった。なお、交付申請書に関し、申請日より後の日付の予算書が編綴されているものも1町あった。

歳入歳出予算書等は、要綱上必要とされる添付資料であり、各申請書・報告書と一体のものとして編綴管理されなければならないものである。また、その管理状況が適切でない場合には、時宜に応じた適切な添付資料の提出・管理がなされているか疑問を生じさせることにもなりかねない。

よって、添付資料の編綴漏れなどが無いよう管理の徹底を行うことが望ましい。

#### (イ) 第3子以降保育料軽減事業の添付資料としての歳入歳出予算書等の編綴漏れについて

本事業においては、実施主体たる市町村は、県に対して、交付申請書、変更申請書、実績報告書を提出することが第3子以降保育料軽減事業費補助金交付要綱上必要とされている。そして申請書には、資料として歳入歳出予算書を、報告書には歳入歳出決算書を添付することとなっている。

この点、これら申請書が編綴されているファイルを確認した際、交付申請書については1市1町、変更申請書については4市3町、実績報告書については2町村の歳入歳出予算書等が編綴されていなかった。

歳入歳出予算書等は、要綱上必要とされる添付資料であり、各申請書・報告書と一体のものとして編綴管理されなければならないものである。また、その管理状況が適切でない場合には、時宜に応じた適切な添付資料の提出・管理がなされているか疑問を生じさせることにもなりかねない。

よって、添付資料の編綴漏れなどがないよう管理の徹底を行うことが望ましい。



## 18、子ども発達支援事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	子ども発達支援事業
島根創生計画における 位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】 V、健やかな暮らしを支える</p> <p>【政策】 2、地域共生社会の実現</p> <p>【施策】 (3) 障がい者の自立支援</p> <p>【基本目標】 II、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	障がいのある（疑われる）児童
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	適切な療育等を受けて、健やかに発達・成長 できる
所管課	健康福祉部障がい福祉課
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい者支援体制整備事業</li> <li>・発達障がい初診前アセスメント強化事業</li> <li>・子どもの心の診療ネットワーク事業</li> <li>・障がい児等療育支援事業</li> <li>・在宅心身障がい児援護事業</li> <li>・島根県障がい児支援事業</li> </ul>

イ 事業の KPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
発達障害者支援センター相談支援 実人数【当該年度 4 月～3 月】	目標値	1,086	1,136	1,186	人
	実績値	1,083	1,251	1,310	
発達障害者支援センターの研修講 師派遣件数【当該年度 4 月～3 月】	目標値	375	385	395	件
	実績値	306	342	272	
保育所等が発達障がいに係る訪問 支援等を受けた件数【当該年度 4 月～3 月】	目標値	250	260	310	件
	実績値	172	244	212	

【KPI の他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・発達障害者支援センターにおける心理学的判定人数  
R2 年度：138 人 R3 年度：194 人 R4 年度：280 人
- ・発達障害者支援センターにおける機関コンサルテーション件数  
R2 年度：310 件 R3 年度：272 件 R4 年度：378 人  
(内訳：保育所・幼稚園 33 件、学校 258 件、サービス事業所等 42 件、就労支援機関  
20 件、企業 17 件、市町村 7 件、その他 1 件)

ウ 具体的事業

事業名	発達障がい者支援体制整備事業
事業内容	発達障がい児・者の専門相談等を行うセンターを設置し、 ライフステージに応じた支援を実施する。
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 73,477 (うち一般財源 48,774)
	令和 3 年度 71,230 (うち一般財源 48,161)
	令和 4 年度 71,346 (うち一般財源 48,574)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 東部発達障害者支援センターウィッシュ(社会福祉法人 親和会) 西部発達障害者支援センターウィンド(社会福祉法人い わみ福祉会)
随意契約理由	発達障害者支援センターは、発達障害者支援法及び発達障 害者支援センター運営事業等実施要綱に基づき運営する

	こととされており、運営する事業者については同法第14条第1項の規定により東部発達障害者支援センターウィッシュ及び西部発達障害者支援センターウィンドを指定している。そのため、指定した法人でなければ事業を実施できないため。
予定価格の積算方法	県予算単価の積み上げによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	発達障がい初診前アセスメント強化事業
事業内容	一部の専門医療機関で学齢期等の初診待機期間が数か月に及ぶケースが生じており、発達障害者支援センターや医療機関に初診前アセスメント(問診、検査等)業務を委託し、待機期間の短縮を図る。
事業費の推移 (単位:千円)	令和2年度 3,673 (うち一般財源 1,837)
	令和3年度 3,672 (うち一般財源 1,836)
	令和4年度 19,404 (うち一般財源 9,703)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 東部発達障害者支援センターウィッシュ(社会福祉法人親和会) 西部発達障害者支援センターウィンド(社会福祉法人いわみ福祉会)
随意契約理由	発達障害者支援センターは、発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業等実施要綱に基づき運営することとされており、運営する事業者については同法第14条第1項の規定により東部発達障害者支援センターウィッシュ及び西部発達障害者支援センターウィンドを指定している。そのため、指定した法人でなければ事業を実施できないため。
予定価格の積算方法	県予算単価の積み上げによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無

再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	子どもの心の診療ネットワーク事業
事業内容	思春期外来の県拠点病院を核として、二次医療圏域における医療、福祉、教育の連携体制を構築する。 (ア) 子どもの心の診療ネットワーク事業拠点病院相談支援体制強化事業 (イ) 子どもの心の診療ネットワーク事業発達障がい等子どもの心の診療対応力向上事業 として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 15,438 (うち一般財源 7,748) 令和3年度 15,937 (うち一般財源 7,900) 令和4年度 16,150 (うち一般財源 8,120)
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 (ア) 島根県立こころの医療センター (イ) 国立大学法人島根大学
随意契約理由	(ア) 子どもの心の診療ネットワーク事業拠点病院相談支援体制強化事業 島根県立こころの医療センターは、児童精神科等子どもの心の専門医を有し、児童思春期病棟及び専門外来を設置するなど児童思春期の精神科医療で高い評価を得ており、県内では拠点病院として活動できる医療機関は他にないため。 (イ) 子どもの心の診療ネットワーク事業発達障がい等子どもの心の診療対応力向上事業 国立大学法人島根大学は本事業の目的である人材育成や小児科と精神科、専門医療機関とかかりつけ医等医療機関同士の連携の促進を図ることができる唯一の機関であるため。
予定価格の積算方法	県予算単価の積み上げによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	無

履行確認	書面
------	----

事業名	障がい児等療育支援事業
事業内容	<p>在宅障がい児等の地域生活を支援するため、障がい児（者）施設が有する専門性を活用して、身近な地域での療育指導が受けられる体制を整備する。</p> <p>（ア）島根県療育支援事業 （イ）さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業として実施されている。</p>
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 36,528（うち一般財源 36,528）
	令和3年度 38,724（うち一般財源 38,724）
	令和4年度 37,293（うち一般財源 37,293）
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	<p>随意契約</p> <p>（ア）社会福祉法人島根整肢学園（他5法人） （イ）社会福祉法人親和会（他1法人）</p>
随意契約理由	<p>（ア）島根県療育支援事業</p> <p>在宅障がい児等の地域生活を支援するために身近な地域での療育指導体制の充実を目的としているため、関係機関との連携体制の構築が必要であり、各施設（8施設）は長年本事業を受託し、各地域において療育に関する中心的な役割を担い、関係機関との連携体制も十分に備わっている。また、本事業実施に必要な専門的な人材を雇用しており、その専門性を活用することで高い事業効果が期待できるため。</p> <p>（イ）さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業</p> <p>島根県立さざなみ学園及び島根県立こくぶ学園の移管に関する協定（H17.10.27）3条第6号において、協定締結時に実施していた地域療育事業と同様の事業を移管後も引き続き県から委託して実施することとなり他の法人では実施できないため。</p>
予定価格の積算方法	事業所からの事業計画をもとに積算
委託先の変更の有無 （過去3年）	無
再委託の有無	無

履行確認	書面
------	----

事業名	在宅心身障がい児援護事業
事業内容	<p>重度心身障がい児（者）へのサービスを提供する事業所への経費助成及び医療的ケア児等の在宅生活を支援するため、専門的な相談・支援体制の整備、関係機関による協議会の開催、支援者の養成等を行う。</p> <p>(ア) 医療的ケア児支援センター運営事業  (イ) 重症心身障がい児（者）巡回等療育支援事業費補助金  (ウ) 島根県重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制整備事業費補助金  (エ) 在宅心身障がい児関係補助金</p> <p>として実施されている。</p>
事業費の推移 (単位：千円)	<p>令和2年度 59,368 (うち一般財源 59,335)</p> <p>令和3年度 43,496 (うち一般財源 42,895)</p> <p>令和4年度 45,025 (うち一般財源 42,358)</p>
事業実施方法	直営、業務委託、補助事業

事業名	在宅心身障がい児援護事業 医療的ケア児支援センター運営事業
事業費の推移 (単位：千円)	<p>令和2年度 - (うち一般財源 -)</p> <p>令和3年度 - (うち一般財源 -)</p> <p>令和4年度 5,967 (うち一般財源 3,928)</p>
事業実施方法	業務委託
委託先の選定方法	随意契約 (国立大学法人島根大学)
随意契約理由	医療的ケア児支援センターは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (令和3年法律第81号) に基づき運営することとされており、同法第14条第1項の規定により国立大学法人島根大学に指定をしている。これにより、本事業については指定した法人以外には実施できないため。
予定価格の積算方法	県予算単価の積み上げによる
委託先の変更の有無 (過去3年)	無
再委託の有無	有 (コーディネーター業務)

履行確認	書面
------	----

事業名	在宅心身障がい児援護事業 重症心身障がい児（者）巡回等療育支援事業費補助金
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 1,250（うち一般財源 1,250）
	令和3年度 1,432（うち一般財源 1,432）
	令和4年度 599（うち一般財源 599）
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県重症心身障がい児（者）巡回等療育支援事業費 補助金交付要綱
補助金の目的	在宅重症心身障がい児（者）に対して専門的療育を受け る機会を安定的に確保するため、実施施設の職員がチ ームを組んで隣接する圏域を定期的に巡回すること による経費の一部について補助を行い、利用ニーズに 応えられる体制を維持し、在宅重症心身障がい児（者）の 福祉の増進を図ることを目的とする。
補助対象事業	（ア）重症心身障がい児（者）に対して専門的療育活動 を実施するため、実施施設の職員がチームを組んで隣 接する圏域を実施日を定めて巡回する事業 （イ）重症心身障がい児（者）を支援する事業所や保護 者等 に対して、専門的療育活動に関する助言・指導を 行うため、実施施設の職員が、地域を随時訪問する事 業
補助対象経費	（ア）巡回の実施に必要な需用費（燃料費）、使用料及 び賃借料、負担金等（水道光熱費） （イ）巡回の実施に必要な需用費（燃料費）、使用料、 賃借料、報償費（謝金）及び負担金等（水道光熱費）
補助基準額	（ア）巡回方式加算分 12,410 円／日 送迎方式加算分 20 円／km （イ）22,610 円／日
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控 除の報告の有無	無
要綱違反等による補助	無

金返還の有無	
補助金独自の効果測定 及び要因分析の有無	無

事業名	在宅心身障がい児援護事業 島根県重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制 整備事業費補助金
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 53,423（うち一般財源 53,423）
	令和3年度 38,554（うち一般財源 38,554）
	令和4年度 34,413（うち一般財源 34,413）
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制 整備事業費補助金交付要綱
補助金の目的	島根県重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制 整備事業の円滑かつ適正な実施に資することを目的と する。
補助対象経費	県が指定する重症心身障がい児（者）在宅サービス提 供体制整備事業の実施のために通常要した費用
補助額	補助基準額と実費を比較して少ない方の額
実績報告及び補助対象 経費の確認	主に書面、必要に応じて実地調査
消費税等の仕入税額控 除の報告の有無	無
要綱違反等による補助 金返還の有無	無
補助金独自の効果測定 及び要因分析の有無	無

事業名	在宅心身障がい児援護事業 在宅心身障がい児関係補助金
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 2,014（うち一般財源 2,014）
	令和3年度 2,209（うち一般財源 2,209）
	令和4年度 2,673（うち一般財源 2,673）
事業実施方法	補助事業



根拠となる 交付要綱等	(ア) 島根県心身障害児（者）親の会連合会事業費補助 金交付要綱 (イ) 島根県心身障害児療育キャンプ開催費補助金交付 要綱
補助金の目的	(ア) 島根県心身障害児（者）親の会連合会が行う事業を 援助することにより、連合会の運営を、円滑且つ安定 化させ、もって心身障害児（者）福祉の増進に資する ことを目的とする。 (イ) 島根県心身障害児（者）親の会連合会が開催する心 身障害児療育キャンプの開催費を補助することによ り、心身障害児の社会適応力を啓培するとともに、当 該児童の保護者に対して療育相談、研修等を行うこと によって、在宅心身障害児の福祉の増進を図る。
補助対象者	(ア)と(イ)いずれの場合も島根県心身障害児（者）親 の会連合会
補助対象経費	(ア) 以下に要する経費 a. 所属下部団体の助成事業 b. 連合会県大会 c. 連合会研修会 d. 「福祉のしおり」作成事業 e. その他心身障害児（者）福祉に必要な事業（療育 キャンプ開催事業を除く。） (イ) 島根県心身障害児（者）親の会連合会が心身障害 児療育キャンプを開催するために要する経費
補助率	(ア)と(イ)いずれの場合も「別に知事が定める額」
実績報告及び補助対象 経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控 除の報告の有無	無
要綱違反等による補助 金返還の有無	無
補助金独自の効果測定 及び要因分析の有無	無

事業名	島根県障がい児支援事業
事業内容	<p>早期療育は、障がい児の障がい軽減・社会適応能力の向上を図るうえで重要な取り組みであることから、どの地域でも平等に療育が受けられ、療育を受けやすい環境が整うよう、市町村が実施する療育事業、また家族の相談や障がい受容の支援を行う事業を支援する。</p> <p>(ア) 島根県子ども発達支援事業費補助金  (イ) 島根県難聴児補聴器購入助成事業費補助金  (ウ) ハッピーアフタースクール事業費補助金  として実施されている。</p>
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 15,986 (うち一般財源 12,967)
	令和3年度 16,435 (うち一般財源 13,178)
	令和4年度 15,272 (うち一般財源 12,537)
事業実施方法	補助事業

事業名	<p>島根県障がい児支援事業  島根県子ども発達支援事業費補助金</p>
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 9,464(うち一般財源 9,464)
	令和3年度 9,236(うち一般財源 9,236)
	令和4年度 9,034(うち一般財源 9,034)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	島根県子ども発達支援事業費補助金交付要綱
補助金の目的	市町村が実施する在宅の障がい児及びその家族のニーズや地域の実情に応じたきめ細やかな事業を支援することにより、障がい児が地域社会の中で、健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。
補助対象者	市町村
補助対象経費	<p>(ア) 以下に要する経費</p> <p>a. 就学前の障がい児及びその家族を対象に、早期療育のため月1回以上定期的に療育活動を行う事業</p> <p>b. 就学している障がい児(概ね小学生まで)を対象に、土日・祝日等に社会学習活動やボランティア等との交流活動を行う事業</p> <p>c. 障がい児を育て様々な経験のある保護者の話を聞</p>

	くなど、家族同士での相談や情報交換などの交流の場を提供する事業 d. 障がい児のきょうだい（兄弟姉妹で概ね小学生まで）に対する支援を行う事業
補助率	1/2
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	島根県障がい児支援事業 島根県難聴児補聴器購入助成事業費補助金
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 484(うち一般財源 484)
	令和3年度 685(うち一般財源 685)
	令和4年度 769(うち一般財源 769)
事業実施方法	補助事業
根拠となる交付要綱等	島根県難聴児補聴器購入助成事業費補助金交付要綱
補助金の目的	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発達を支援し、福祉の増進に資するため。
補助対象者	市町村
補助対象経費	新たに補聴器を購入又は耐用年数経過後に補聴器を更新するために必要な経費
補助率	補聴器購入費等として市町村が必要と認める額と知事が別に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額と、市町村が助成した額を比較して少ない方の額から寄附金その他の収入額を差し引いた額に2分の1を乗じた額
実績報告及び補助対象経費の確認	書面

消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	島根県障がい児支援事業 ハッピーアフタースクール事業費補助金
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 6,038(うち一般財源 3,019)
	令和3年度 6,514(うち一般財源 3,257)
	令和4年度 5,469(うち一般財源 2,734)
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	ハッピーアフタースクール事業費補助金交付要綱
補助金の目的	島根県内の 特別支援学校に通学する在宅の児童生徒 (以下「児童生徒」という。)の放課後及び長期休暇期間における保護・育成を図り、もって児童生徒及びその保護者の社会参加促進に資することを目的とする。
補助対象者	ハッピーアフタースクール事業を実施する特別支援学校保護者会
補助対象経費	(ア)人件費 指導員、ボランティアの人件費(報酬、賃金、報償費、社会保険料等) (イ)運営費 施設費(施設使用料、光熱水費、燃料代、修繕費等)、教材費(物品購入費、印刷製本費等)、通信費(郵券代・電話料金等)、損害保険料、旅費(指導員等研修旅費)、事務費
補助率	補助基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無

要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

#### (ア) さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業の検査調書について

本事業については、委託業務完了後、その業務が適切に履行されたかどうかの確認証跡としての検査調書が作成されていなかった。委託業務については、少額なものを除き検査調書を作成することが会計規則上義務付けられている。検査調書は、委託した業務が適切に遂行されたかどうかを検収した結果作成されるものであり、極めて重要な書類である。会計規則に則った検査調書の作成を徹底する必要がある。

### イ 意見

#### (ア) 発達障がい者支援体制整備事業の活動評価について

本事業は、島根県発達障害者支援センター運営事業等実施要綱に基づき事業が行われている。そして、この要綱「7 運営上の留意事項」において、「所管区域の関係機関により構成される運営協議会を開催して、事業の実施状況を報告し、事業評価を受けること」とあるが、このような報告及び評価が運営協議会では行われていない。

この点、担当課に確認したところ、運営協議会で行うこととされていた実施状況の報告や活動評価は、現在、島根県障がい者自立支援協議会発達障がい者支援部会で行うこととしているため、センターに運営協議会の開催を求めているとのことであった。したがって、現状では要綱上の記載と実態が整合していないため、要綱上の記載と実態を整合させることが望ましい。

#### (イ) 発達障がい者支援体制整備事業の職員配置について

本事業は、島根県発達障害者支援センター運営事業等実施要綱において、各センターの職員配置を定めている。この点について、東部及び西部の各センターに地域支援マネジャーを2人ずつ配置することとされているが、実際は東部センターには地域支援マネジャーは1人しか在籍していない。

この点、担当課に確認したところ、東部センターにも地域支援マネジャーを担える職員が2人いるためとのことであった。しかし、事業実施の拠り所となる実施要綱上2人を配置すると記載されている以上、要綱上の職員配置と実態が乖離しているような誤解を生じるおそれがあるため、要綱上の職員配置の記載を実態と整合するよう改

訂する余地がある。

(ウ)在宅心身障がい児関係補助金について

本補助金には、「島根県心身障害児（者）親の会連合会事業費補助金」及び「島根県心身障害児療育キャンプ開催費補助金」が含まれている。いずれの補助金の交付要綱にも補助金の交付額は「別に知事が定める額」とされており、補助限度額あるいは補助率が明確となっていない。

この点、担当課において、当該事業は予算の範囲内で支出することとしているとのことであったが、補助金をどれだけ交付するのかを明確にするために、交付要綱上で補助限度額あるいは補助率を明記するなど、補助事業者にわかりやすい工夫をすることが望ましい。

## 19、幼児教育総合推進事業

### (3) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	幼児教育総合推進事業
島根創生計画における位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】 VI、心豊かな社会をつくる</p> <p>【政策】 1、教育の充実</p> <p>【施策】 (1) 発達の段階に応じた教育の振興</p> <p>【基本目標】 II、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	乳幼児、児童、保護者、保育者、小学校教職員、市町村
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	県内の全ての幼児教育施設において質の高い幼児教育を提供する。
所管課	教育庁教育指導課
具体的な事業内容	<p>県、市町村等の明確な役割のもとで幼児教育の質の向上や幼小連携・接続の推進を図るため、以下の推進事業を幼児教育センターにおいて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育に関わる研修等の企画、実施</li> <li>・ 幼児教育施設等の園内研修の支援</li> <li>・ 幼児教育に関する調査、分析、研究</li> <li>・ 市町村の幼児教育施設への指導助言への支援</li> <li>・ 幼児教育振興プログラムや幼保小の架け橋プログラムの周知</li> </ul>

	・幼児教育に関する情報提供
--	---------------

イ 事業の KPI（重要業績評価指標）の状況

KPI の名称	年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
保育者としての資質・能力が身につけていると答えた保育者の割合【当該年度 10 月時点】	目標値	64.0	65.2	66.5	%
	実績値	56.3	59.5	61.8	
地域資源を活用し、指導の充実を図る力を持っていると答えた保育者の割合【当該年度 10 月時点】	目標値	31.0	31.6	32.2	%
	実績値	28.1	29.2	32.5	
ねらいに沿って指導を適切に展開し、改善する力を持っていると答えた保育者の割合【当該年度 10 月時点】	目標値	64.2	65.4	66.7	%
	実績値	59.4	62.5	66.7	
小学校との接続を見通した教育課程の編成を行っている幼児教育施設の割合【当該年度 10 月時点】	目標値	31.1	31.7	32.3	%
	実績値	31.0	31.1	25.9	

【KPI の他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・令和 4 年度は、保育者の研修受講環境と研修効果を考慮し、4 つの集合型研修をオンデマンド、オンラインで実施した。
- ・集合型研修の参加人数が前年度より 319 人増加した。(R2 : 146 人 R3 : 214 人 R4 : 533 人)

ウ 具体的事業

事業名	幼児教育総合推進事業
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育センターの運営</li> <li>・ 専任の指導主事及びアドバイザーによる幼児教育施設等への訪問指導・助言</li> <li>・ 県全域の幼児教育への理解促進</li> <li>・ 幼児教育振興プログラムの進行管理、幼保小の架け橋プログラムの周知</li> </ul>
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 9,264 (うち一般財源 4,632) 令和 3 年度 7,137 (うち一般財源 3,297)



	令和4年度 6,402（うち一般財源 3,202）
事業実施方法	直営
委託先の選定方法	随意契約 ① 幼児教育推進研修（オンライン）開催支援業務委託 ピーシーエッグ株式会社 ② 島根県幼児教育に関する実態調査業務委託 株式会社アテナ ③ 島根県幼児教育に関する実態調査業務（市町村集計・ 資料作成）委託 株式会社アテナ
随意契約理由	島根県会計規則第66条の表第6号（100万円以下）の規定 による。
予定価格の積算方法	①について：業者からの聞き取りによる ②、③について：島根県土木部業務委託積算基準書の単 価を準用。
委託先の変更の有無 （過去3年）	無
再委託の有無	無
履行確認	書面

事業名	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金 （コロナ）
事業費の推移 （単位：千円）	令和2年度 43,449（うち一般財源 0）
	令和3年度 6,472（うち一般財源 0）
	令和4年度 23,464（うち一般財源 0）
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促 進事業）交付要綱、実施要領
補助金の目的	認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定 こども園等における教育支援体制の整備事業に係る経 費の一部を交付し、もって子供を安心して育てること が出来る体制の整備を促進することを目的とする。
補助対象者	市町村、学校法人及び社会福祉法人等が設置する認定 こども園等。
補助対象経費	認定こども園等における教育支援体制を整備する事業

	を都道府県が実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費。
補助率	<p>① 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 交付対象経費の 1/2 以内（幼稚園が整備を行う場合には 1/3 以内） 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費に係る交付金の額については、公立幼稚園は設置者の事業費（交付対象経費）の 1/2 以内、私立幼稚園は都道府県の事業費（交付対象経費）の 1/2 以内とする。</p> <p>② 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援 交付対象経費の 1/2 以内</p> <p>③ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援 交付対象経費の 1/2 以内</p> <p>④ 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援 交付対象経費の 1/2 以内</p> <p>⑤ 園務改善のための ICT 化支援 交付対象経費の 3/4 以内</p>
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

(4) 監査の結果及び意見等

ア 指摘事項

特筆すべき事項なし。

## イ 意見

### (ア) ファイル管理表について

島根県公文書等の管理に関する条例第 9 条において、ファイル等の管理を適切に行うため、規則等で定めるところによりファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項を帳簿に記載しなければならないとされているが、令和 4 年度ファイル管理表中に記載のファイル名称と、実際に保管しているファイルの名称が対応関係にない。ファイルの管理を適切に行うため、実際に保管しているファイル名とファイル管理表の整合性をとることが望ましい。

## 20、結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業

### (1) 事業の概要

#### ア 概要

事務事業の名称	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業
島根創生計画における 位置づけ（上位の施策）	<p>【基本目標】 IV、島根を創る人をふやす</p> <p>【政策】 1、島根を愛する人づくり</p> <p>【施策】 (1)学校と地域の協働による人づくり</p> <p>【基本目標】 II、結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【政策】 1、結婚・出産・子育てへの支援</p> <p>【施策】 (2)妊娠・出産・子育てへの支援</p> <p>【基本目標】 VI、心豊かな社会を作る</p> <p>【政策】 1、教育の充実</p> <p>【施策】 (2)学びに向かう力と人間性を高める教育の推進</p>
事業の対象 （誰あるいは何を対象として）	学校、地域住民
事業の目的 （どういう状態を目指すのか）	学校・家庭・地域の連携・協力を推進する各事業が有機的に連携する仕組みをすることにより、地域全体で子供を育む機運のより一層の醸成を図る。
所管課	教育庁社会教育課
具体的な事業内容	・市町村支援事業

・実践活動推進事業

イ 事業のKPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの名称	年度	R2年度	R3年度	R4年度	単位
地域学校協働本部を設置している公立中学校区数の割合【当該年度4月～3月】	目標値	90.0	92.0	98.0	%
	実績値	96.1	97.4	98.7	
「結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業」に参画する地域住民数（延べ数）【当該年度4月～3月】	目標値	70,000.0	70,000.0	70,000.0	人
	実績値	59,833.0	47,793.0	49,066.0	

【KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実】

- ・本事業を活用した学校支援実施状況（松江市を除く）R3：8市町村、R4：9市町村
- ・本事業を活用した放課後支援（放課後子ども教室等）実施状況（松江市を除く）R3：18市町村、R4：18市町村
- ・本事業を活用した家庭教育支援実施状況（松江市を除く）R3：14市町村、R4：14市町村

ウ 具体的事業

事業名	市町村支援事業
事業内容	市町村が実施する「学校支援」、「放課後子ども教室等」、「地域未来塾による学習支援等」、「家庭教育支援」に対し支援を行うとともに、地域全体で子どもを育む体制づくりと気運の醸成を推進する。結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業補助金として実施されている。
事業費の推移 (単位：千円)	令和2年度 45,832（うち一般財源 22,923）
	令和3年度 47,408（うち一般財源 23,712）
	令和4年度 48,621（うち一般財源 24,324）
事業実施方法	補助事業
根拠となる 交付要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業補助金 交付要綱</li> <li>・結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業 学校支援・放課後子ども教室等 地域未来塾による学習支援等 実施要領</li> </ul>

	・結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業 家庭教育支援実施要領
補助金の目的	学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する経費の一部を補助し、もって、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ること。
補助対象者	市町村（松江市（中核都市）除く）
補助対象経費	謝金、旅費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費、備品費（ただし、新規に放課後子ども教室等を開設する場合のみ）等、市町村の実情に応じて積算し教育長が認めた額。ただし、飲食物費（市町村が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費及び活動に参加する子供の保険料や材料費等実費相当分は除く。
補助率	当該経費の3分の2以内
実績報告及び補助対象経費の確認	書面
消費税等の仕入税額控除の報告の有無	無
要綱違反等による補助金返還の有無	無
補助金独自の効果測定及び要因分析の有無	無

事業名	実践活動推進事業
事業内容	<p>（ア）結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進委員会 地域学校協働活動や学校運営協議会の総合的な在り方などについて協議を行う。委員は、各実践者・公民館・PTA・社会教育委員・行政・小中学校長の各代表で構成し、年2回開催。</p> <p>（イ）研修事業 地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーター等を含む）の関係者に向けた研修。コーディネーター研修：東西</p>

	各 1 回。
事業費の推移 (単位：千円)	令和 2 年度 303 (うち一般財源 203)
	令和 3 年度 614 (うち一般財源 410)
	令和 4 年度 657 (うち一般財源 439)
事業実施方法	直営

## (2) 監査の結果及び意見等

### ア 指摘事項

特筆すべき事項なし。

### イ 意見

#### (ア) 市町村支援事業における各書類の日付について

本事業においては、一部の自治体から 2 回目の計画変更申請書が令和 5 年 3 月 10 日の日付で県に提出され、変更交付決定を行う旨の起案及び当該自治体に対する交付決定変更通知書が同日付で作成されている。

しかし、メール等の資料を基に担当者に確認したところ、実際には、当該自治体の 2 回目の計画変更申請書は令和 5 年 3 月 20 日以降に作成されており、交付決定変更通知書の記載も実際の日付とは異なるものであることが確認できた。

この点に関し、担当課の説明では、当該自治体からの実績報告の内容により変更交付申請の手続きが必要であったことが分かったため、変更交付決定(1 回目 2/28)と実績報告の日付(3 月 20 日~3 月 23 日)の日付の整合性を考慮し、変更交付決定日を 3 月 10 日に設定したとのことであった。

実際の日付と異なる日付で書類が作成されていたことは遺憾であり、以後、同様の事態が生じることのないよう、補助事業者への指導を含め、交付要綱に沿った手続きがなされるよう対応されることが望ましい。

#### (イ) 市町村支援事業における補助金調書について

本事業の補助金交付要綱第 19 条において、「補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式 8 による補助金調書を作成しておかなければならない」とされているが、県は特に補助事業者に対して提出を求めているとのことであった。確かに要綱上補助金調書の提出自体は求められてはいないが、この補助金調書は、補助事業者がこの事業においてどのような支出を行ったのかを明らかにする書類であるが、補助金の実績報告書を確認したところ、補助事業者がどのような支出を行ったかが明確になっていない。そのため、実績報告書と共に補助金調書も提出を求めることが望ましい。

## 第 4 章 監査を終えて（謝辞）

本監査においては、島根県の子ども・子育て支援に関する事業について監査を行った。

まず、政策企画局女性活躍推進課、健康福祉部（地域福祉課、健康推進課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課、障がい福祉課）、教育庁（教育指導課、社会教育課）の担当者の皆様には、日常業務多忙のなか、事前質問への回答、書類監査、ヒアリングに至るまで本監査に真摯にご対応いただいたことに厚く御礼を申し上げたい。

また、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターの担当者の皆様にも感謝の意を表したい。

子どもは地域の宝であり、島根県の豊かな自然や文化を継承していく私たちの未来そのものである。本県には人口減少・少子高齢化などの課題があるなかで、若い人達が安心して島根で暮らし続けて、子どもを1人、2人、3人と産み育てたいと思うことができ、その希望を叶えるために、県は様々な視点から子育て支援施策を展開し、日々努力を続けている。

この努力が実を結び、島根県で子どもを産み育てたいと感じる県民が増え、子どもたちが夢と希望をもって健やかに成長し、「笑顔あふれるしまね暮らし」が継続して実現されることを、島根県で子育てを行う親の1人として願ってやまない。

最後に、監査委員事務局の担当者の皆様、総務部人事課の皆様、補助者としてご協力いただいた中井洋輔先生、岸道彦先生、足立尚吾先生のご協力に対し、深く感謝を申し上げます。



**【令和5年度 包括外部監査日程表】**

年月日	内容
令和5年6月8日	テーマ選定
令和5年6月23日	内部協議
令和5年7月3日	政策企画局政策企画監室ヒアリング
令和5年7月10日	内部協議
令和5年7月24日	健康福祉部子ども・子育て支援課ヒアリング
令和5年8月10日	内部協議
令和5年9月6日	健康福祉部健康推進課ヒアリング
令和5年9月11日	健康福祉部子ども・子育て支援課ヒアリング
令和5年9月19日	政策企画局女性活躍推進課ヒアリング 健康福祉部子ども・子育て支援課ヒアリング 健康福祉部障がい福祉課ヒアリング
令和5年9月22日	健康福祉部地域福祉課ヒアリング 健康福祉部子ども・子育て支援課ヒアリング 教育庁教育指導課ヒアリング 教育庁特別支援教育課ヒアリング
令和5年9月25日	健康福祉部青少年家庭課ヒアリング
令和5年10月3日	内部協議
令和5年10月10日	健康福祉部子ども・子育て支援課書類監査 教育庁社会教育課ヒアリング
令和5年10月17日	健康福祉部子ども・子育て支援課書類監査及びヒアリング
令和5年10月26日	健康福祉部子ども・子育て支援課書類監査 教育庁社会教育課書類監査及びヒアリング
令和5年11月6日	健康福祉部子ども・子育て支援課書類監査
令和5年11月13日	健康福祉部地域福祉課書類監査及びヒアリング 健康福祉部健康推進課書類監査 健康福祉部子ども・子育て支援課書類監査
令和5年11月17日	健康福祉部健康推進課書類監査及びヒアリング 健康福祉部子ども・子育て支援課書類監査及びヒアリング
令和5年11月22日	健康福祉部健康推進課ヒアリング 健康福祉部子ども・子育て支援課書類監査及びヒアリング
令和5年11月28日	健康福祉部健康推進課ヒアリング

	健康福祉部子ども・子育て支援課書類監査及びヒアリング 健康福祉部障がい福祉課書類監査
令和5年12月1日	健康福祉部青少年家庭課書類監査及びヒアリング 健康福祉部子ども・子育て支援課書類監査 健康福祉部障がい福祉課書類監査及びヒアリング
令和5年12月4日	政策企画局女性活躍推進課書類監査及びヒアリング 健康福祉部青少年家庭課書類監査及びヒアリング
令和5年12月5日	(一社)しまね縁結びサポートセンター書類監査及びヒアリング
令和5年12月12日	健康福祉部子ども・子育て支援課ヒアリング 教育庁教育指導課書類監査及びヒアリング
令和6年2月5日	報告書検討(政策企画局女性活躍推進課、総務部人事課、健康福祉部障がい福祉課、教育庁社会教育課)
令和6年2月10日	報告書検討(内部協議)
令和6年2月27日	監査委員への説明
令和6年3月11日	知事報告・正副議長報告

\* 上記のほか各自で報告書作成などを行っている。